



子ども・子育て 支援計画 2020



「子育てするなら北区が一番」をより確かなものへ



子育てをめぐる環境が大きく変化する現代社会においては、子育て家庭における様々なニーズに対応するとともに、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを実現するため、子どもや子育て支援の更なる充実を図ることが求められています。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援が重要となります。

区では、本計画と同時期に策定する「北区基本計画 2020」の中で、「新たな時代に 未来への希望を紡ぐ ふるさと北区」をコンセプトに、「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」を引き続き最重要課題に位置付け、十年後、さらにはその先の将来を見据え、新たな時代に対応した事業を計画化し、夢や希望が未来につながる区政を着実に推進していく考えを示しました。

この考えを実現し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援の総合的な推進を図り、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、「北区子ども・子育て支援計画 2020」を策定いたしました。

本計画では、妊娠期から出産期、乳幼児期、そして学齢期まで、それぞれのステージに寄り添った切れ目のないきめ細かな支援の充実や、保育所・学童クラブの待機児童解消に向けた定員拡大を進めるとともに、保育の質の向上を図り、子育てファミリー層・若年層が安心して住み続けられる環境づくりの推進を掲げています。また、児童虐待防止に向けた取組の強化や、児童相談所をはじめとした子ども・教育に関する複合施設の設置に向けた準備を進め、子どもたちの健やかな育ちをサポートする体制の充実を図ってまいります。

子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は地域社会と一体となって子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進め、安心して子どもを生み育てられるよう子育て家庭を支援していきます。そのためにも、本計画に掲げた取組を着実に推進し、希望に満ちた新たな時代「令和」の幕開けから、未来を担う子ども達に夢と希望のたすきをつなげ、「子どもの最善の利益」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました「北区子ども・子育て会議」の委員の皆さまと北区議会及び区民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	8
4 計画の策定方法.....	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	9
1 子ども・子育てを取り巻く現状.....	11
2 教育・保育施設の利用状況.....	20
3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の実績.....	26
4 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果.....	33
5 子ども・子育てを取り巻く課題.....	56
第3章 計画の基本的考え方	63
1 基本理念.....	65
2 基本的な視点と基本方針.....	66
3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の体系.....	67
第4章 次世代育成支援行動計画	69
1 次世代育成支援行動計画の考え方.....	71
2 施策目標.....	72
3 次世代育成支援行動計画の体系.....	74
4 個別目標別主な取組.....	75
施策目標1 家庭の育てる力を支援.....	75
施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり.....	81
施策目標3 未来を担う人づくり.....	87
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援.....	96
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり.....	101
第5章 子ども・子育て支援事業計画	105
1 子ども・子育て支援事業計画の考え方.....	107
2 区域設定.....	107
3 人口推計.....	108
4 子ども・子育て支援事業計画の体系.....	109
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	110
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	114
第6章 計画の推進に向けて	129

1 計画の推進状況の把握	131
2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働	132

資料編 133

1 主な取組事業一覧	135
2 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄)	150
3 北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿	152
4 北区子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過	154
5 児童憲章	156
6 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)	157

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 国の動向

わが国では、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いており、少子高齢化が急速に進んでいます。平成28年には全国の出生数が100万人を切り、その後も減少の一途を辿っています。

国では、少子高齢化に真っ向から挑むこととし、「夢をつむぐ子育て支援」など「新・三本の矢」の実現を目的とする「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成28年6月に閣議決定されました。同プランでは、「希望出生率1.8」の実現に向けた若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、平成28年度からの10年間のロードマップを示しています。平成29年6月には、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から平成34年（令和4年）度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

そして、平成29年12月には、「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月1日から実施がはじまり、子育てや教育にかかる費用の負担軽減措置、さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために必要となる質の高い幼児教育の機会を保障するなど、対応が図られています。就学児については、平成30年9月に、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、平成31年度から実施が進められています。

近年、児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所への相談件数は増え続けていることから、平成28年3月に「児童福祉法」の一部が改正され、児童が権利の主体であること、最善の利益が優先して考慮されること等が明文化されるとともに、特別区が独自に児童相談所を設置できることとなりました。児童虐待については、発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、区市町村及び児童相談所の体制強化などを講じることとされています。

子どもの貧困対策については、様々な問題が浮き彫りとなり、早急な対応が求められていることから、平成26年1月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの将来だけでなく、現在に向けた対策であること」、「子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先され、健やかに育成されること」

等の明記が求められ、区市町村では貧困対策計画策定の努力義務が課せられました。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において国際目標とされている持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、「子供の貧困対策」、「次世代の教育振興」、「若者・子供、女性に対する国際協力」、「人道支援の推進」等を推進し、世界の「国づくり」と「人づくり」への貢献に積極的に取り組んでいます。

（2）東京都の動向

東京都では、平成26年12月には、今後の都政運営の新たな指針として、おおむね10年間を計画期間とする「東京都長期ビジョン」を取りまとめ、「世界一の都市・東京」をめざし、少子高齢・人口減少社会への対応をはじめとする課題を解決し、将来にわたる持続的発展が可能な都市モデルを構築することなどを目標に掲げています。

子ども・子育て支援については、これまでの東京都の取組の成果を踏まえ、平成27年3月には、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画をあわせた計画として、「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定しました。また、平成30年3月には、計画の中間見直しを行い、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とあわせて一体的に策定しています。

増加する保育園の待機児童については、平成28年9月に待機児童解消に向けた緊急対策を取りまとめ、①保育所等の整備②人材の確保・定着の支援③利用者支援の充実の3つを柱とした東京都独自の対策に取り組んでいます。また、平成30年6月には、都道府県による区市町村の取組の支援をより実効的なものとするための、「東京都待機児童対策協議会」を設置し、区市町村と協議を進めてきました。

児童虐待対策については、東京都の児童相談所における虐待相談の対応件数が増加を続けており、平成29年度の対応件数は13,707件で過去最多となっていること、虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件が発生していることなどから、児童虐待の防止に向けた取組が急務となっています。東京都では全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、全庁一丸となって平成30年度から児童相談体制の強化に向けた取組を進めています。

子供・若者への支援については、子供・若者を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子供・若者が増え、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化していることから、平成27年8月に「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」を基本方針とした「東京都子供・若者計画」を策定しています。

また、東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、オリンピック・パラリンピック教育に力を入れており、めざすべき人間像や育成すべき資質を掲げ、推進しています。健康増進の観点では、幼稚園や保育所、学校の敷地内の喫煙所設置の禁止や従業員を雇用している飲食店での喫煙禁止等を盛り込んだ「東京都受動喫煙防止条例」が成立し、令和2年4月から全面施行されます。

(3) 北区の動向

北区では、平成11年6月に、21世紀の北区のめざすべき将来像を提示し、区政運営の基本となる考え方をまとめた、「北区基本構想」を策定しました。

平成27年3月に、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と位置づけた「北区基本計画2015」を策定し、3つの優先課題を中心とした取組の充実を図ってきました。そして令和元年度に「北区基本計画2015」を改定し、具体的な事業計画を検討のうえ、新たな「北区基本計画2020」及び中期計画を策定しました。

また、平成27年3月には、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けた「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての事業計画である「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策を展開しました。

教育分野においては、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造をめざし、教育環境のあり方の見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、実施計画となる「北区教育ビジョン2015」を平成27年3月に策定し、さらに令和元年度にはこれを改定し「北区教育ビジョン2020」を策定しました。

「子育て」と「教育」の両部門がさらに連携を強化し、子ども、保護者、家庭、地域、学校への施策を効果的・効率的に展開することで、乳幼児期から学齢期までの一貫した取組を展開する組織とするため、平成28年4月に「子ども家庭部」を「子ども未来部」として教育委員会へ移管し、教育委員会を「教育振興部」と「子ども未来部」の二部制としました。

子どもの貧困対策については、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定をうけて、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を平成29年3月に策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取組を推進しました。

平成27年7月に策定した「北区教育大綱」は、北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「北区教育・子ども大綱」として改定し、令和元年11月に策定しました。

(4) 計画策定の目的

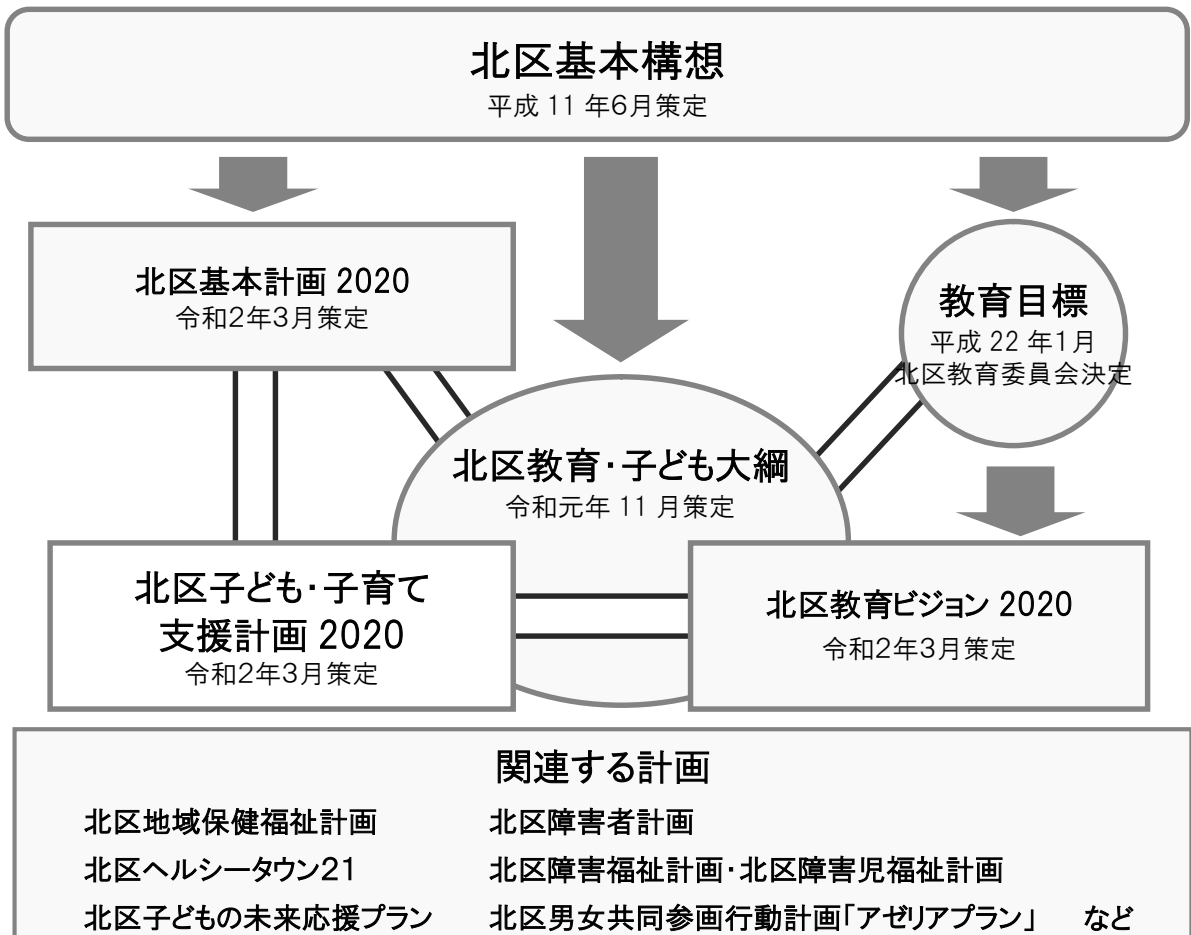
こうした経緯を踏まえ、「北区子ども・子育て支援計画2015」から引き続き、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、「北区子ども・子育て支援計画2020」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2

計画の位置づけ

- 本計画は、生まれてから社会の一員として自立していくまで、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区の取組」です。
※本計画の対象は、原則 18 歳未満の子ども（妊娠時含む）とその保護者（家庭）としますが、施策によっては概ね 20 歳未満までの子どもとします。
- 本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と、「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成します。
- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」ならびに令和元年 11 月策定の「北区・教育子ども大綱」を踏まえ、本計画と同時の令和 2 年 3 月に策定の「北区基本計画 2020」などの上位計画や「北区教育ビジョン 2020」、また、「地域保健福祉計画」や「子どもの未来応援プラン」など、他の関連計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

図表 北区子ども・子育て支援計画の位置づけ



【 参 考 】 北区教育・子ども大綱

令和元年11月、総合教育会議における区長と教育委員会との協議・調整を経て、今後5年間の北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針となる「北区教育・子ども大綱」を策定しました。このなかで、子ども分野に関わる部分は次のとおりです。

北区教育・子ども大綱 ～子ども分野の抜粋～

【理念】（教育・子ども共通）

- ・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- ・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

【子ども分野】

子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。

また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。

基本方針

“子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

3

計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とします。

「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。その際に「次世代育成支援行動計画」についても、必要に応じて修正を図るものとします。

4

計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子ども（0～5歳）の保護者、②小学1年生から6年生までの子ども（6～11歳）の保護者、③世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者（ひとり親世帯）、④12～18歳の区民、⑤25～44歳の区民、⑥妊産婦を対象として、「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成30年度に実施しました。

(2) 北区子ども・子育て会議での審議

本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計21名（令和元年8月から22名）で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「次世代育成支援行動計画部会」と「支援事業計画部会」の2つの部会を設置しました。

本計画については、平成30年7月の北区子ども・子育て会議以降、「次世代育成支援行動計画部会」、「支援事業計画部会」を含め、計11回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和元年12月10日から令和2年1月15日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさまから意見をいただきました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

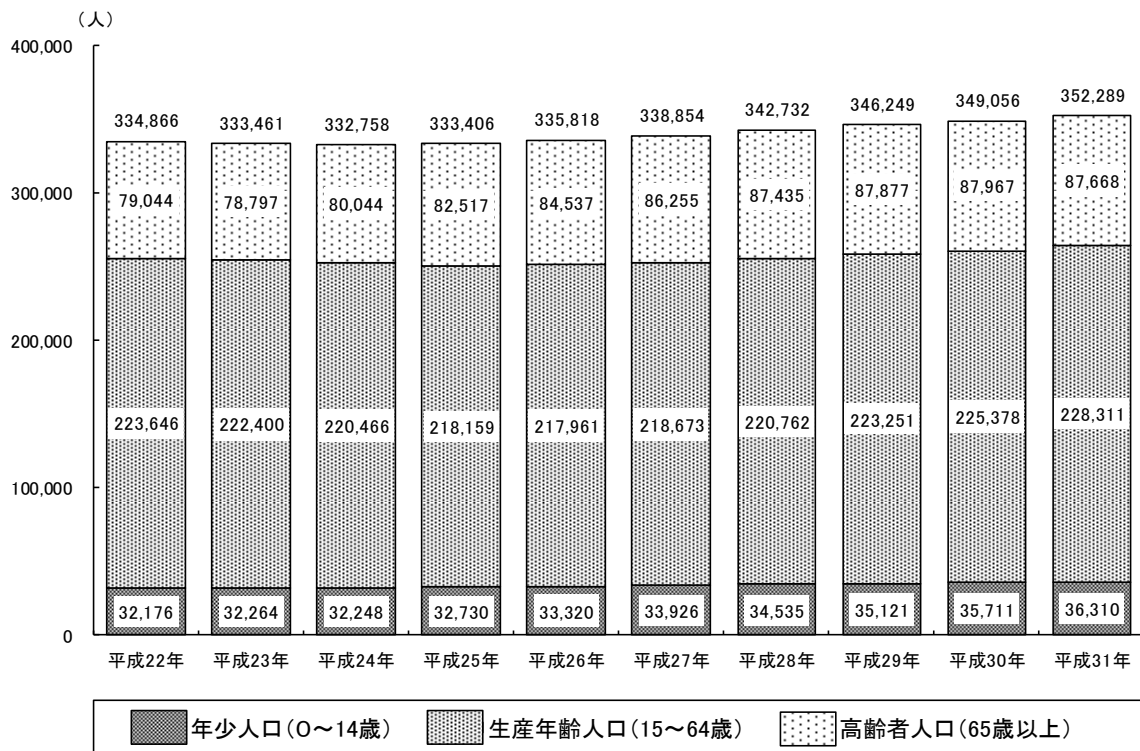
(1) 子ども人口の現状

① 北区における人口の推移

北区の総人口は増加が続いており、平成31年4月1日現在は35万人を超え、352,289人となっています。

平成26年まで減少傾向にあった生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年以降増加に転じています。年少人口（0～14歳）は増加傾向、高齢者人口（65歳以上）は平成28年から横ばいとなっています。

図 人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

平成31年4月1日現在の3区分年齢別の地域別人口とその割合を見ると、人口は赤羽地域が最も多くなっています。赤羽地域の年少人口(0～14歳)は15,566人で、割合も11.0%と、他地域に比べ多くなっています。

表 3区分年齢別の地域別人口・割合(平成31年4月1日現在)

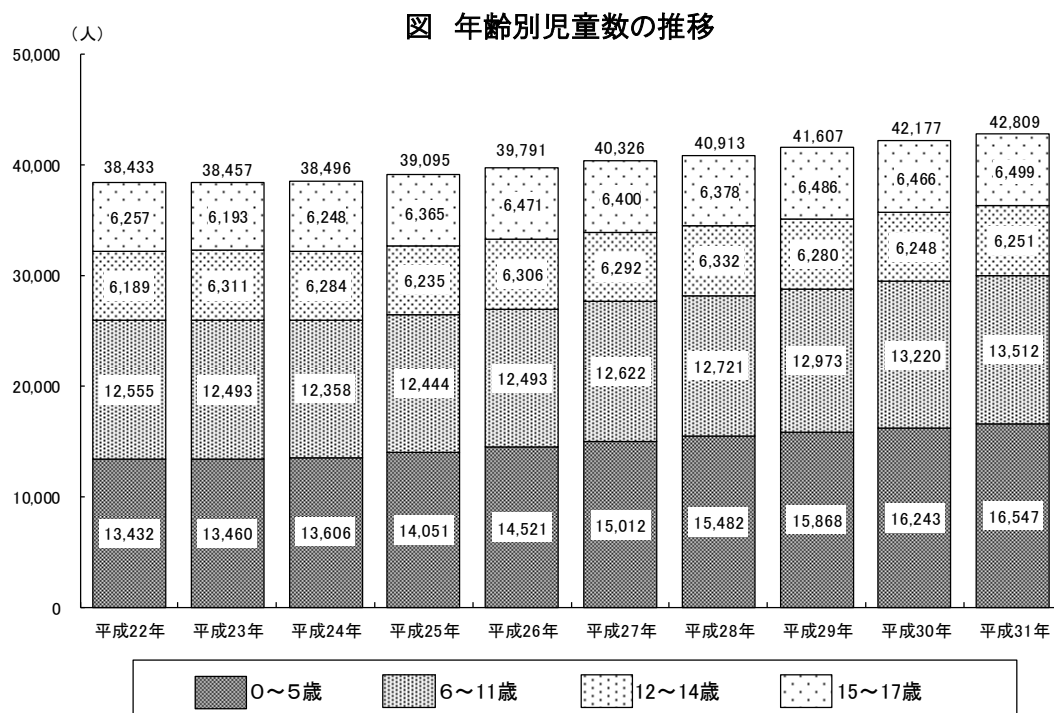
(単位:人, %)

	赤羽地域	王子地域	滝野川地域	北区全域
年少人口 (0～14歳)	15,566	11,131	9,613	36,310
	11.0	9.8	9.9	10.3
生産年齢人口 (15～64歳)	89,636	72,865	65,810	228,311
	63.5	64.0	67.7	64.8
高齢者人口 (65歳以上)	36,041	29,870	21,757	87,668
	25.5	26.2	22.4	24.9
合計	141,243	113,866	97,180	352,289

出典:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

② 北区における年齢別児童数の推移

0～18歳未満の児童数は増加傾向が続いており、平成31年4月1日現在42,809人となっています。特に0～5歳の人口で増加が見られ、平成22年と比べ3,115人増加しています。



出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)
 ※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

表 年齢別の児童数・割合

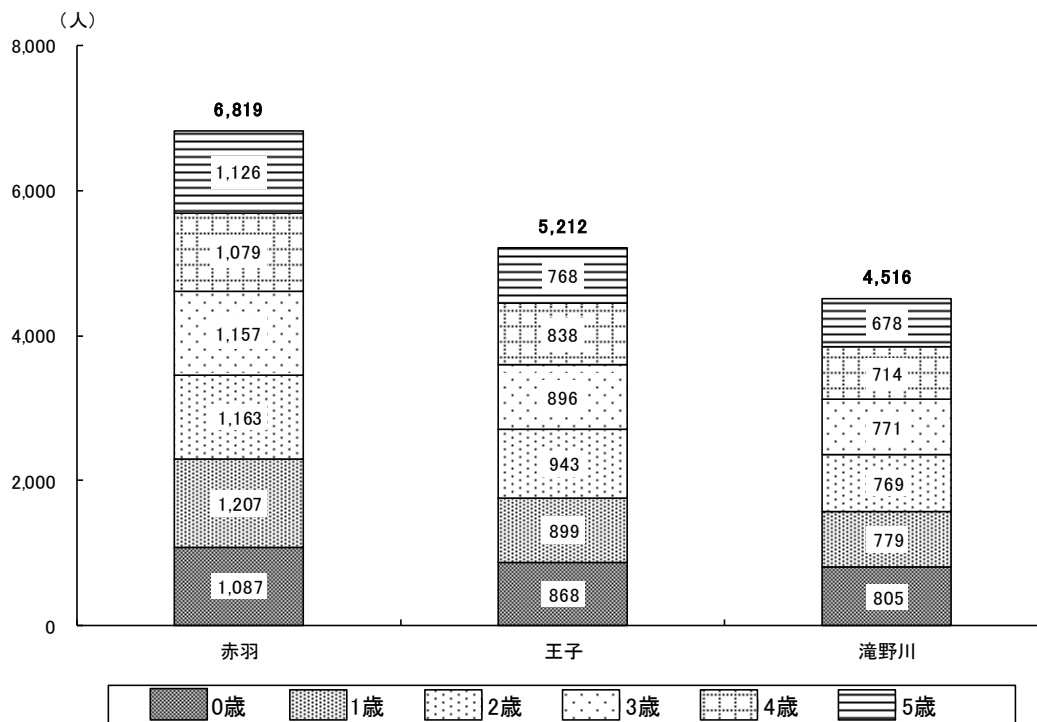
(単位:人,%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	22→31年の差	27→31年の差
0歳	2,424	2,413	2,351	2,468	2,657	2,725	2,901	2,896	2,818	2,760	336	35
	18.0	17.9	17.3	17.6	18.3	18.2	18.7	18.3	17.3	16.7		
1歳	2,349	2,382	2,409	2,462	2,510	2,707	2,708	2,918	2,906	2,885	536	178
	17.5	17.7	17.7	17.5	17.3	18.0	17.5	18.4	17.9	17.4		
2歳	2,223	2,263	2,309	2,412	2,449	2,478	2,661	2,674	2,867	2,875	652	397
	16.6	16.8	17.0	17.2	16.9	16.5	17.2	16.9	17.7	17.4		
3歳	2,247	2,170	2,238	2,307	2,373	2,433	2,470	2,597	2,637	2,824	577	391
	16.7	16.1	16.4	16.4	16.3	16.2	16.0	16.4	16.2	17.1		
4歳	2,073	2,188	2,146	2,245	2,288	2,364	2,386	2,460	2,592	2,631	558	267
	15.4	16.3	15.8	16.0	15.8	15.7	15.4	15.5	16.0	15.9		
5歳	2,116	2,044	2,153	2,157	2,244	2,305	2,356	2,323	2,423	2,572	456	267
	15.8	15.2	15.8	15.4	15.5	15.4	15.2	14.6	14.9	15.5		
0～5歳	13,432	13,460	13,606	14,051	14,521	15,012	15,482	15,868	16,243	16,547	3,115	1,535
	35.0	35.0	35.3	35.9	36.5	37.2	37.8	38.1	38.5	38.7		
6～11歳	12,555	12,493	12,358	12,444	12,493	12,622	12,721	12,973	13,220	13,512	957	890
	32.7	32.5	32.1	31.8	31.4	31.3	31.1	31.2	31.3	31.6		
12～14歳	6,189	6,311	6,284	6,235	6,306	6,292	6,332	6,280	6,248	6,251	62	▲ 41
	16.1	16.4	16.3	16.0	15.9	15.6	15.5	15.1	14.8	14.6		
15～17歳	6,257	6,193	6,248	6,365	6,471	6,400	6,378	6,486	6,466	6,499	242	99
	16.3	16.1	16.2	16.3	16.3	15.9	15.6	15.6	15.3	15.2		

出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)
 ※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

平成31年4月1日現在の地域別の年齢別就学前児童数は、赤羽地域が6,819人で最も多く、次いで王子地域、滝野川地域となっています。

図 地域別の年齢別就学前児童数(平成31年4月1日現在)

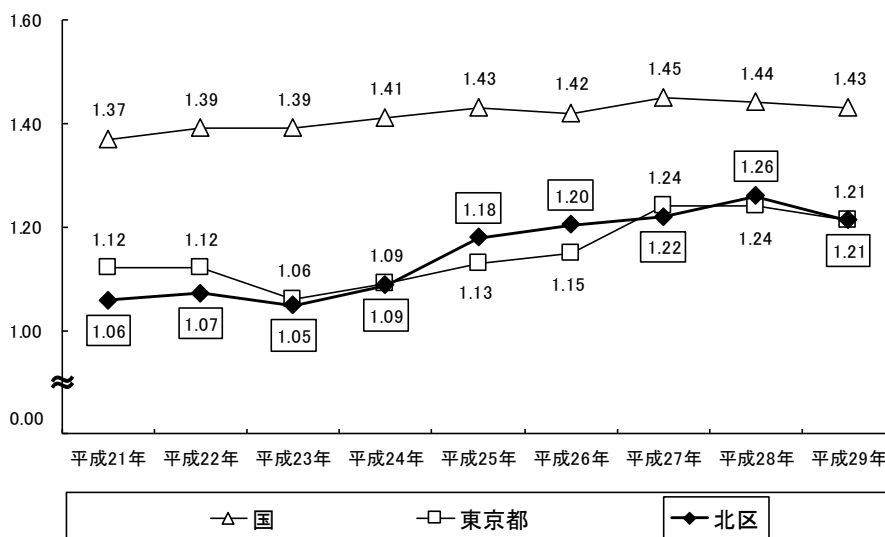


出典:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

③ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

北区の合計特殊出生率は、平成 29 年は 1.21 となっています。国の 1.43 を下回り、東京都と同数となっています。

図 合計特殊出生率の推移・比較

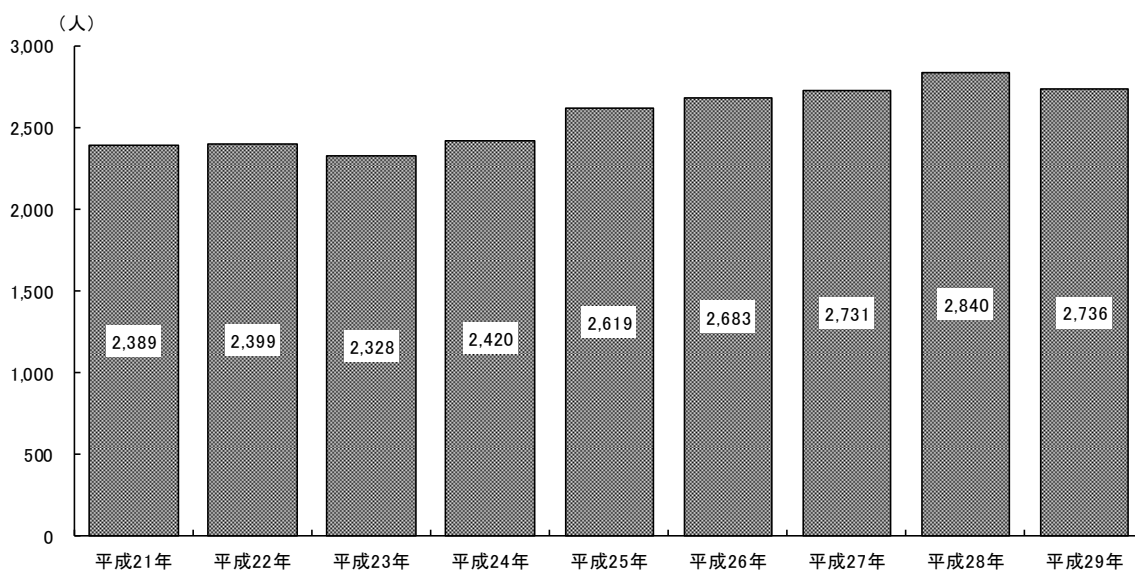


出典：厚生労働省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」
※北区の数値は枠で囲っている

④ 北区における出生数の推移

北区の出生数は、平成 23 年以降、平成 28 年までは増加傾向でしたが、平成 29 年は減少し、2,736 人となっています。

図 出生数の推移

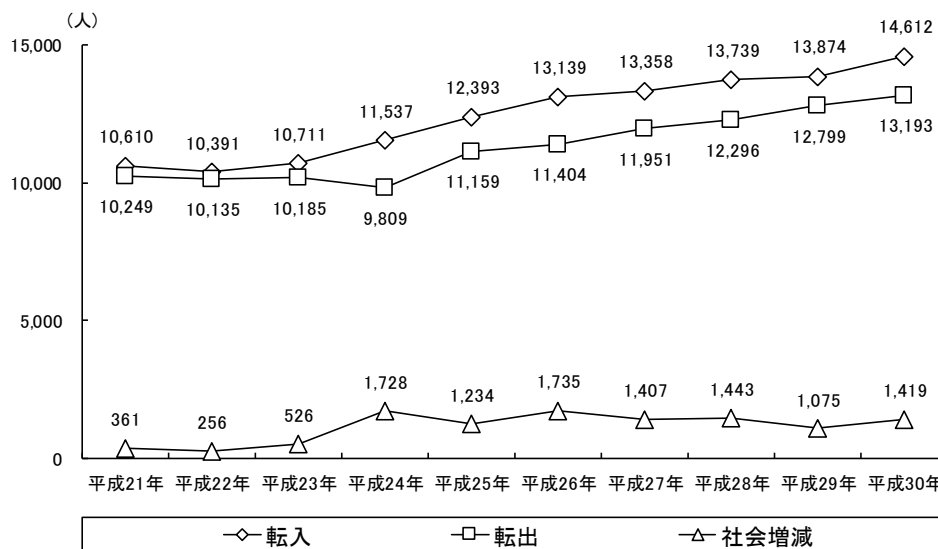


出典：東京都「人口動態統計」

⑤ 北区における社会動態

社会動態は、平成21年から平成30年まで転入人数が転出人数を上回って推移しています。平成30年は1,419人の増となっています。

図 社会動態の推移

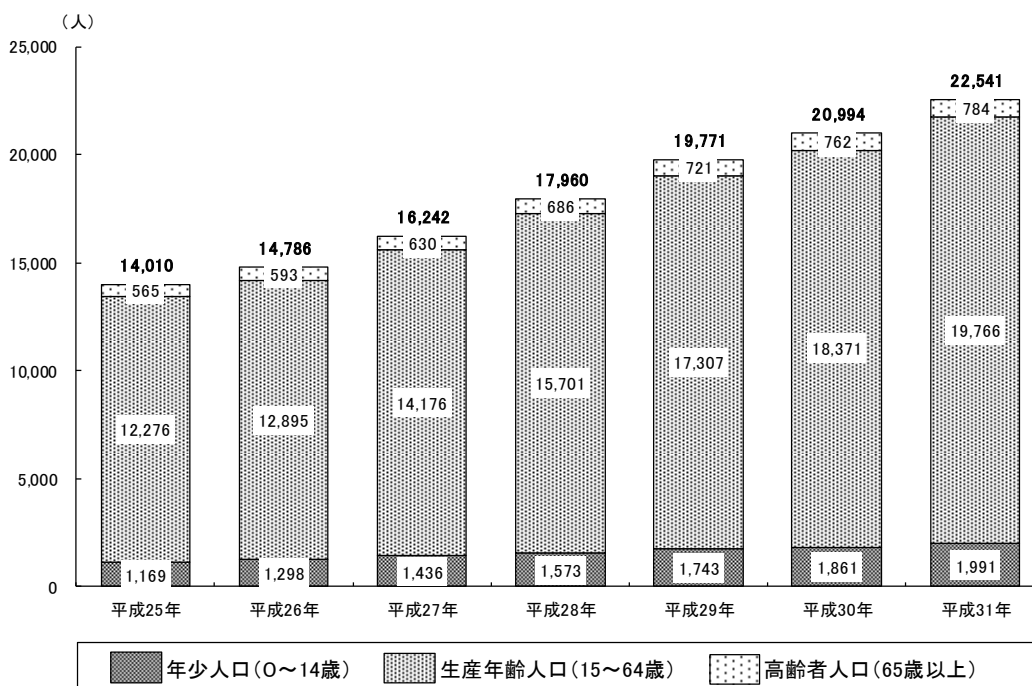


出典：東京都統計データ「人口の動き」

⑥ 北区における外国人人口

外国人人口は、平成25年以降、増加傾向です。3区分年齢別に見ると、特に生産年齢人口(15～64歳)が増加していますが、年少人口(0～14歳)も増加しています。

図 外国人人口の推移



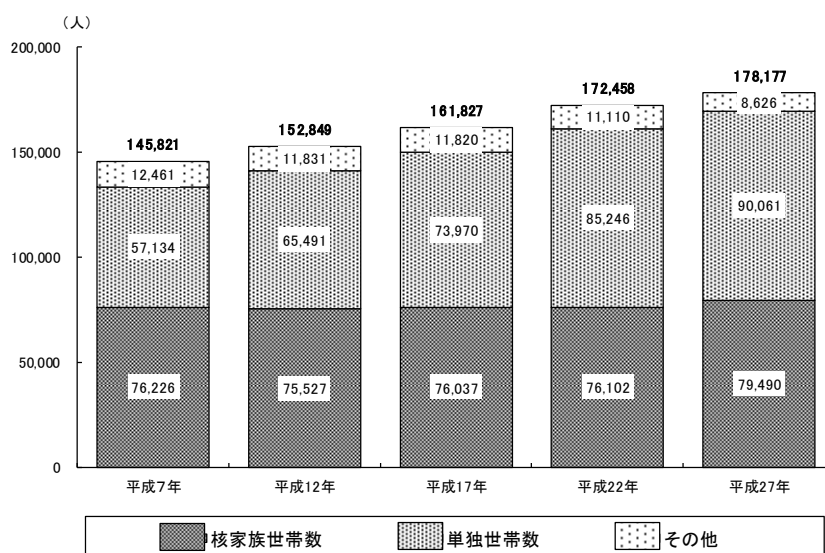
出典：戸籍住民課資料(各年4月1日現在)

(2) 世帯の現状

① 北区における世帯数の推移

世帯数は、増加傾向が続いています。平成22年まで横ばいであった核家族世帯数は、平成27年は79,490世帯となっており、平成22年と比べ3,388世帯増加しています。

図 世帯数の推移

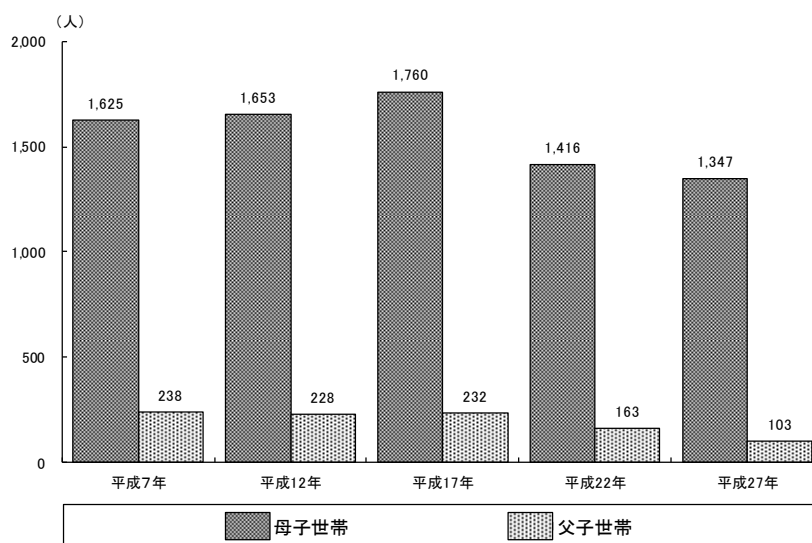


出典：国勢調査

② 北区における母子世帯・父子世帯*数の推移

母子世帯・父子世帯数は、平成22年以降減少しています。平成27年の母子世帯数は1,347世帯、父子世帯数は103世帯となっています。

図 母子世帯・父子世帯数の推移



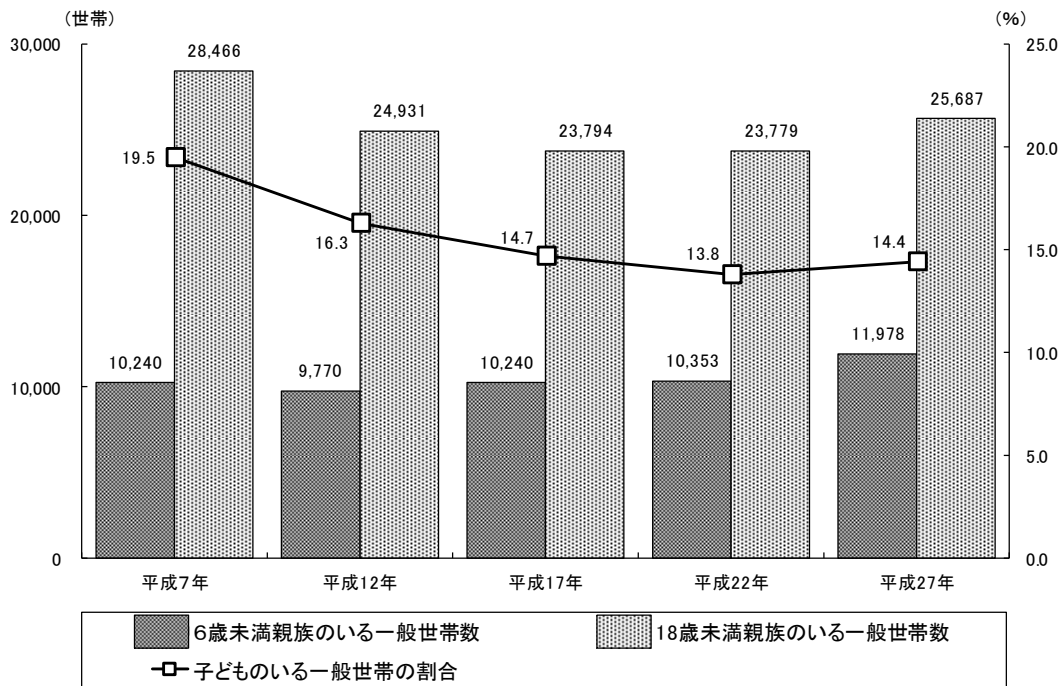
出典：国勢調査

※母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別または離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

③ 北区における子どものいる一般世帯[※]数の推移

子どものいる一般世帯数は、平成12年以降減少傾向でしたが、平成27年は14.4%で、平成22年に比べて0.6ポイント増加しています。

図 子どものいる一般世帯数の推移



出典：国勢調査

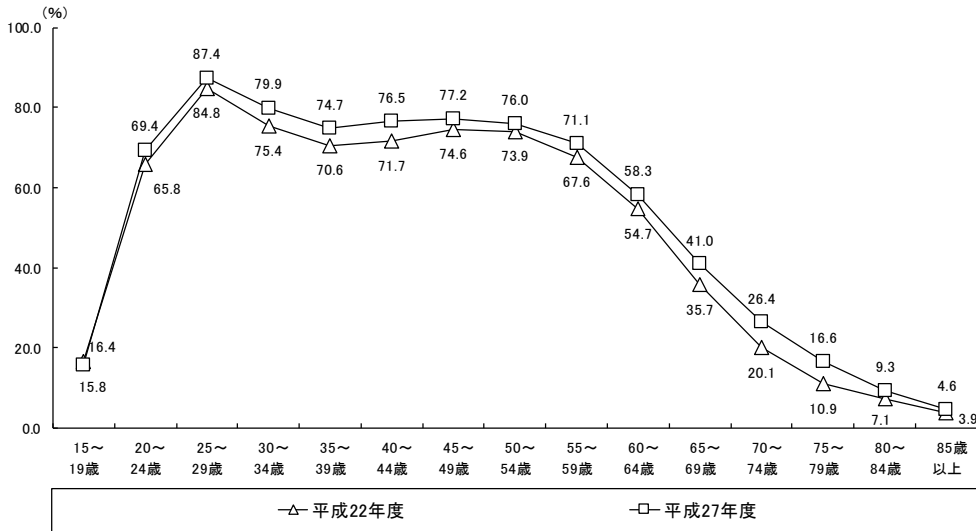
※国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者等です。

(3) 女性の労働力率の現状

① 北区における女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、結婚・育児にあたる30～39歳にかけて低下が見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いています。平成27年は平成22年と比べて、30歳代、40歳代の労働力率が高くなり、「M字カーブ」は緩やかになっています。

図 女性の年齢別労働力率の推移



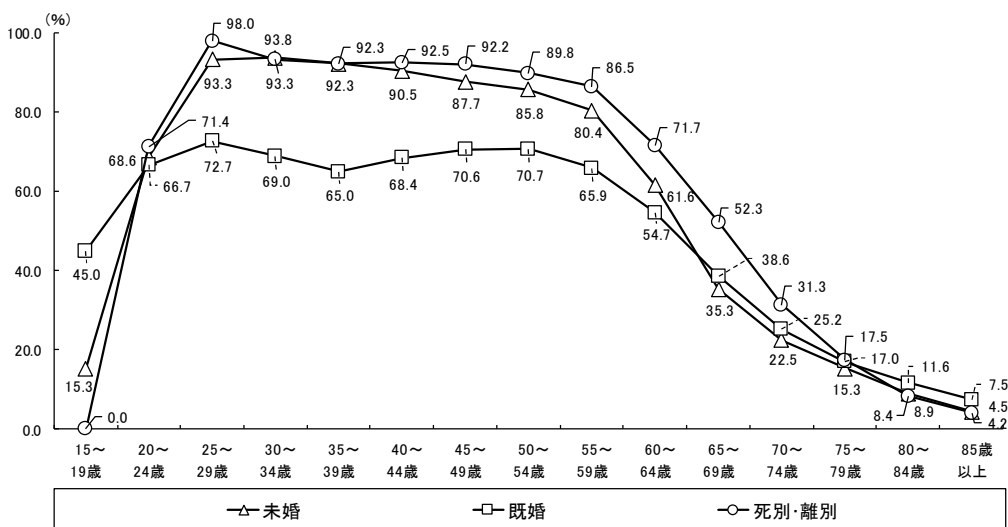
出典：国勢調査

※労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

② 北区における女性の未婚、既婚、死別・離別別労働力率の推移

女性の労働力率について、25～49歳では、既婚の労働力率は60%台から70%強ですが、未婚、死別・離別の労働力率は80%台後半～90%台となっており、大きな差があります。

図 女性の未婚、既婚、死別・離別別労働力率の比較



出典：平成27年度 国勢調査

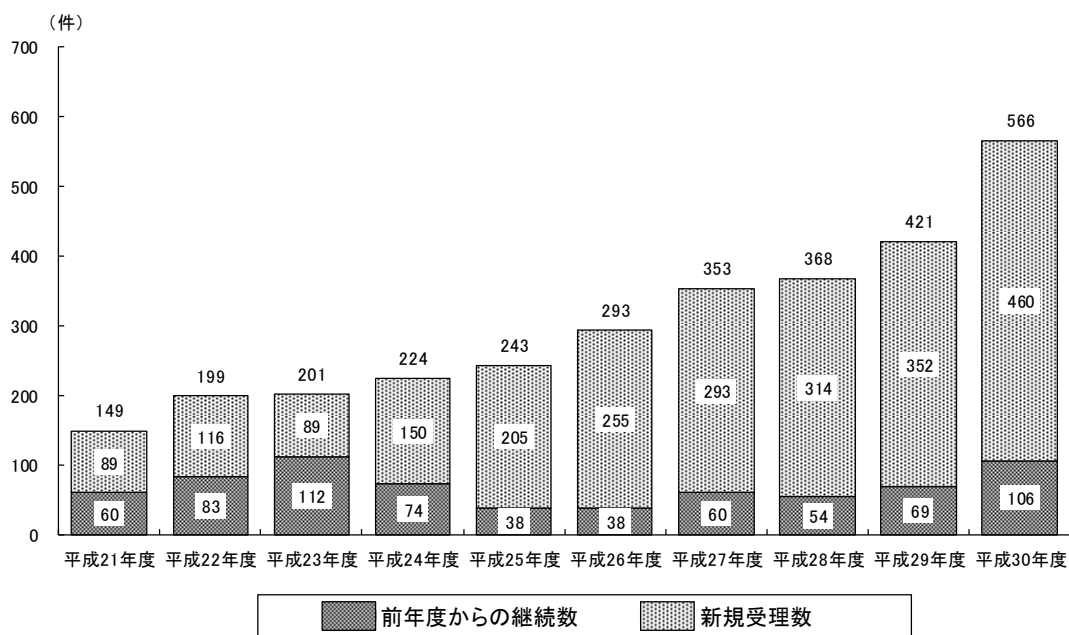
※労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

※「死別・離別」は、死別者数と離別者数を足した数より算出している。

(4) 児童虐待相談件数の状況

北区の子ども家庭支援センターが受理している児童虐待に関する相談件数は年々増加しています。新規受理件数はこの10年で5倍以上に増加しており、平成30年度の相談件数は、前年度からの継続数を含め566件にもものぼっています。

図 児童虐待相談件数の推移



出典：子ども家庭支援センター資料

2

教育・保育施設の利用状況

(1) 北区民の教育・保育施設在籍者数

0～5 歳児における教育施設在籍者数は比較的横ばいに推移していますが、児童数が増加していることから、割合は減少傾向にあります。保育施設在籍者数は年々増加しており、割合も平成 31 年では 50%を超えています。

図 教育・保育施設在籍者数、在宅またはその他のサービス利用者数

(単位:人)

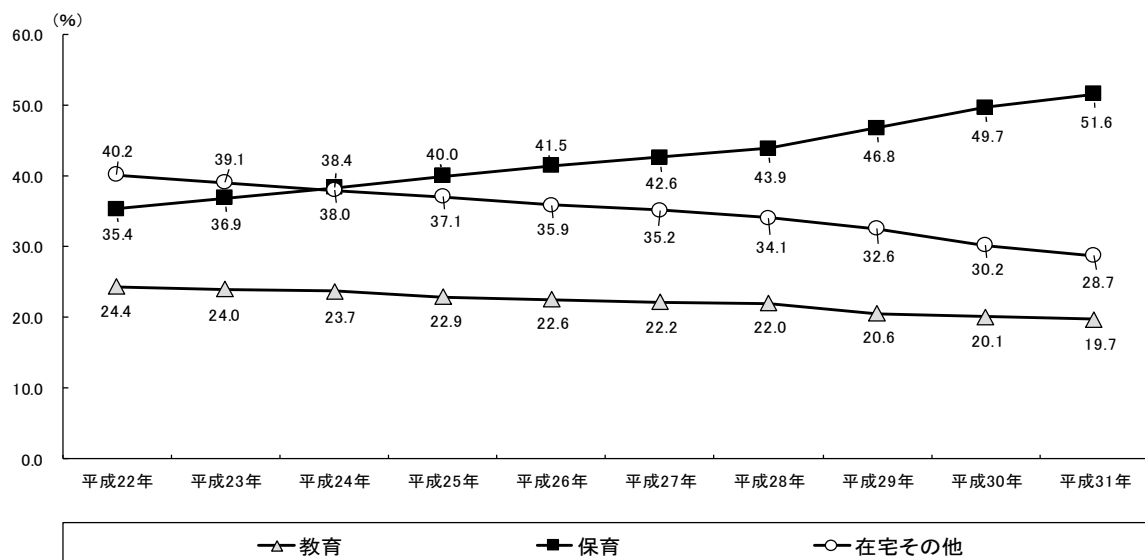
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育	3,276	3,233	3,221	3,215	3,280	3,326	3,399	3,270	3,267	3,259
保育	4,756	4,969	5,220	5,627	6,033	6,398	6,798	7,419	8,068	8,542
在宅その他	5,400	5,258	5,165	5,209	5,208	5,288	5,285	5,179	4,908	4,746
計	13,432	13,460	13,606	14,051	14,521	15,012	15,482	15,868	16,243	16,547

資料: 北区資料

※教育施設は各年 5 月 1 日現在、保育施設と合計数(0～5 歳児童数)は各年 4 月 1 日現在の人数

※北区外施設利用者を含む

図 教育・保育施設在籍者、在宅またはその他のサービス利用者の割合



資料: 北区資料

※教育施設は各年 5 月 1 日現在、保育施設と合計数(0～5 歳児童数)は各年 4 月 1 日現在の人数

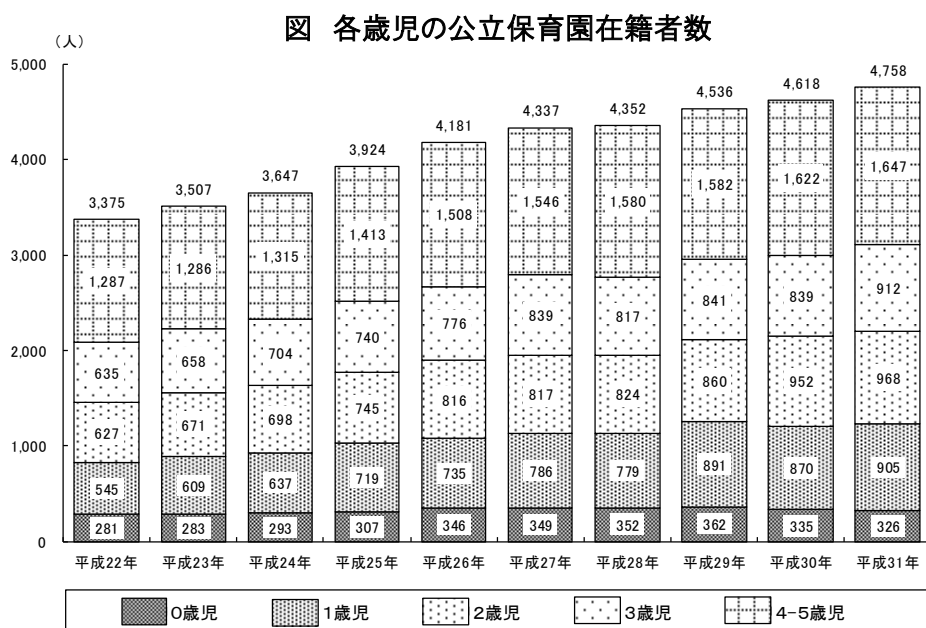
教育施設: 区立幼稚園・認定こども園(教育)、私立幼稚園・認定こども園(教育)、外国人学校

保育施設: 公立保育園・認定こども園(保育)、私立保育園・認定こども園(保育)、地域型保育事業所、認証保育所、家庭福祉員、事業所内保育事業所(地域枠)、保育室(定期利用保育室、平成 29 年度まで)

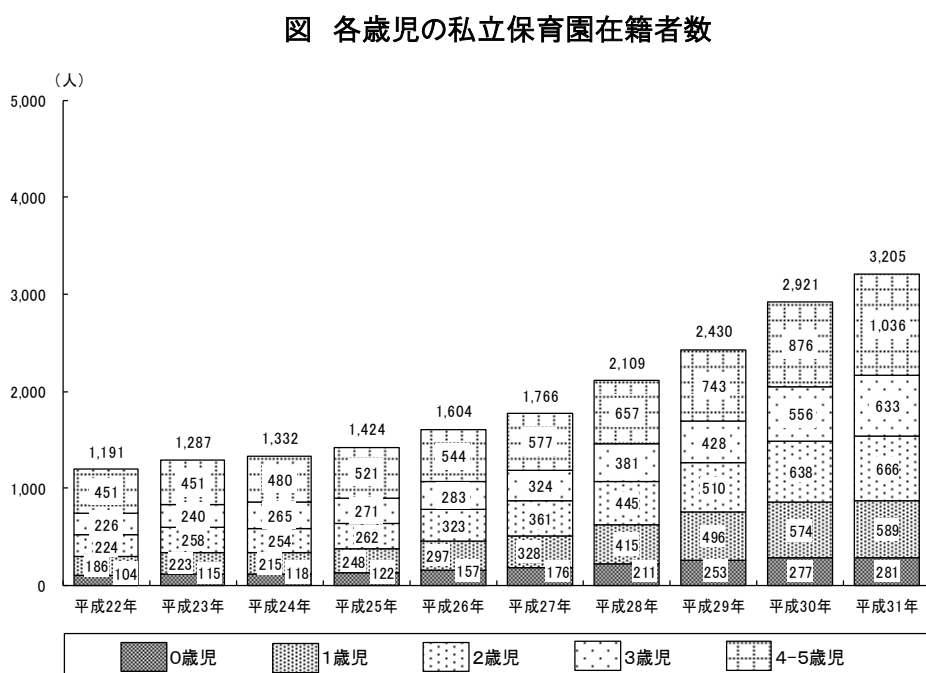
(2) 認可保育園の利用状況

① 北区民の各歳児別保育園在籍者数

年齢別の保育園在籍者数は、公立、私立ともに増加傾向にあります。平成31年4月1日現在、北区民の公立保育園在籍者数は4,758人、私立保育園在籍者数は3,205人（いずれも北区外施設利用者数を含む）となっています。



出典：保育課集計（各年4月1日現在）
※北区外施設利用者を含む



出典：保育課集計（各年4月1日現在）
※北区外施設利用者を含む

② 保育園待機児童数

保育園待機児童数は、平成28年の232人から平成30年には42人と減少しましたが、平成31年には増加し119人となっています。年齢別に見ると、平成31年は1歳児が67人と最も多くなっています。

地域別の待機児童数は、平成30年は滝野川地域のみでしたが、平成31年はすべての地域で待機児童が出ています。

表 年齢別待機児童数

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	4	7	5	7	18	30	49	31	3	16
1歳児	106	21	16	76	22	88	112	35	29	67
2歳児	8	5	12	25	17	29	61	5	2	27
3歳児	1	3	0	17	12	13	10	11	8	9
4歳児	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	119	38	33	125	69	160	232	82	42	119

出典: 保育課集計(各年4月1日現在)

表 地域別待機児童数

(単位:人)

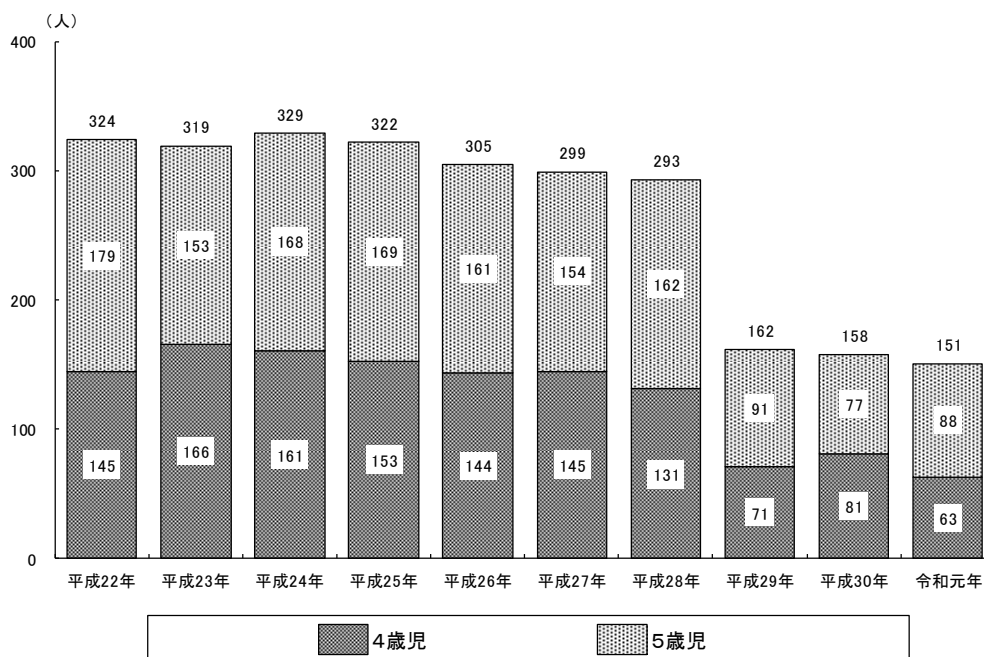
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
赤羽	64	14	12	65	51	59	87	15	0	37
王子	28	13	9	31	4	48	69	16	0	28
滝野川	27	11	12	29	14	53	76	51	42	54
計	119	38	33	125	69	160	232	82	42	119

出典: 保育課集計(各年4月1日現在)

(3) 幼稚園の利用状況

北区民の各歳児の区立幼稚園在籍者数は、平成24年以降緩やかに減少しています。平成29年以降の在籍者数の減少は、さくらだ幼稚園が認定こども園に移行しているためです。私立幼稚園在籍者数は、平成27年以降横ばいとなっています。

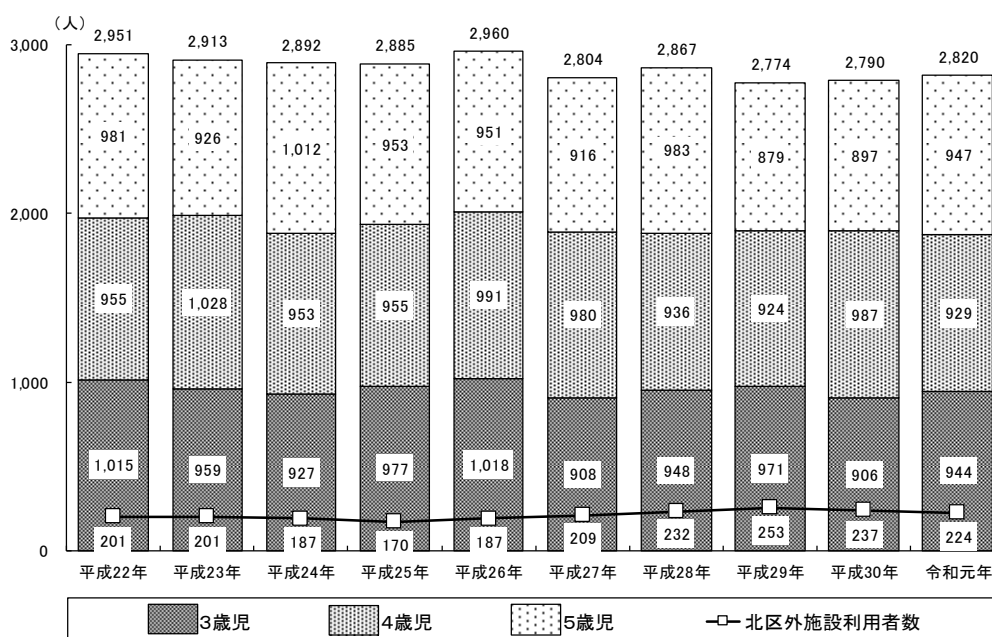
図 各歳児の区立幼稚園在籍者数



出典：学校支援課集計（各年5月1日現在）

※平成29年以降は、さくらだ幼稚園がこども園に移行したためその数値を除いた数値となっている。

図 各歳児の私立幼稚園在籍者数



出典：子ども環境応援担当課集計（各年5月1日現在）

※3歳児の数値には「満3歳」も含む

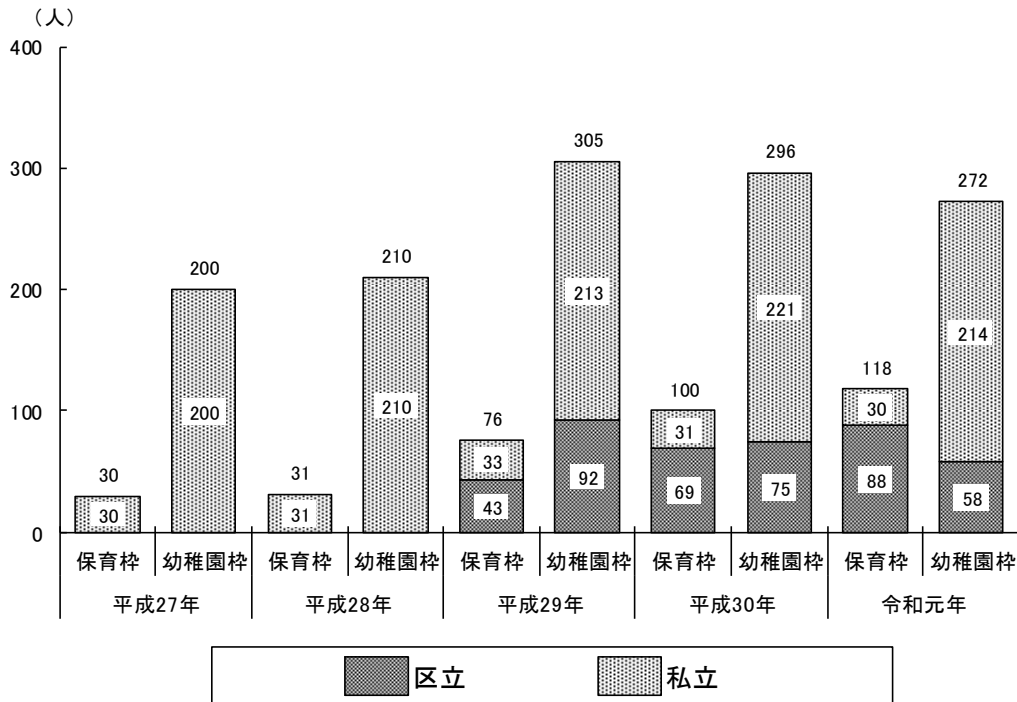
※北区外施設利用者を含む

(4) 認定こども園の利用状況

令和元年5月1日現在の北区の認定こども園は、平成29年に区立さくらだ幼稚園が認定こども園に移行し、区立1園、私立1園となっています。

北区民の認定こども園在籍者数は、令和元年で390人となっています。

図 区立・私立別認定こども園在籍者数



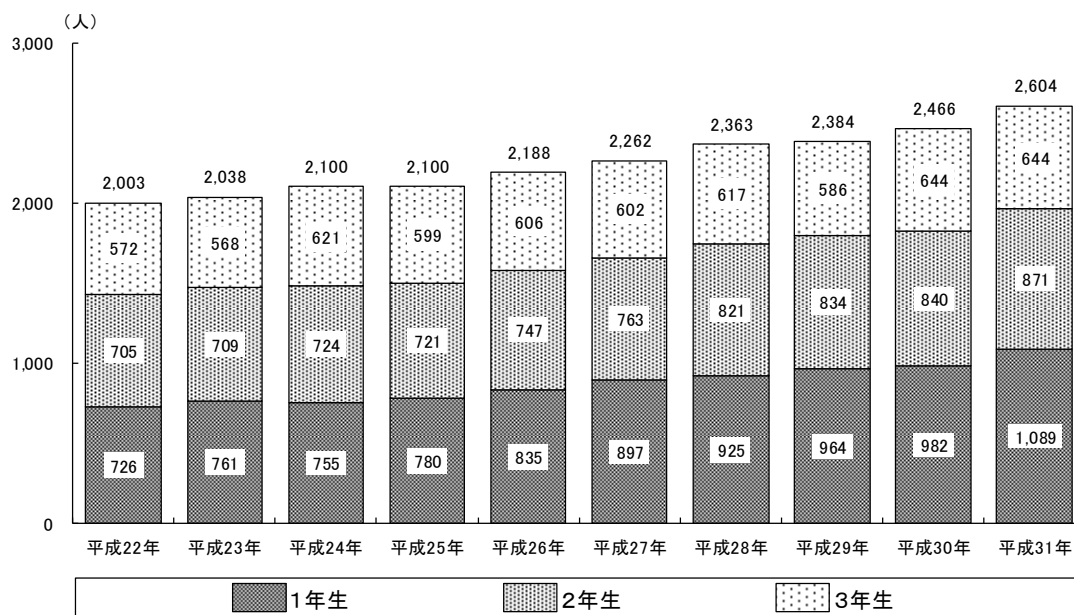
出典：学校支援課集計・子ども環境応援担当課集計（各年5月1日現在）
※北区外施設利用者を含む

(5) 学童クラブの現状

① 学童クラブ在籍者数

学童クラブ在籍者数は、増加傾向にあり、平成31年には2,604人となっています。平成31年を学年別に見ると、1年生が最も多く1,089人となっています。

図 学童クラブ在籍者数



出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

② 学童クラブ待機児童数

学童クラブの待機児童数は平成25年以降大幅に増加しており、平成29年、平成30年は100人を超えましたが、平成31年には減少し80人となっています。平成31年の待機児童数を学年別に見ると、9割近くが3年生で70人となっています。

表 学童クラブ待機児童数

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	4	3	3	1	9	12	9	3
2年生	3	2	0	6	16	20	24	7
3年生	8	7	16	19	26	83	92	70
計	15	12	19	26	51	115	125	80

出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

(1) 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援行動計画の実績として、主な取組事業の一部の成果をまとめています。

施策目標1 家庭の育てる力の支援

保育ニーズに対応した支援サービスの強化に向けて、保育園、学童クラブの整備により定員の拡大を進めましたが、児童数及び保育ニーズの増加が大きく、待機児童の解消には至っていない状況です。

子育てに関する相談・情報提供の充実に向けて、平成 28 年 4 月から子ども家庭支援センターで利用者支援事業を開始するとともに、3か所の健康支援センターと子ども家庭支援センターで子育て世代包括支援センター事業を平成 30 年 4 月から開始しました。また、子育て応援サイト「きたハピ」を作成・更新するとともに、「きたハピモバイル」の構築及びアプリ化を行い子育てに関する情報を集約・発信し、情報提供の充実を図りました。今後も、各種子育て支援に関する冊子をはじめ、情報サイトやアプリの内容の充実、利便性の向上を図り、より多くの子育て世帯に情報の提供・発信を行う必要があります。

親育ちへの支援では、はぴママ学級・パパになるための半日コースやみんなで育児応援プロジェクト、ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）など、乳幼児を持つ保護者を対象に、親育ちのための多様な事業を実施しました。

安心できる妊娠・出産・子育てへの支援のために、妊産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業により、出産前後の母親の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、さらに支援が必要な家庭に対しては継続的なフォローを実施して適切なサービスに結び付けました。また、産前産後サポート事業では、平成 27 年度に産後デイケア事業、平成 29 年度に産後ショートステイ事業をそれぞれ開始し、母親の心身の疲労回復、出産直後の悩みや育児不安等の軽減を図るなど、内容を充実させました。

経済的負担の軽減のために、子ども医療費助成、私立幼稚園等入園祝金交付事業、私立幼稚園等就園奨励費など各種負担軽減策を推進するとともに、就学援助では入学準備金の入学前支給を平成 30 年度の中学校新入学生から（小学校は令和元年度新入学生から）開始するなど、制度の充実を図りました。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

地域における子育て家庭への支援のために、全子どもセンター・児童館で乳幼児クラブ及びサークル活動を実施するとともに、全区立幼稚園で月 2 回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放、子育て相談を実施しました。保育園においても、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供を全園で実施しました。また、各私立幼稚園でも地域開放事業や未就園児への事業を実施しています。

さらに、平成 28 年度には家庭教育力向上アクションプランを作成し、「生活習慣の形成」、

「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を積極的に展開しました。引き続き、在宅で子育てをしている保護者などが孤立しないように、子育て世代が気軽に集まれる拠点や事業を充実させる取組が必要です。

健やかに育ち、育てる地域活動の促進のために、NPO やボランティア団体等が主体となつて行う、子ども食堂の運営など、子育て支援関連の地域づくり活動に対して助成を行いました。また、NPO 法人やボランティア団体からの提案を受け付け、「子育てメッセ de 地域ネットワーク作り」や「外遊び×未来の人育てプロジェクト」などを区との協働事業として実施しました。

地域における子育てネットワークの育成・支援のために、地域ネットワークの拠点として、子育て・子育ての支援を地域全体で行うための児童館ネットワーク事業（わいわいフェスタ、ランチ交流会、わんパーク隊の公園・広場・児童館の花植えや美化活動など）を推進し、利用保護者との協働により区内7地域で実施しました。

子どもの安全を確保する活動の推進では、区民情報メールで不審者等の情報を配信し、注意喚起を行ってきました。また、警察 OB の防犯推進員により、保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）の子どもたちを対象に防犯教室を行うとともに、教職員向けにも不審者対応訓練を実施するなどの防犯対策に取り組んでいます。

施策目標3 未来を担う人づくり

就学前教育の充実として、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業、保護者向けセミナー、幼児教育施設へのコーディネーター派遣を行いました。また、平成 29 年 4 月に区立さくらだこども園（認定こども園）を開設し、幼児期における学校教育と保育を一体的に実施することにより、子どもにとって質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させる場として就学前教育・保育の充実を図りました。引き続き、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行する取組を進める必要があります。

教育の場における子育ての支援のために、小中一貫教育を推進するとともに、グローバル人材育成プロジェクト（理科大好きプロジェクトや英語が使える北区人事業など）や確かな学力向上プロジェクト（学力パワーアップ事業や中学校スクラムサポート事業など）などの多様な事業を推進しました。今後は、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するためにも、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」を実現していくための取組を進めていく必要があります。

自己実現の場と体験機会の提供のために、小・中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催するとともに、オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の運動能力向上プログラムにより身体運動の基礎能力を育成していく「キッズアスレティックス」を、年 12 校に拡大して実施しました。また、社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、全区立小・中学校でキャリア教育を実施し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を行いました。

こころとからだの健全な成長への支援のために、乳幼児健康診査については発育段階に応じ

て、3～4カ月児健診、6・9カ月児健診、1歳6カ月児健診及び3歳児健診を実施しています。また、北区楽しい食の推進委員会による、健やかな心と体を保ち栄養バランスのとれた楽しい食生活を送るための「食育」をテーマとした講座を子どもセンター（児童館）で乳幼児クラブに参加する保護者を対象に実施しています。

子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保のために、区立小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカー4名とスクールソーシャルワーカー統括指導員1名を教育総合相談センターに配置するとともに、改築中の王子第一小学校を除く全校で放課後子ども総合プランを導入し、小学生の居場所をつくりました。また、児童館6館を乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実する子どもセンターへ、1館を中高生世代の居場所であるティーンズセンターへ、それぞれ移行しました。引き続き利用者のニーズを把握しながら、児童館の子どもセンター・ティーンズセンターへの移行を進めていく必要があります。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止と切れ目のない支援に向けて、養育困難家庭への訪問、民間ヘルパーの派遣を行い、保護者の養育力の向上を図りました。また、要保護児童対策地域協議会を配偶者からの暴力防止連絡協議会と合同開催するなど、関係機関相互の緊密な連携を図りました。

ひとり親家庭への支援として、専門の相談窓口であるそらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）を平成29年4月に新たに設置し、ひとり親家庭の生活一般の悩みの相談に応じるだけでなく、ファイナンシャルプランナーや弁護士などの専門員による家計相談や養育費等の法律相談も行いました。また、ハローワーク等と連携しながら、ひとり親家庭の親が就業に結び付きやすい資格の取得や技能を修得する際の費用の一部を支給するなどの就業促進を行っています。

障害のある子どもと家庭への支援のために、子ども発達支援センターさくらんぼ園において就学前の子どもの発達に関する相談から療育までの総合的な支援を行いました。また、特別支援教室を小・中学校全校に設置し、支援体制を整備するとともに、「教育相談所」「就学相談室」「不登校対策室」「特別支援教育窓口」を一元化した「教育総合相談センター」を設置し、子どもと学校、家庭における様々な教育上の課題に対する総合相談の拠点としての機能を充実させました。

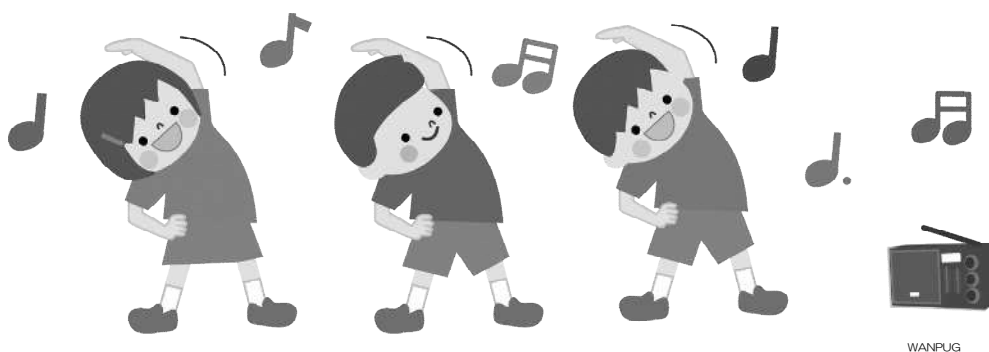
生活困窮家庭への支援のために、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、平成29年3月に北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）を策定しました。このプランに基づき、生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業を開始し、対象者や開催場所を拡大して実施しています。

施策目標5 安心して子育てができる環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会等により情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度、及び企業へのワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣制度を推進しました。

男女が共に担う子育ての推進に向けて、パパ講演会やパパスクールなどの父と子で楽しめる遊びや育児等の講座や、乳幼児を育てる母親向けの講座を行うとともに、多世代が広く地域の育児に関われるよう祖父母世代向けの孫育て講座を実施するなど、「みんなで育児応援プロジェクト」を推進しました。

様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に的確に対応していくためには、国や東京都など、多くの関係機関とのさらなる連携強化も重要です。そのため育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、事業所における従業員の働き方の見直しを推進し、だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現させることが必要です。



(2) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、平成29年度の中間見直しにおいて、平成30年度、令和元年度の2カ年における量の見込みや確保方策の見直しを行いました。ここでは、幼児教育・保育施設と学童クラブの確保量について、達成状況を記載します。

◆保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

平成31年4月1日時点で、北区全域では、特定教育・保育施設、認可外保育施設等とも、令和元年度の目標を達成していませんが、特定地域型保育事業は目標を達成しています。

<北区全域>

(人)

	目標			実績(定員数)					
	令和元年度			平成27年4月1日			平成31年4月1日		
	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	4,888	3,286	714	3,537	2,246	551	4,781	3,084	690
特定地域型保育事業	0	224	87	0	12	6	0	252	116
認可外保育施設等	0	180	49	5	232	66	0	108	29

<赤羽地域>

(人)

	目標			実績(定員数)					
	令和元年度			平成27年4月1日			平成31年4月1日		
	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	2,182	1,353	302	1,589	906	234	2,145	1,266	291
特定地域型保育事業	0	56	24	0	0	0	0	50	30
認可外保育施設等	0	86	28	5	113	32	0	56	18

<王子地域>

(人)

	目標			実績(定員数)					
	令和元年度			平成27年4月1日			平成31年4月1日		
	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,464	964	211	1,046	696	161	1,619	1,078	241
特定地域型保育事業	0	82	30	0	12	6	0	95	36
認可外保育施設等	0	56	9	0	75	19	0	32	8

＜滝野川地域＞

(人)

	目標			実績(定員数)					
	令和元年度			平成27年4月1日			平成31年4月1日		
	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,242	969	201	902	644	156	1,017	740	158
特定地域型保育事業	0	86	33	0	0	0	0	107	50
認可外保育施設等	0	38	12	0	44	15	0	20	3

◆幼稚園 認定こども園（教育利用分）

＜北区全域＞

(人)

	目標		実績			
	令和元年度		平成27年5月1日		令和元年5月1日	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い
北区の子ども	3,176		3,108		3,136	
特定教育・保育施設	602		689		596	
確認を受けない幼稚園※	2,594		2,419		2,540	
他区市町村の子ども	1,761		1,955		1,581	
特定教育・保育施設	106		118		95	
確認を受けない幼稚園※	1,655		1,837		1,486	

※確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない従来型の幼稚園です。

◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）＜1～3年生＞

北区全域では、平成31年4月1日時点で、令和元年度の目標を達成しました。地域別に見ても、3地域ともに目標を達成しました。ただし学校別に見ると、一部の学校で待機児童が発生しています。

(人)

	目標	実績(定員数)	
	令和元年度	平成27年4月1日	平成31年4月1日
赤羽地域(※)	1,240	1,120	1,355
王子地域	790	760	835
滝野川地域	720	650	790
北区全域	2,750	2,530	2,980

※王子第三小学校の学童クラブは赤羽地域で集計しています（八幡山育成室を対象学童クラブとしていたため）。現在は王子第三小学校内に学童クラブが整備されているため、本計画では王子地域で集計しています。

(1) 調査概要

① 調査の目的

この調査は、子育て中の家庭の現状とニーズ、中学生・高校生世代の生活実態や要望・意見などを把握し、子ども・子育て支援法に基づいて策定される本計画の基礎資料とするために実施したものです。

② 調査対象

	調査対象	調査実施数
1	就学前児童の保護者	3,000
2	小学校1年生から6年生までの子どもの保護者	1,000
3	世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者(ひとり親)	1,000
4	12～18歳の区民	1,000
5	25～44歳の区民	1,000
6	妊産婦	463

③ 抽出方法

調査対象1から5：住民基本台帳から無作為抽出

調査対象6：母子手帳交付者または、3～4カ月検診受診の保護者

④ 調査方法

調査対象1から5：郵送配布、郵送回収

調査対象6：直接配布、郵送回収

⑤ 調査期間

調査対象1から5：平成30年10月9日～10月31日

調査対象6：平成30年10月2日～10月31日

⑥ 回収数・回収率

	調査対象	調査実施数	有効回収数	有効回収率
1	就学前児童の保護者	3,000	1,773	59.1%
2	小学校1年生から6年生までの子どもの保護者	1,000	552	55.2%
3	世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者(ひとり親)	1,000	312	31.2%
4	12～18歳の区民	1,000	438	43.8%
5	25～44歳の区民	1,000	264	26.4%
6	妊産婦	463	156	33.7%

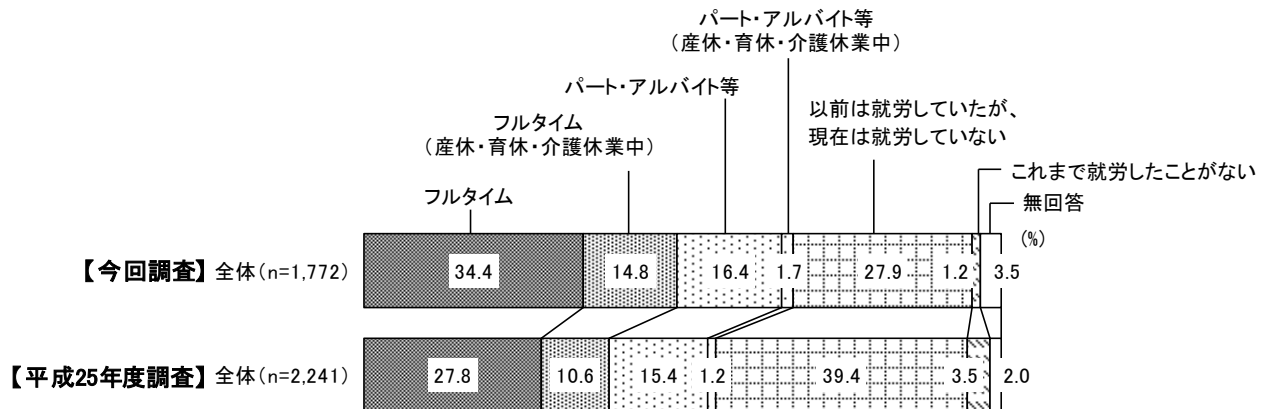
(2) 主な調査結果

① 保護者の状況

◆保護者の就労状況（就学前児童の保護者、小学生の保護者、妊産婦）

ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、フルタイムで働く母親が増加しています。妊産婦では7割がフルタイムで就労しています。

図1 母親の就労状況(全体)【経年比較】《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

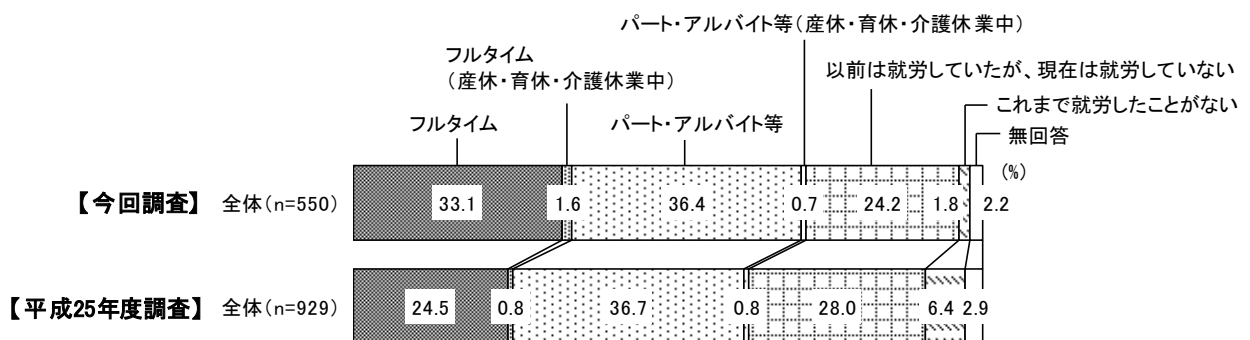
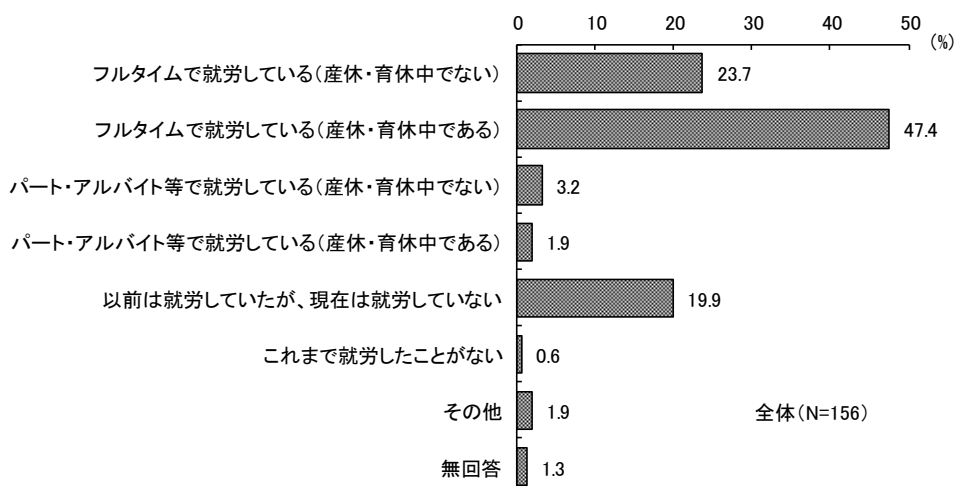


図2 妊産婦の就労状況(全体) 《妊産婦》

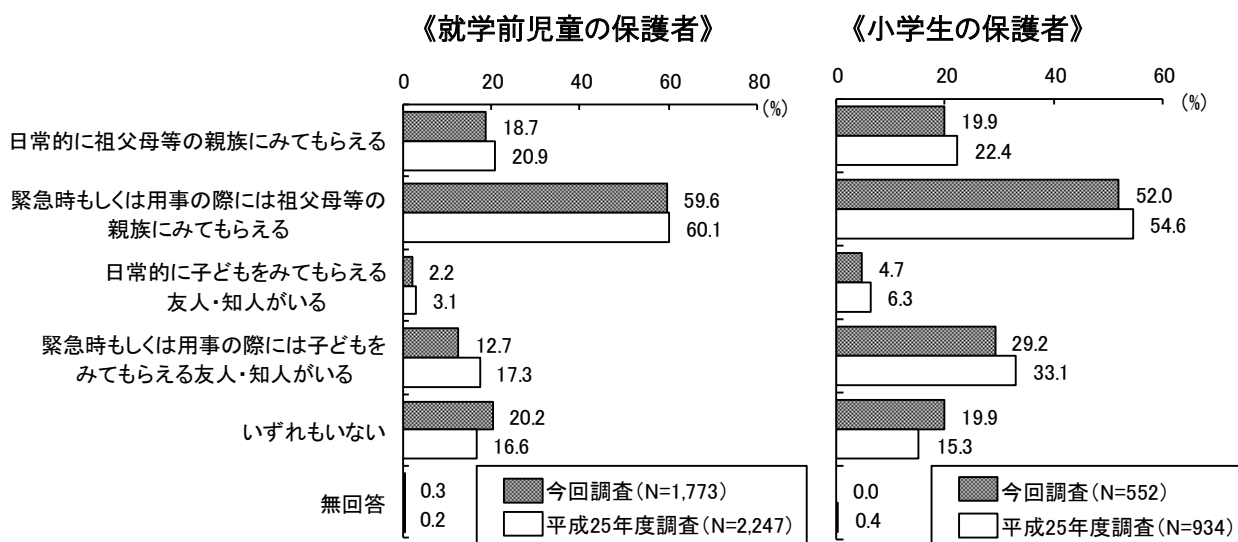


② 子育てに関するつながり

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童の保護者、小学生の保護者）

就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、前回調査より子どもをみてもらえる親族・知人がいない人の割合が高くなっています。

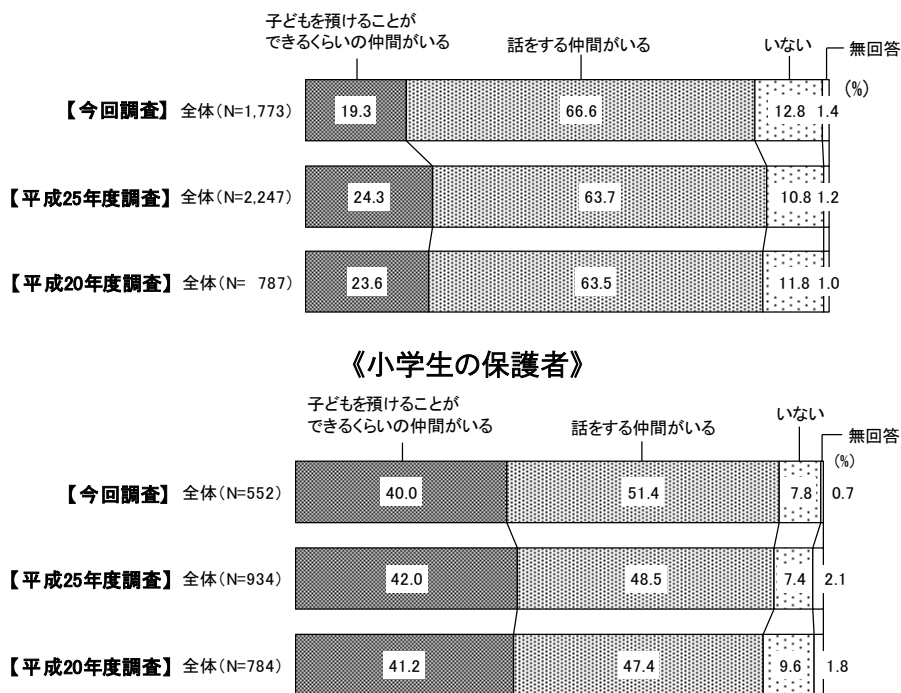
図3 子どもをみてもらえる親族・知人の有無(全体:複数回答)【経年比較】



◆子育ての仲間がいるか（就学前児童の保護者、小学生の保護者）

就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、前回調査より子育て仲間のいない人の割合が高くなっています。

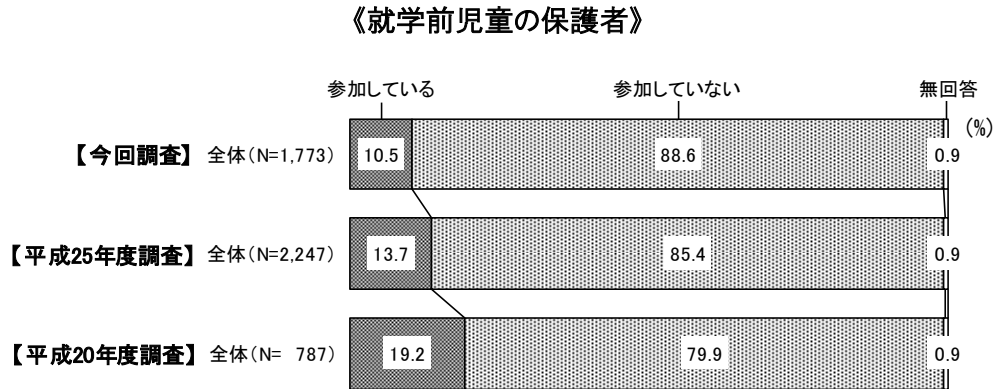
図4 子育ての仲間がいるか(全体)【経年比較】《就学前児童の保護者》



◆子育てサークルなどのグループに参加しているか（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、子育てサークルなどのグループに「参加している」割合は、前回、前々回調査から徐々に低くなっています。

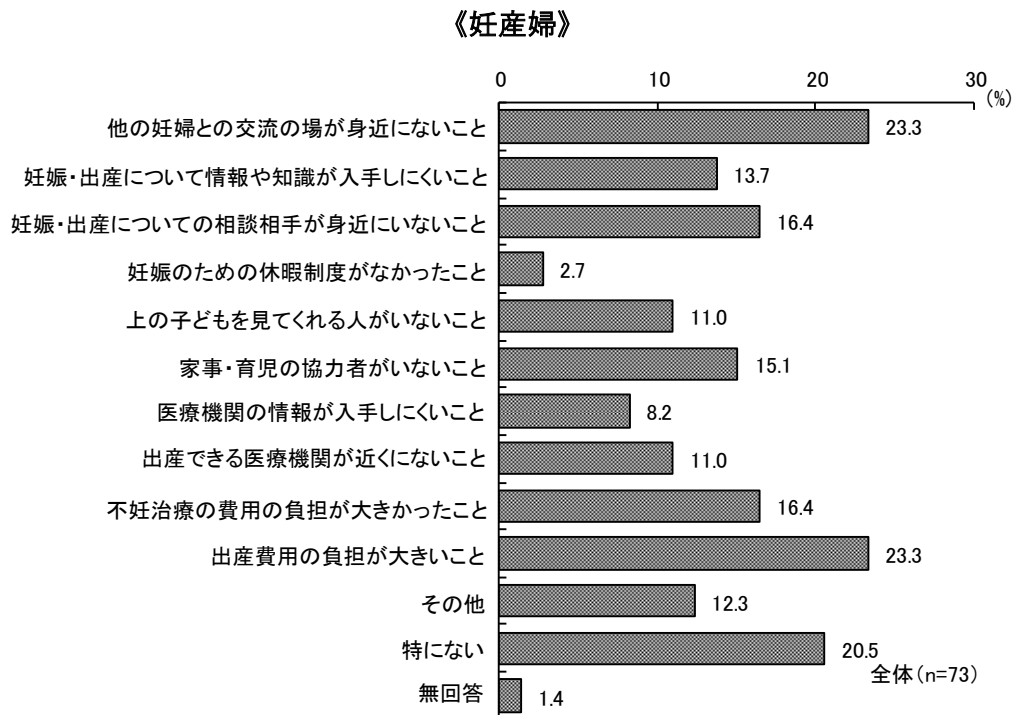
図5 子育てサークルなどのグループに参加しているか(全体)【経年比較】



◆妊娠や出産について困ったこと、困っていること（妊産婦）

妊産婦では、妊娠している方に妊娠や出産について困ったこと、困っていることを聞いたところ、「他の妊婦との交流の場が身近にないこと」と「出産費用の負担が大きいこと」が最も多くなっています。

図6 妊娠や出産について困ったこと、困っていること(全体:複数回答)〈妊娠している方〉



③ 子育ての悩み・不安

◆ 出産やその後の育児の不安感・負担感（妊産婦）

妊産婦では、妊娠している方に出産やその後の育児の不安感・負担感をたずねたところ、「育児に関して何となく不安を感じる」が 50.7%、「出産に関して何となく不安を感じる」が 45.2%となっています。

出産した方に出産やその後の育児の不安感・負担感をたずねたところ、「非常に不安や負担を感じた」が 18.3%、「何となく不安や負担を感じた」と回答した方は 48.8%となっています。

図7 出産やその後の育児の不安感・負担感(全体:複数回答)<妊娠している方>

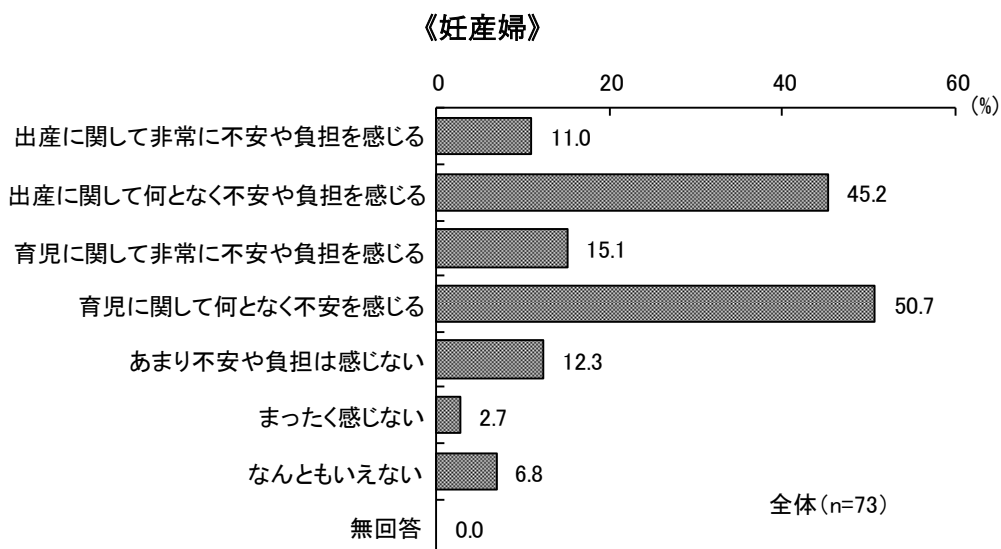
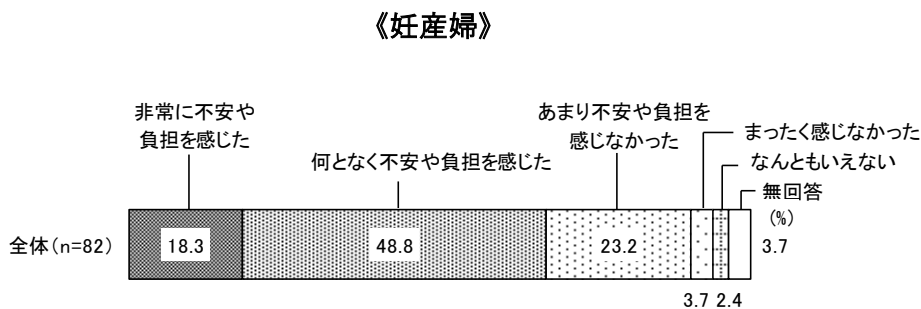


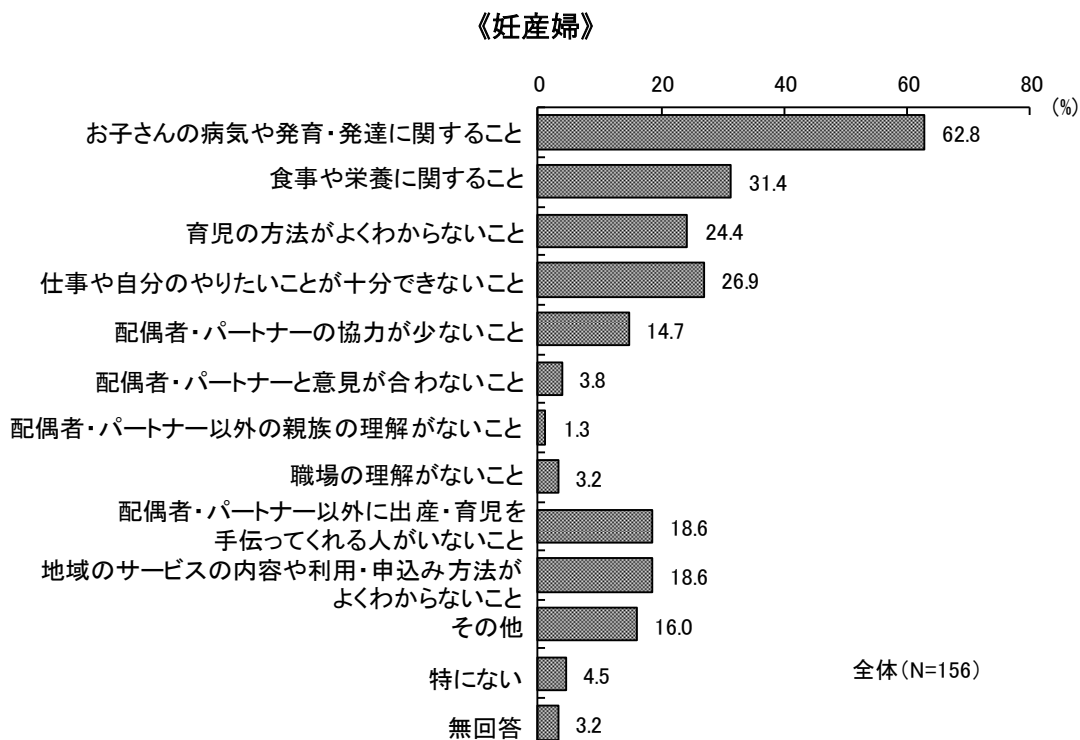
図8 出産やその後の育児の不安感・負担感(全体)<出産した方>



◆出産・育児に関して不安に感じていること（妊産婦）

妊産婦では、出産・育児に関して不安に感じていることは、「お子さんの病気や発育・発達に関すること（62.8%）」が最も多く、「食事や栄養に関すること（31.4%）」、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと（26.9%）」が続いています。

図9 出産・育児に関して不安に感じていること(全体:複数回答)

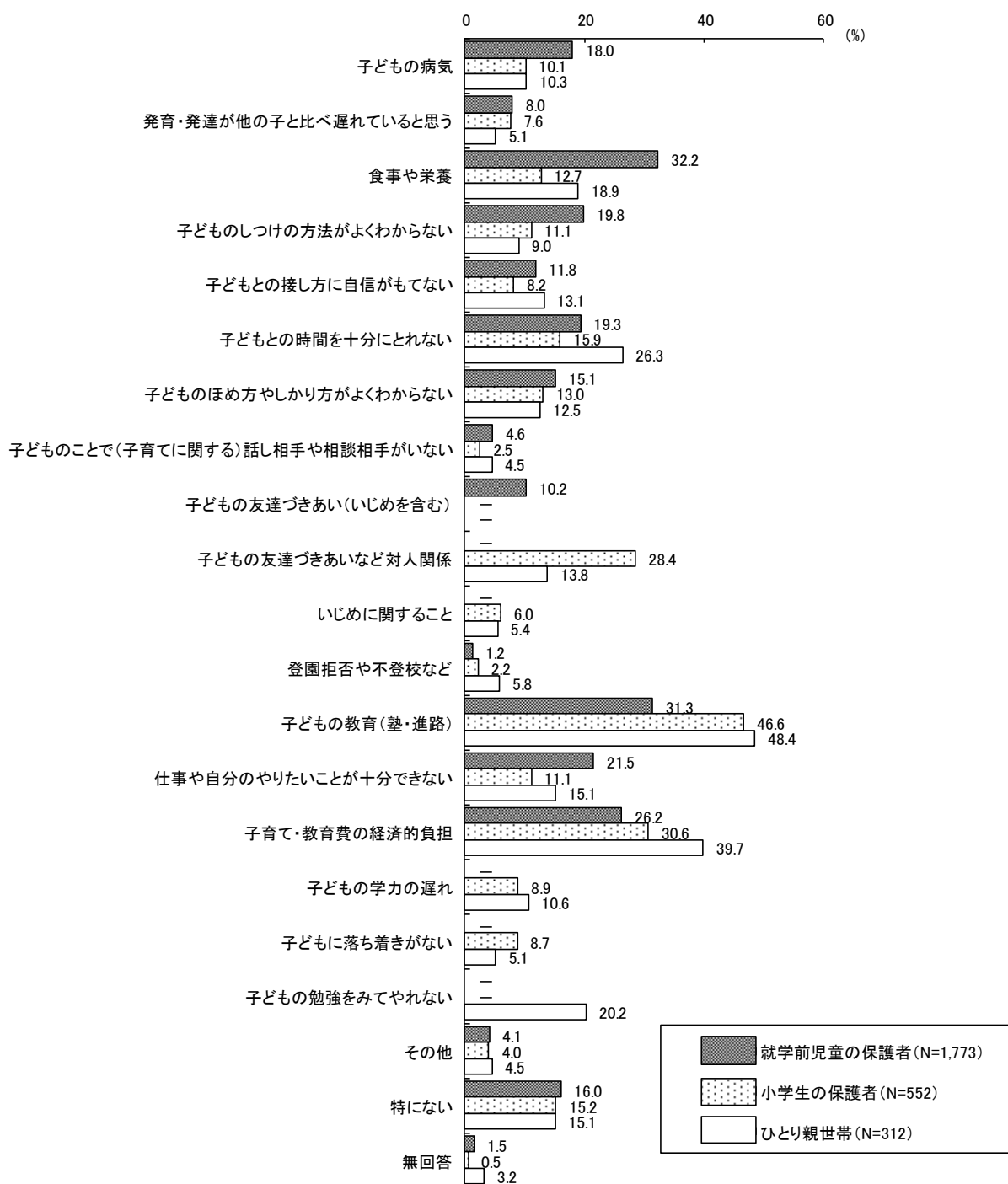


◆子育てに関して悩んでいること・気になること

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

子育てに関して悩んでいること・気になることは、就学前児童の保護者では、「食事や栄養」、小学生の保護者、ひとり親世帯ではいずれも「子どもの教育(塾・進路)」が最も多くなっています。

図 10 子育てに関して悩んでいること・気になること(全体:複数回答)



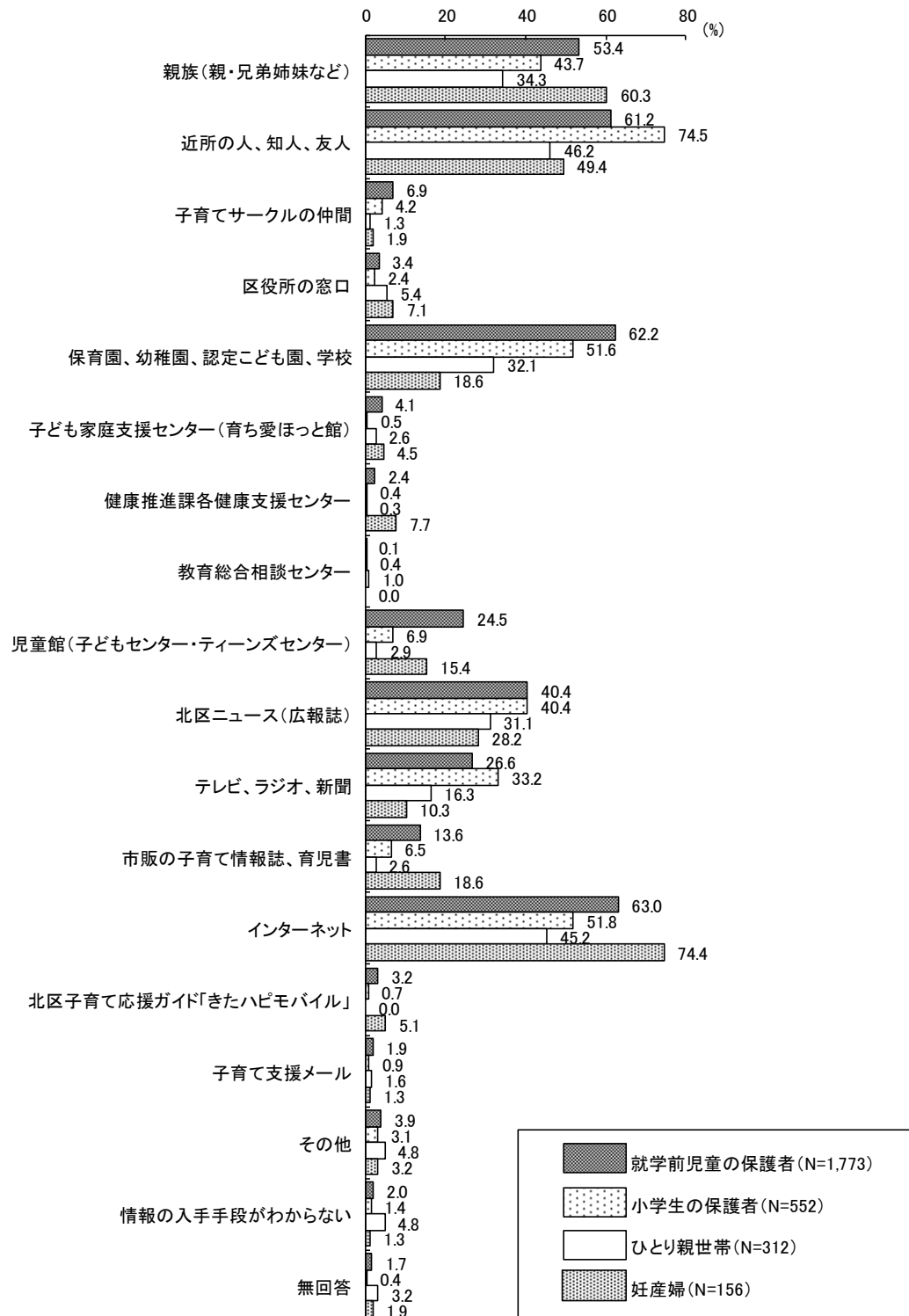
④ 子育てに関する情報、相談相手

◆子育て関連の情報入手方法

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯、妊産婦)

各調査の子育て関連の情報入手方法においては、友人・知人、親族など身近な人、インターネットの割合が高くなっています。特に妊産婦では「インターネット」が最も多くなっています。

図 11 子育て関連の情報入手方法(全体:複数回答)

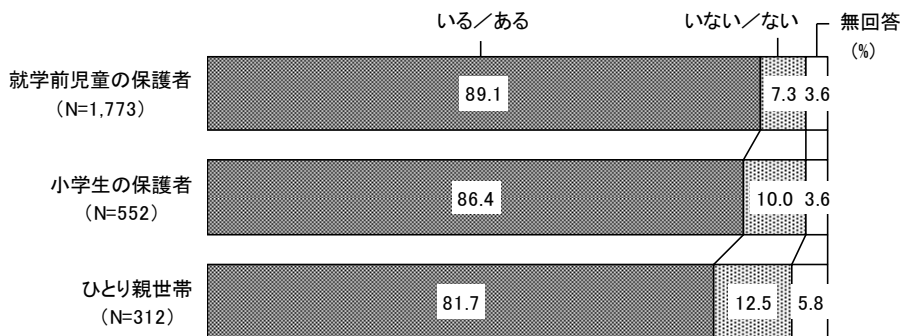


◆子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯いずれも、相談できる人や場所などの相談先が「いる／ある」が8割台ですが、「いない／ない」も1割程度見られます。

図 12 子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無(全体)



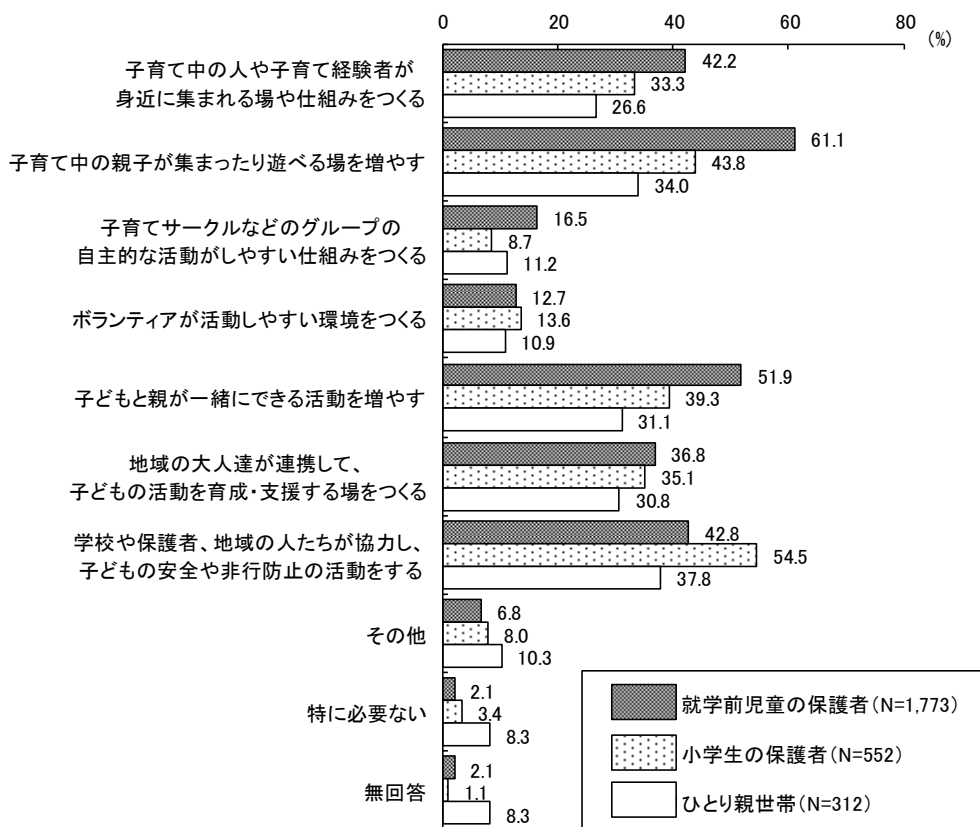
⑤ 子育てに関する地域とのつながり

◆安心して子育てをするために地域で必要な取組

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

安心して子育てをするために地域で必要な取組について、就学前児童の保護者では「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が最も多く、小学生の保護者、ひとり親世帯では、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」が最も多くなっています。

図 13 安心して子育てをするために地域で必要な取組(全体:複数回答)

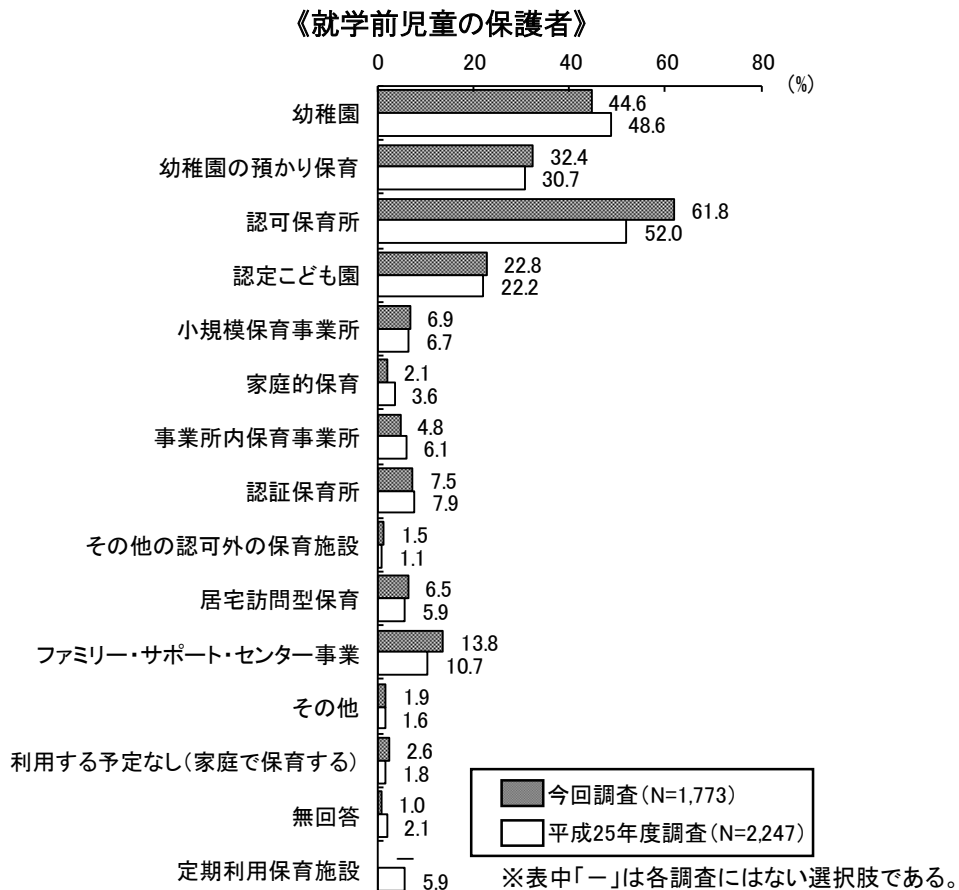


⑥ 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用

◆定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所（61.8%）」が最も多く、「幼稚園（44.6%）」、「幼稚園の預かり保育（32.4%）」、「認定こども園（22.8%）」が続いています。前回調査と比較すると、「認可保育所」の割合が9.8ポイント高くなっています。

図 14 定期的に利用したい教育・保育事業(全体:複数回答)【経年比較】

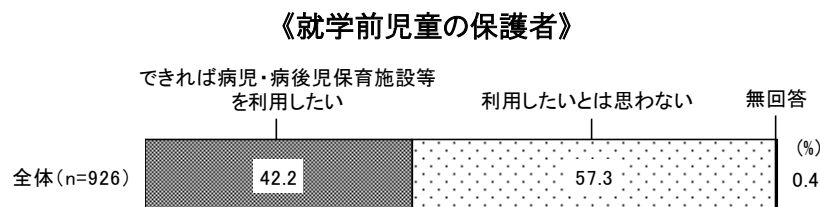


◆病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、小病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったとき親が子どもを看たと回答した方に、病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無をたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい（42.2%）」が4割強となっています。

図 15 病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無(全体)

＜病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったとき親が子どもを看たと回答した方＞



◆一時預かり等の今後の利用希望の有無（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無は、「利用したい」が4割台となっています。

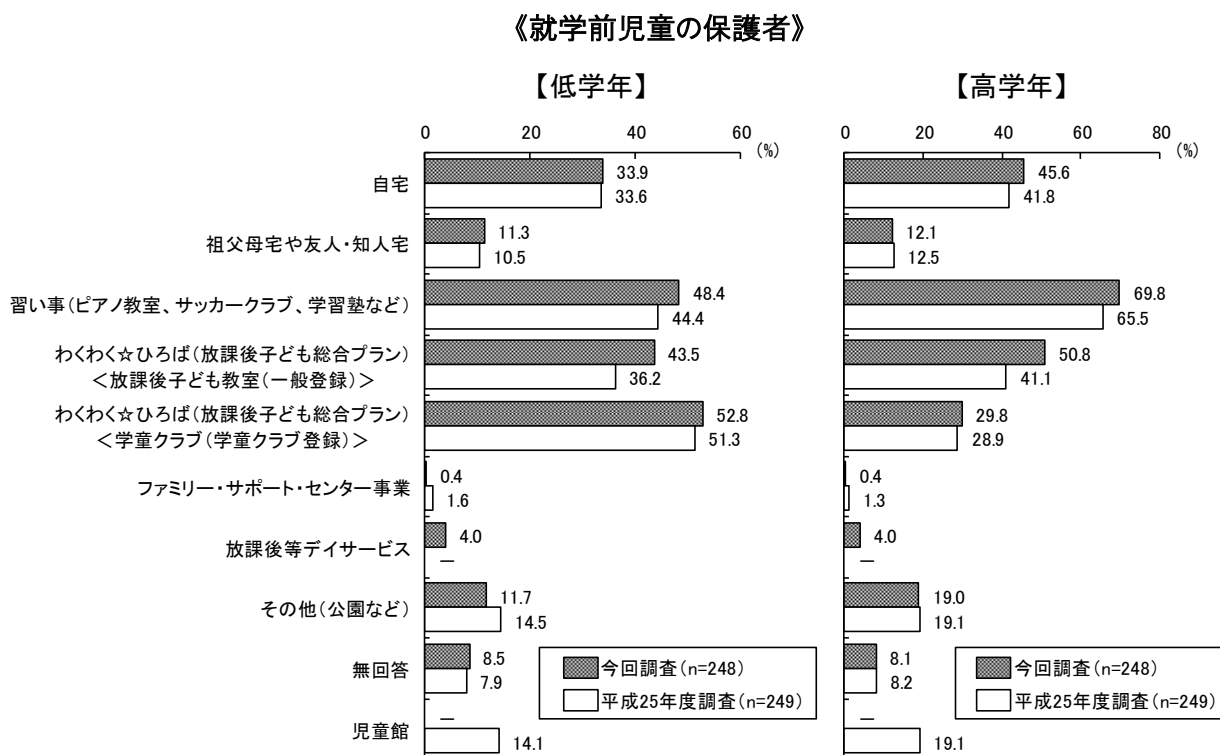
図 16 一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無(全体)
《就学前児童の保護者》



◆小学校入学後、放課後過ごす場所の希望（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、小学校入学後の放課後過ごす場所の希望として、低学年時は学童クラブが52.8%、放課後子ども教室が43.5%で、高学年時は学童クラブが29.8%、放課後子ども教室が50.8%となっています。

図 17 小学校入学後、放課後過ごす場所の希望(全体:複数回答)【経年比較】

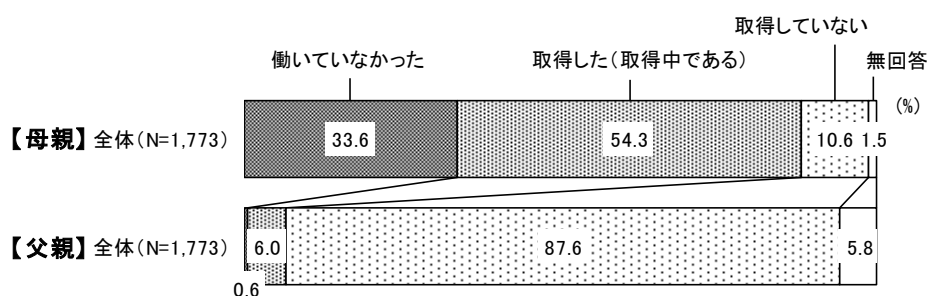


⑦ ワーク・ライフ・バランス

◆育児休業の取得の有無（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、育児休業を「取得した（取得中である）」割合は、母親が54.3%であるのに対し、父親は6.0%にとどまっています。

図 18 母親・父親の育児休業の取得の有無(全体)
《就学前児童の保護者》



◆育児休業の取得しやすさ（25～44歳の区民）

25～44歳の区民では、子どもがいる男性で育児休業を「取得しやすい」と感じているのは18.8%のみとなっています。

図 19 育児休業制度の取得しやすさ(全体)＜フルタイムの方＞
《25～44歳の区民》

		取得しやすいと思う (%)	取得しやすかと思う (%)	どちらかといえば思う (%)	取得しにくいと思う (%)	わからない (%)	無回答 (%)
全 体 (n=179)		40.2	29.1	11.7	13.4	5.6	0.0
性・子の有無別	男性・子ども有 (n= 32)	18.8	28.1	21.9	28.1	3.1	0.0
	男性・子ども無 (n= 39)	28.2	38.5	10.3	15.4	7.7	0.0
	女性・子ども有 (n= 37)	70.3	10.8	8.1	5.4	5.4	0.0
	女性・子ども無 (n= 66)	37.9	34.8	10.6	10.6	6.1	0.0

◆家事・育児に費やす時間（25～44歳の区民）

25～44歳の区民では、子どもがいる女性の家事・育児に費やす時間は、平日も休日も「8時間以上」が最も多くなっています。一方、子どもがいる男性は、平日は「1～2時間未満」、休日は「8時間以上」が最も多くなっています。

図20 家事・育児に費やす時間(平日)(全体、性・子の有無別)

《25～44歳の区民》

		(%)											平均時間
		0分	1分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8時間以上	無回答	
全体 (N=264)		13.6	13.3	18.2	10.2	6.4	5.3	4.5	3.4	1.5	16.3	7.2	4.0時間
性・子の有無別	男性・子ども有 (n= 33)	33.3	18.2	27.3	3.0	3.0	6.1	3.0	0.0	0.0	0.0	6.1	1.0時間
	男性・子ども無 (n= 52)	25.0	28.8	25.0	5.8	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	11.5	0.8時間
	女性・子ども有 (n= 85)	0.0	0.0	0.0	3.5	9.4	10.6	11.8	8.2	4.7	49.4	2.4	9.4時間
	女性・子ども無 (n= 84)	10.7	16.7	27.4	23.8	6.0	3.6	0.0	2.4	0.0	0.0	9.5	1.5時間

図21 家事・育児に費やす時間(休日)(全体、性・子の有無別)

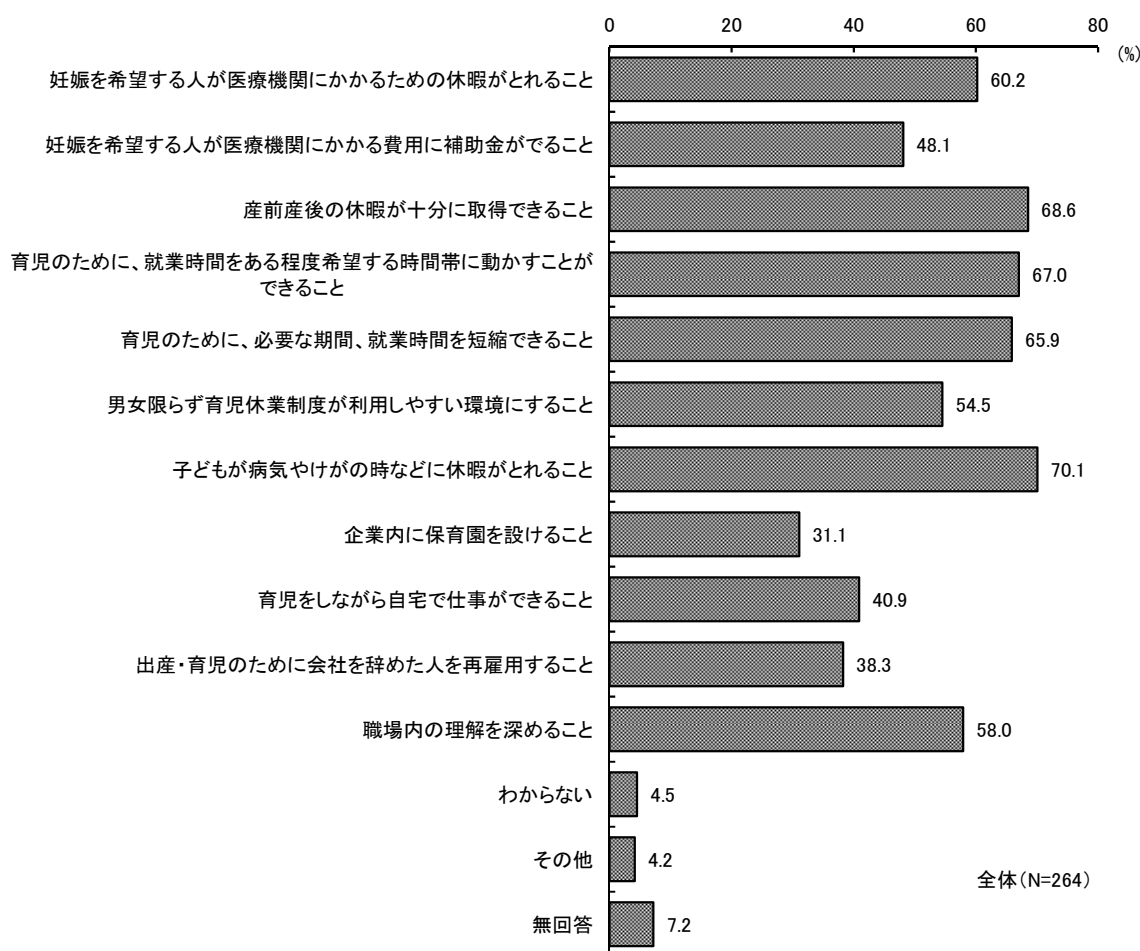
《25～44歳の区民》

		(%)											平均時間
		0分	1分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8時間以上	無回答	
全体 (N=264)		6.4	4.5	9.1	15.2	12.1	4.9	4.5	3.8	0.0	25.8	13.6	5.9時間
性・子の有無別	男性・子ども有 (n= 33)	9.1	6.1	15.2	15.2	9.1	3.0	6.1	3.0	0.0	21.2	12.1	4.7時間
	男性・子ども無 (n= 52)	13.5	11.5	23.1	23.1	11.5	0.0	1.9	0.0	0.0	1.9	13.5	1.6時間
	女性・子ども有 (n= 85)	1.2	0.0	0.0	0.0	4.7	3.5	3.5	4.7	0.0	67.1	15.3	12.6時間
	女性・子ども無 (n= 84)	6.0	4.8	8.3	23.8	22.6	9.5	7.1	4.8	0.0	2.4	10.7	2.8時間

◆子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組（25～44歳の区民）

25～44歳の区民では、妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいことは、「子どもが病気やけがの時などに休暇がとれること（70.1%）」が最も多く、「産前産後の休暇が十分に取得できること（68.6%）」、「育児のために、就業時間のある程度希望する時間帯に動かすことができること（67.0%）」が続いています。

図 22 妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいこと
（全体：複数回答）《25～44歳の区民》

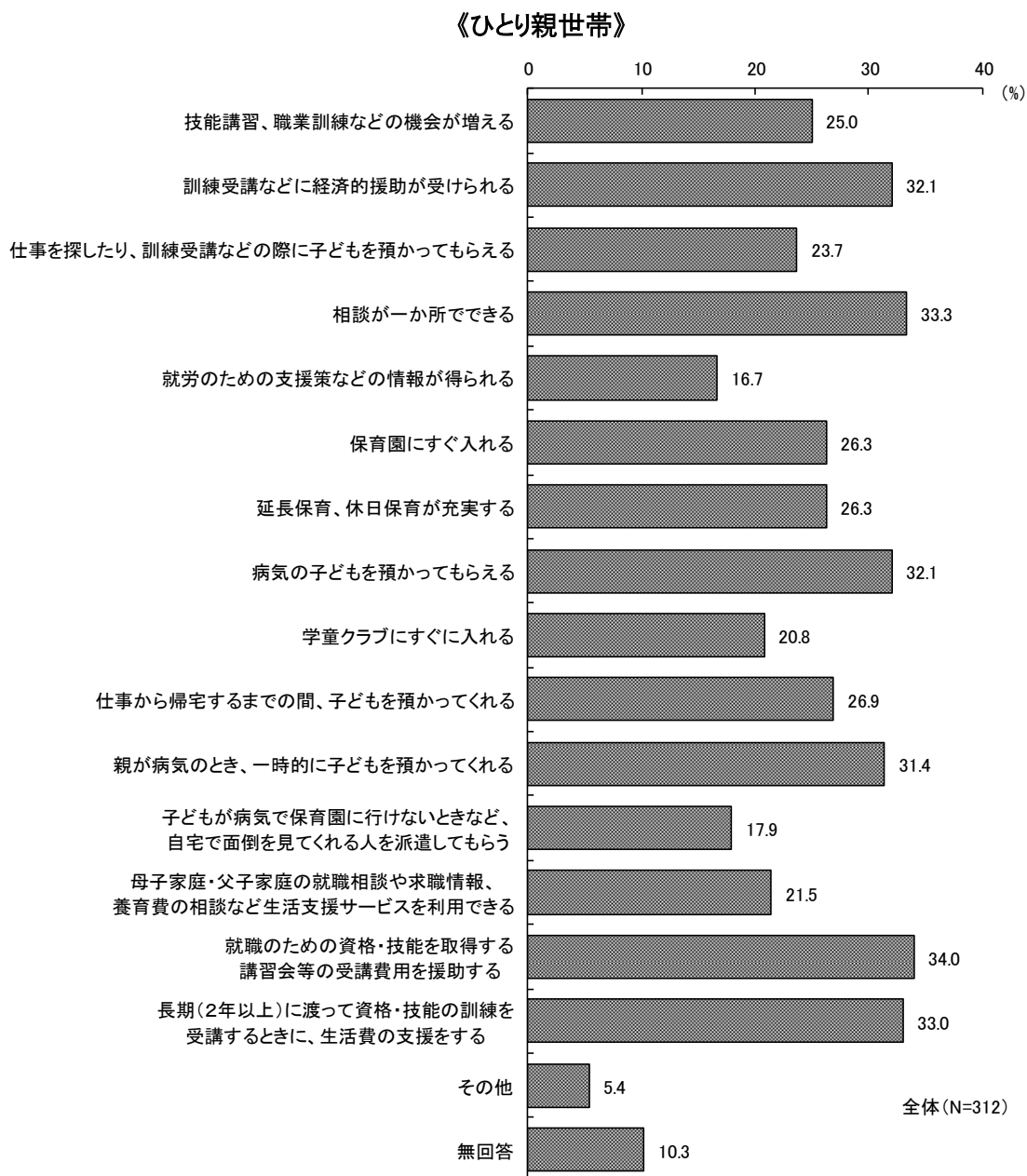


⑧ ひとり親支援

◆就労や仕事のために希望する区からの支援（ひとり親世帯）

ひとり親世帯では、就労や仕事のために希望する区からの支援は、「就職のための資格・技能を取得する講習会等の受講費用を援助する（34.0%）」が最も多く、「相談が一か所のできる（33.3%）」、「長期（2年以上）に渡って資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をする（33.0%）」が続いています。

図 23 就労や仕事のために希望する区からの支援(全体:複数回答)



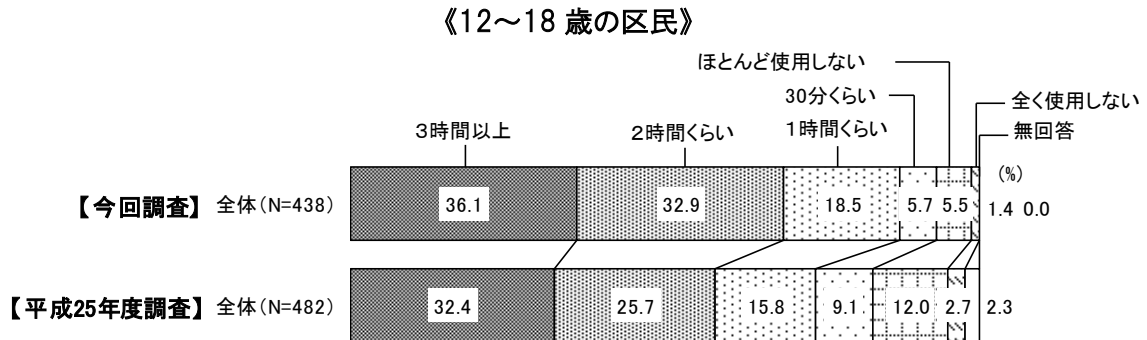
⑨ 12～18 歳（中高生）の生活

◆1日のインターネットの使用時間

（12～18 歳の区民）

12～18 歳の区民では、インターネットの一日の利用時間が「3時間以上」と「2時間くらい」を合計した割合を、前回調査（平成 25 年度）と比較すると、58.1%から 69.0%に増えています。

図 24 1日のインターネット(パソコン、スマートフォン等)の使用時間(全体)【経年比較】

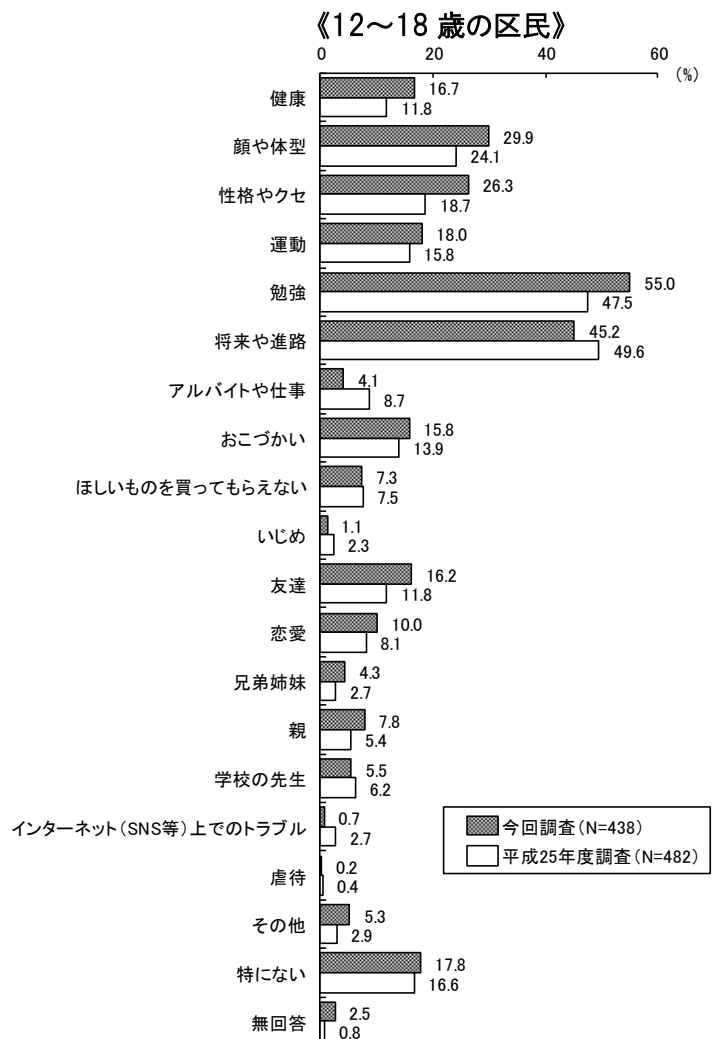


◆悩みごとについて（12～18 歳の区民）

12～18 歳の区民では、悩みごとについて、「勉強（55.0%）」が最も多く、「将来や進路（45.2%）」、「顔や体型（29.9%）」が続いています。「特にない」は 17.8%にとどまり、8割以上の人に悩みごとがあります。

前回調査と比較すると、「勉強」が 7.5 ポイント高くなり、前回最も多かった「将来や進路」から順位が入れ替わっています。

図 25 悩みごとについて(全体:複数回答)【経年比較】

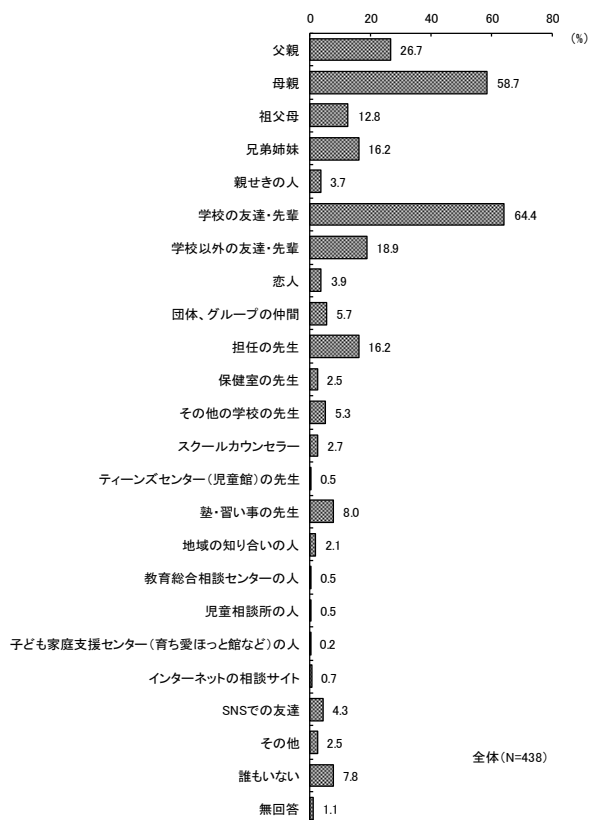


◆気軽に話せる相談相手（12～18歳の区民）

12～18歳の区民では、気軽に話せる相談相手は、「学校の友達・先輩（64.4%）」が最も多く、「母親（58.7%）」、「父親（26.7%）」が続いています。

図 26 相談相手(全体:複数回答)

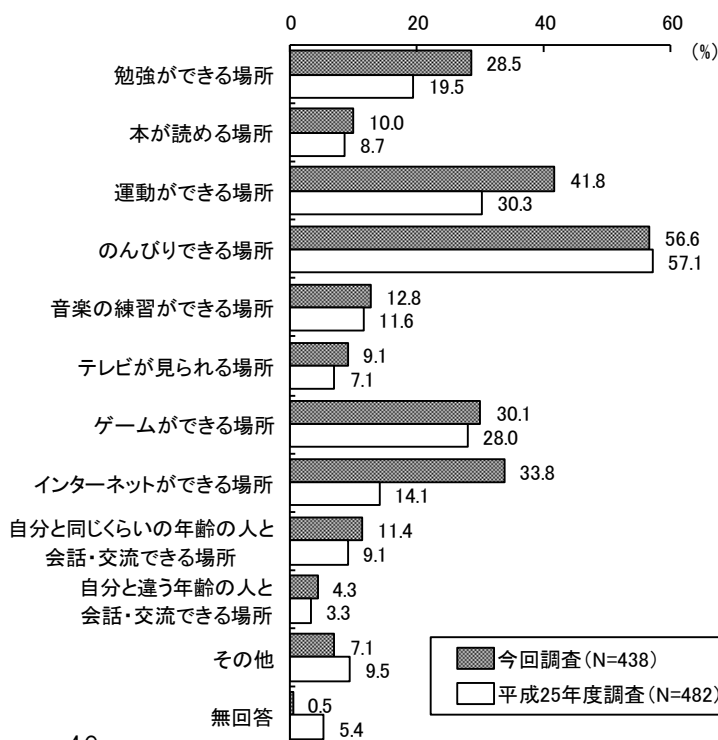
《12～18歳の区民》



◆放課後や休日に友達と過ごしたい場所（12～18歳の区民）

12～18歳の区民では、放課後や休日に友達と過ごしたい場所は、「のんびりできる場所」が最も多くなっていますが、前回調査から比べ「インターネットができる場所」、「運動ができる場所」の希望が増えています。

図 27 放課後、休日に友人と過ごす場所としてほしい場所 (全体:複数回答)【経年比較】《12～18歳の区民》



◆ティーンズセンターの認知度・希望（12歳～18歳の区民）

12歳～18歳の区民では、ティーンズセンターの認知度は、「知らなかった（85.8%）」が8割台であり、「知っている（7.3%）」と「聞いたことはある（5.9%）」を合計すると1割強となっています。

ティーンズセンターの利用希望は、平日・休日ともに半数は利用したいと回答しています。

ティーンズセンターでできるとよいことでは、「自習や勉強ができる」、「自由におしゃべりできる」、「パソコンやインターネットが使える」に5割前後の希望があります。

図 28 ティーンズセンターの認知度(全体)《12歳～18歳の区民》

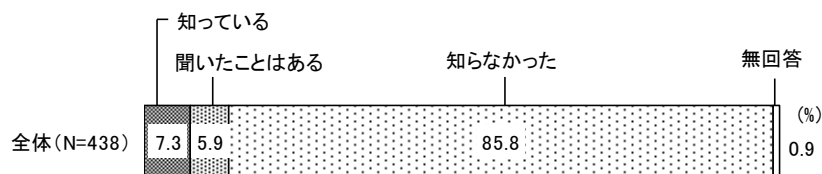


図 29 ティーンズセンターの平日の利用希望(全体)《12歳～18歳の区民》



図 30 ティーンズセンターの土日・祝日の利用希望(全体)《12歳～18歳の区民》

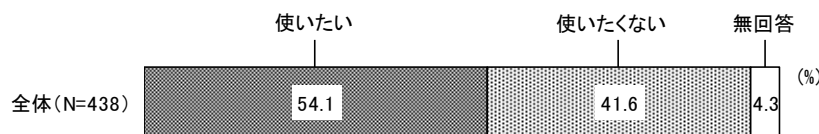
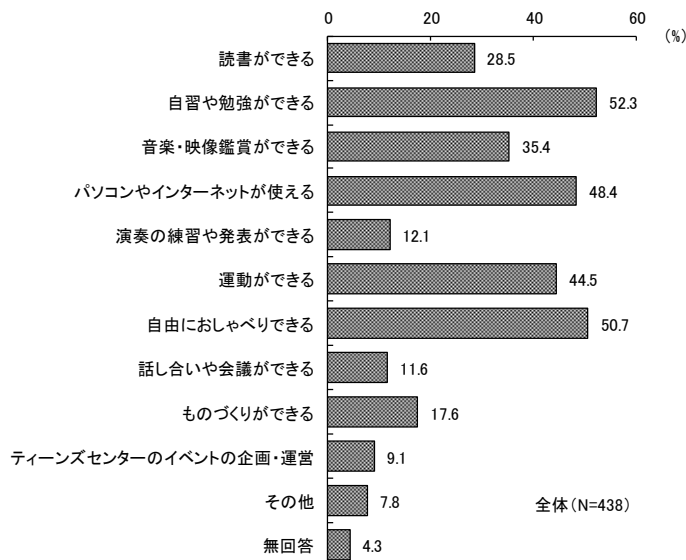


図 31 ティーンズセンターでできるとよいこと(全体:複数回答)

《12歳～18歳の区民》



⑩ 子育て全般

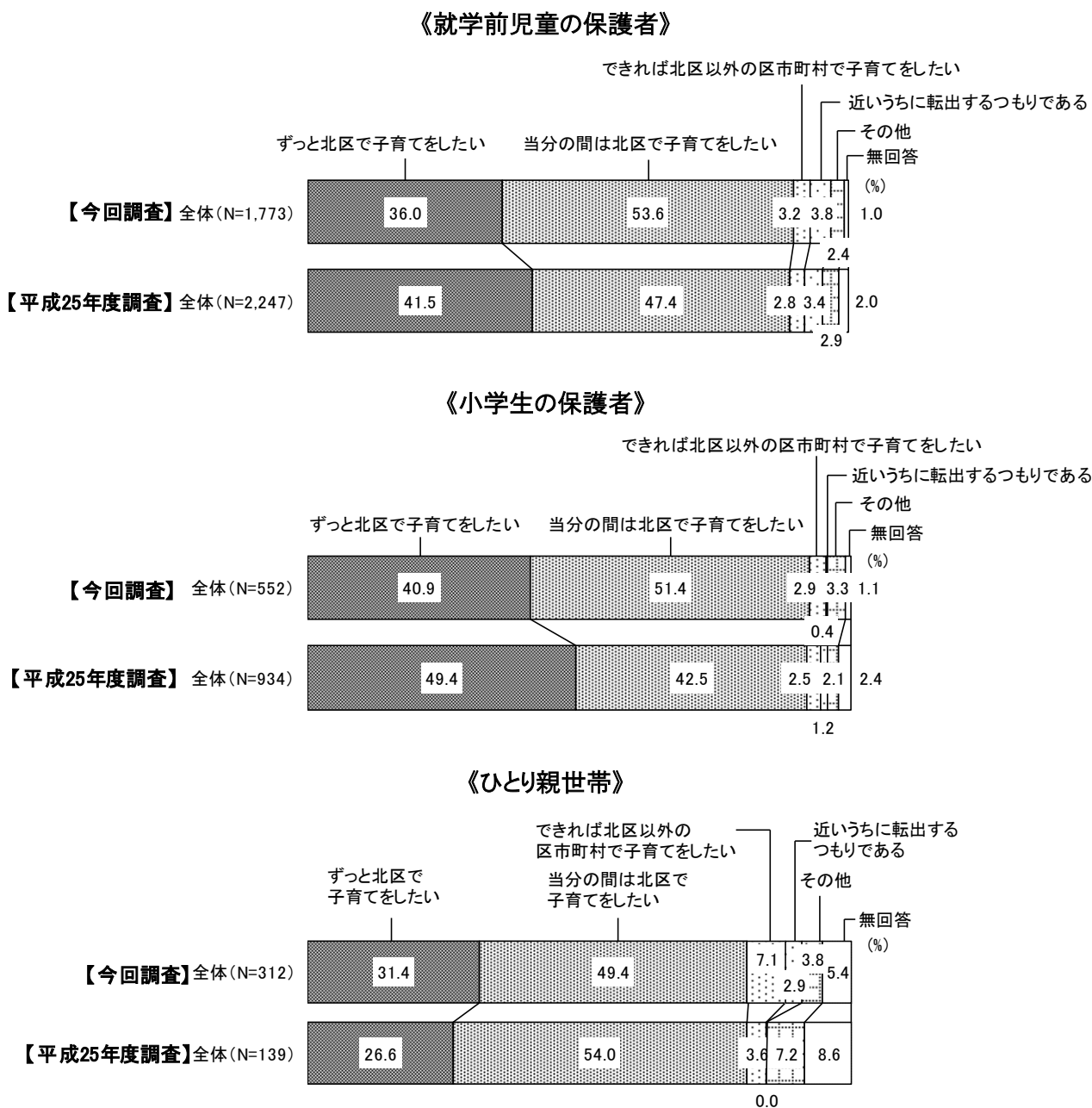
◆ 今後も北区で子育てをしたいと思うか

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

今後も北区で子育てをしたいと思うかについて、「ずっと北区で子育てをしたい」と「当分の間は北区で子育てをしたい」を合計すると、就学前児童の保護者では89.6%、小学生の保護者では92.3%、ひとり親世帯では80.8%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者では「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が低くなっていますが、ひとり親世帯では、その割合は高くなっています。

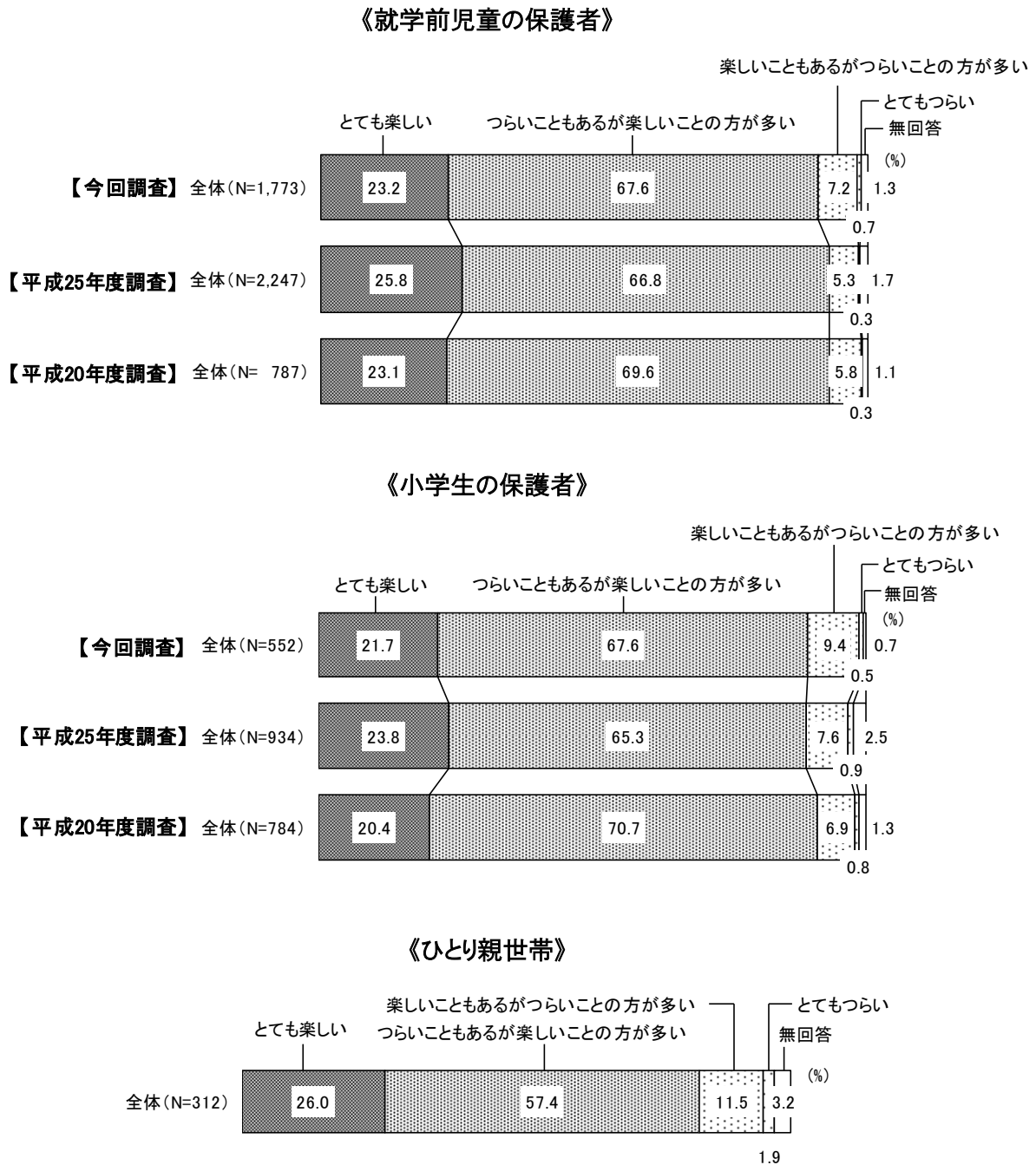
図 32 今後も北区で子育てをしたいと思うか(全体)【経年比較】



◆子育てが楽しいか（就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯）

子育てが楽しいかたずねたところ、「とても楽しい」と「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」を合計した割合は、就学前児童の保護者では90.8%、小学生の保護者では89.3%、ひとり親世帯では83.4%となっています。また、「楽しいこともあるがつらいことの方が多い」と「とてもつらい」を合計した割合は、就学前児童の保護者では7.9%、小学生の保護者では9.4%、ひとり親世帯では13.4%となっています。

図 33 子育てが楽しいか(全体)【経年比較】



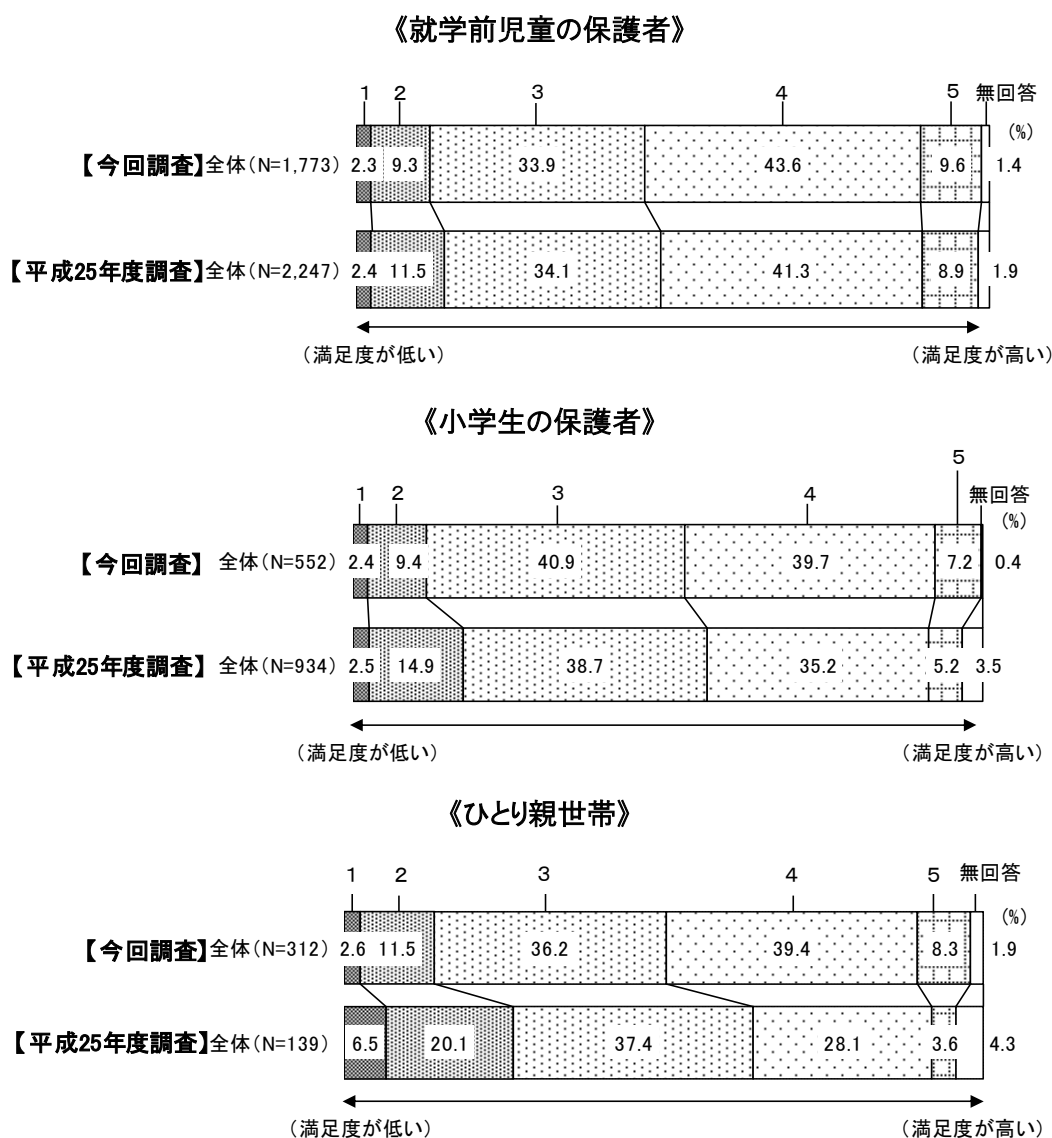
◆北区の子育て環境や支援への満足度

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

北区の子育て環境や支援への満足度について、満足度が高い方の「4」と「5」を合計した割合は、就学前児童の保護者では 53.2%、小学生の保護者では 46.9%、ひとり親世帯では 47.7%となっています。満足度が低い方の「1」と「2」を合計した割合は、就学前児童の保護者では 11.6%、小学生の保護者では 11.8%、ひとり親世帯では 14.1%となっています。

前回調査と比較すると、満足度の高い方の「4」と「5」を合計した割合は、就学前児童の保護者では 3.0 ポイント、小学生の保護者では 6.5 ポイント、ひとり親世帯では 16.0 ポイント高くなっています。

図 34 北区の子育て環境や支援への満足度(全体)【経年比較】

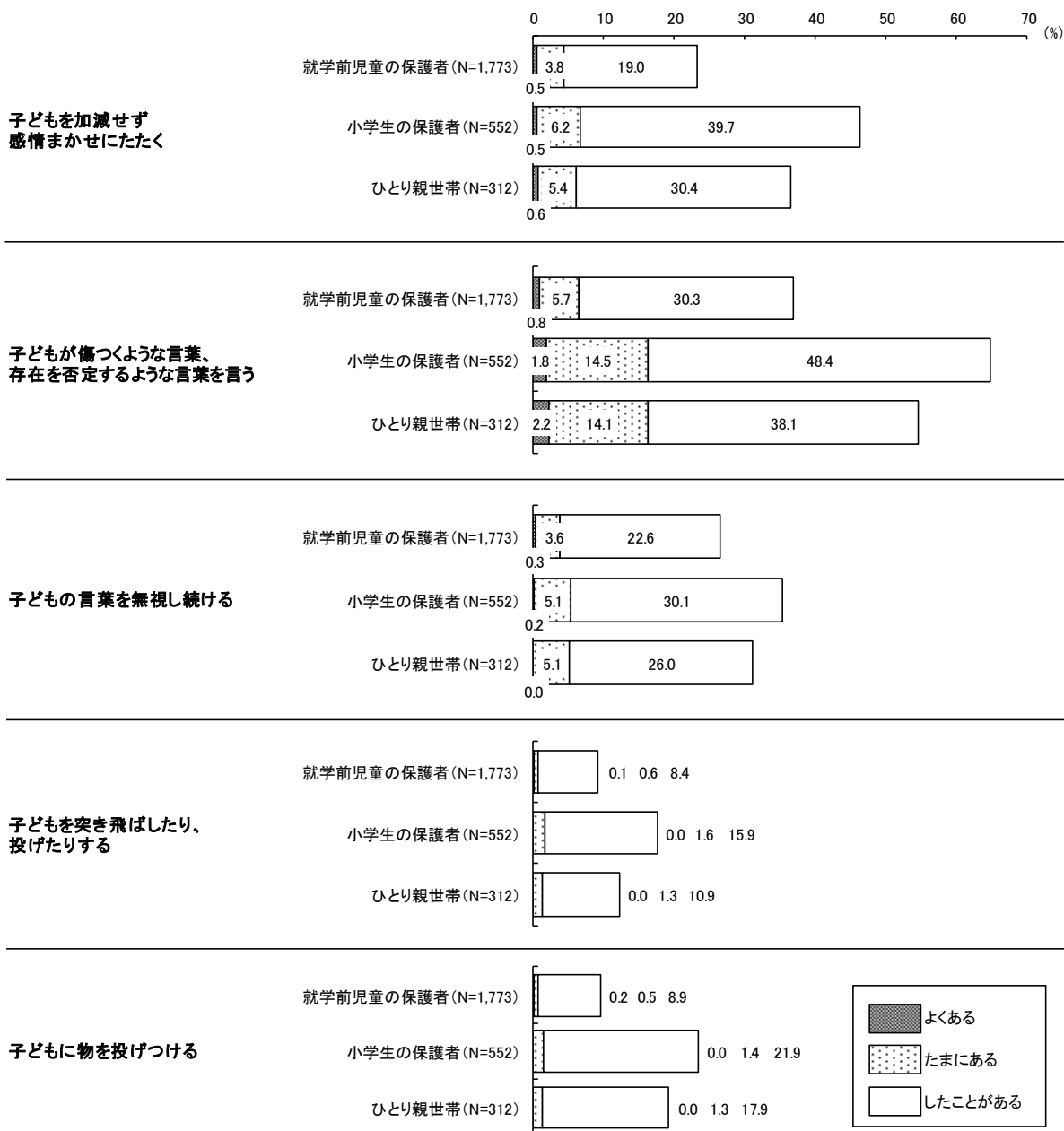


◆子どもへの接し方

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯の結果からは、子どもに対して辛く当たったことがあるという人が一定数見られます。

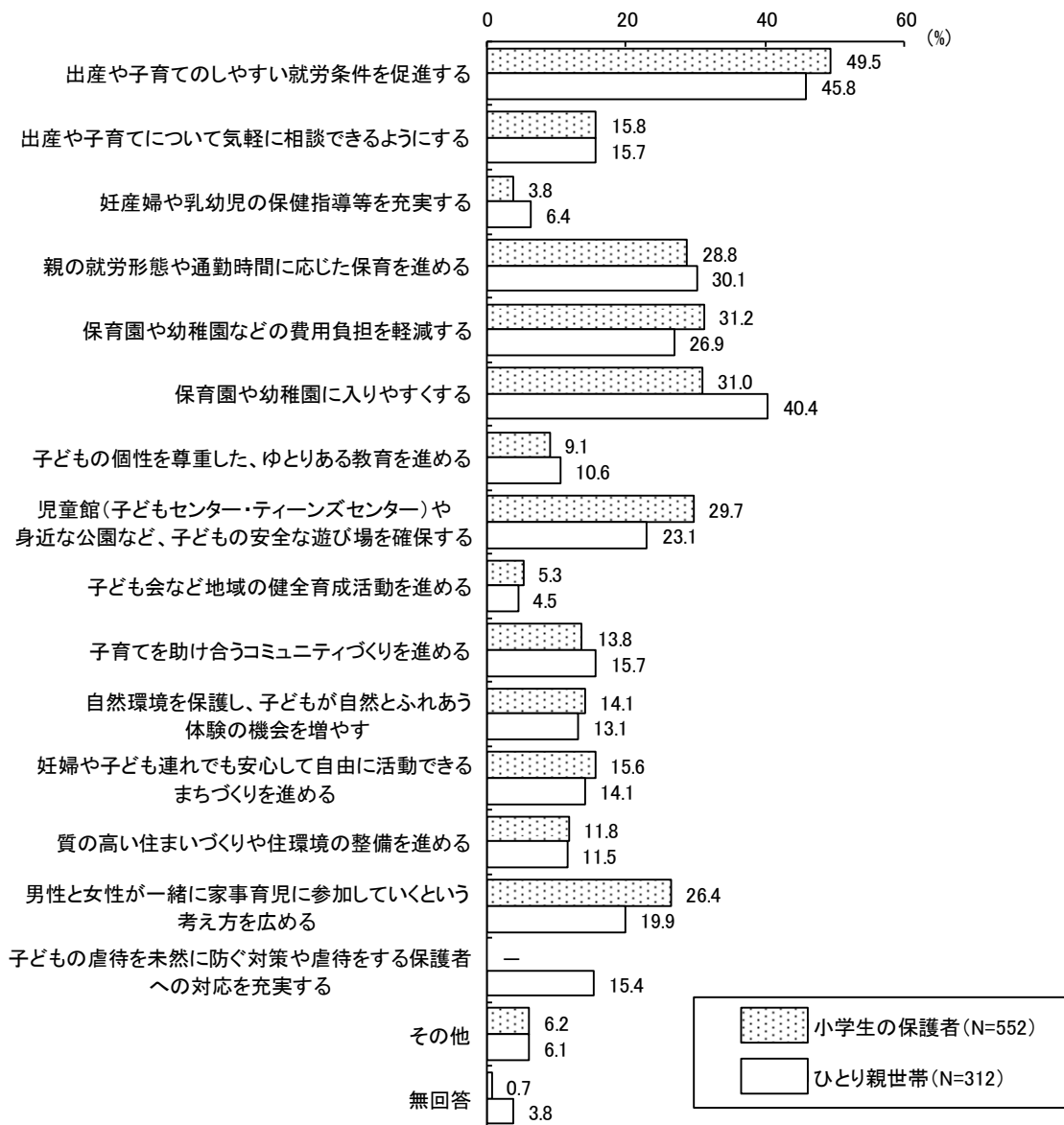
図 35 子どもへの接し方(全体)



◆子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること
(小学生の保護者、ひとり親世帯)

子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることは、小学生の保護者、ひとり親世帯ともに「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も多く、小学生の保護者では「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続き、ひとり親世帯では「保育園や幼稚園に入りやすくする」が続いています。

図 36 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること(全体:複数回答)



(1) 家庭の育てる力を支援

◆多様な保育サービスの充実と質の確保

北区では認可保育園等を中心に整備を進めており、保育園の定員数は平成 27 年から平成 31 年の5年間で 2,430 人拡大し、在籍者数は 1,810 人増加しました。しかし依然として平成 31 年 4 月時点で 119 人の保育所待機児童が発生しています。

学童クラブでは、平成 27 年から平成 31 年の5年間で、定員数は 450 人拡大し、在籍者数は 342 人増加しました。しかし、平成 31 年 4 月時点で6校 80 人の待機児童が発生しました。

ニーズ調査の結果では、フルタイムで働く母親が増加しており、就学前児童においては認可保育園への高いニーズが見られます。そのため、引き続き保育園の整備を進めるとともに、保護者の様々な就労形態に伴う多様な保育ニーズ、及び令和元年 10 月より実施の幼児教育・保育無償化による保育ニーズ増加への対応を進めていく必要があります。また、待機児童が発生している学童クラブについても、整備を進める必要があります。

就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査では、教育・保育事業に加え、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等、多様な保育サービスへの希望が見られます。保護者の働き方が多様化している現状から、様々な保育サービスの充実が求められています。

保育サービスを充実する一方で、保育サービスの質の向上や、保育士の人材確保も求められており、安心して子どもを預けられる環境づくりを進める必要があります。

◆子育て支援に関する情報の提供・発信

ニーズ調査の子育て関連の情報入手方法においては、友人・知人、親族など身近な人以外からの情報入手方法では、「インターネット」の割合が高くなっています。特に妊産婦では「インターネット」が7割を超え、友人・知人、親族など身近な人を上回り最も多くなっています。

北区ではスマートフォンアプリ「きたハピモバイル～予防接種スケジュールナビ～」などの新しい媒体を用いた情報発信も進めてきましたが、今後もインターネットやスマートフォンを用いた情報提供・発信を進め、アプリの認知度を向上させいくとともに、様々な媒体を用いた情報発信も充実させる必要があります。

◆保護者の経済的負担の軽減

就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯を対象にしたニーズ調査の結果では、子育てに関して悩んでいること・気になることで「子どもの教育」、「子育て・教育費の経済的負担」が多くなっています。

子育てに関する悩みなどを身近な場所で気軽に相談できる体制を充実させるとともに、経済的な負担をやわらげるための支援が求められています。令和元年 10 月 1 日から幼児教育・

保育無償化がはじまり、さらなる経済的負担の軽減についても検討していく必要があります。

◆妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

妊産婦を対象にしたニーズ調査の結果では、妊婦・産婦ともに出産や育児について3分の2の人が「非常に不安や負担を感じた」、「何となく不安や負担を感じた」と答えています。

北区では、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、妊産婦健康診査、妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業、産前産後サポート事業を行うとともに、区内3か所の健康支援センターと子ども家庭支援センターにおいて「子育て世代包括支援センター事業」を実施しています。今後も妊娠・出産・子育ての各期において、安心して出産・育児に臨めるように、母子保健サービスや子育て支援サービスを継続的かつ包括的に実施するとともに、子どもセンター（児童館）や保育園等の身近な場所で気軽に相談できる体制を整える必要があります。

(2) 子育て家庭を支援する地域づくり

◆地域における子育て家庭への支援の充実

妊産婦を対象にしたニーズ調査の結果から妊婦・産婦同士の交流が少ない状況が見られ、特に北区の居住年数が短い人ほどその傾向が見られます。

また、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象にしたニーズ調査では、子どもをみてもらえる親族・知人がいない人、子育て仲間のいない人の割合が、前回調査より高くなっています。保育園や幼稚園を利用していない、在宅で子育てをしている保護者などが孤立しないように、子育て世代が気軽に集まれる拠点や事業を充実させることが必要です。

◆地域における子育て支援活動の充実と担い手の育成

都市化やライフスタイルの多様化により、町会・自治会といった地域コミュニティの活動に参加する機会が減少しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが希薄化しています。子育て世代が地域とつながることができるような活動・イベント等の支援や、地域の子育て支援活動団体の支援をするとともに、子育て支援の担い手を確保・育成することが重要です。

また、子育て支援活動団体がネットワークで結ばれるとともに、関係各機関が情報提供を行うなど、より充実した子育て支援が可能となる環境づくりが必要です。

◆子どもの安全対策

小学生の保護者及びひとり親世帯を対象としたニーズ調査の結果では、安心して子育てをするために地域で必要な取組として、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」が最も多く、また小学生の保護者では、子どもの安全を守るために重要だと思うことで、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が5割となっています。子どもや保護者が普段から地域とつながり、登下校時の見守りや安全点検など、地域ぐるみで子どもたちを見守る活動などへの支援を充実させることが必要です。

また、ニーズ調査の自由意見欄には、子どもを受動喫煙から守る取組への意見が多く寄せられており、健康増進法などの法令を遵守することはもちろんのこと、関係機関が連携して子どもを受動喫煙から守るための取組を進める必要があります。

(3) 未来を担う人づくり

◆就学前教育の充実

就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「食事や栄養」に次いで「子どもの教育」が多くなっています。

就学前の子どもが、幼稚園や保育園といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育・保育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。そのために、就学前教育・保育に携わる者が高度な知識を備え、家庭とも連携を図りながら、質の高い就学前教育・保育を提供することが必要です。

就学前教育・保育のさらなる充実のために、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行する取組を進める必要があります。また、保幼小の連携により、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をさらに進めていく必要があります。

◆教育の場における子育ての支援と体験機会の提供

学校教育の使命は未来を担う人づくりであり、そのためにも子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。学校教育の目的を達成するためには、学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育をさらに充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を深めていく必要があります。

また、グローバル化の進展や情報通信技術の進歩など、激しい時代の変化にも対応しながらたくましく生き抜く力を持ち、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成することが期待されます。どのような未来を創り、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、児童・生徒が自ら考えられるように、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた質の高い授業を展開していくことが求められています。

小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子どもに今後体験させたいこととして、「自然と接する機会を持たせたい」が最も多く、「仲間や友人と交流する機会を持たせたい」、「地域でのスポーツ活動に参加させたい」、「文化や芸術などに親しませたい」、「外国人と交流させたい」も多くなっています。子どもは、様々な遊びや体験を通して生命を尊び、相手を思いやる心を育みます。豊かな体験活動の機会を提供することで、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう支援していく必要があります。

◆性の多様性の理解促進

性の多様性においては、性的指向や性自認に対する様々なあり方があるとされています。性的少数者（セクシュアル・マイノリティ及びLGBT等）が直面する課題は、教育・就労・

公共サービスなどの様々な場面に及ぶため、性の多様性の理解促進として、正しい知識を身に付けるための啓発や、性的少数者の相談体制を充実させることが求められています。

◆インターネット（パソコン、スマートフォン等）の使い方の啓発

12歳～18歳の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、インターネットの一日の利用時間について、2時間以上が7割弱となっており、前回調査より増えています。1時間以上では9割近くにもものぼります。子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないようにするとともに、インターネット依存、ゲーム依存に陥らないよう、使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります。

◆中高生世代の居場所づくり

12歳～18歳の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、中高生世代が仲間づくりや活動ができる場所として、児童館からの移行を進めているティーンズセンターの認知度は、「知っている」と「聞いたことはある」を合計しても13.2%に留まっていますが、利用希望は、平日・休日ともに半数は利用したいと回答しています。ティーンズセンターでできるとよいことでは「自習や勉強ができる」が最も多くなっています。

移転が予定されている浮間子ども・ティーンズセンターや、今後児童館から移行するティーンズセンターにおいては、利用者のニーズを把握しながら運営していく必要があります。

(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

◆児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

全国的に児童相談所への児童虐待相談件数は増加しており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず社会問題となっており、児童虐待防止対策の強化が喫緊の課題となっています。

北区においても、子ども家庭支援センターの虐待相談件数は年々増加していることから、児童相談所と連携した取組を進めるとともに、保護者が孤立しないよう切れ目のない相談支援体制を構築し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図る必要があります。また、児童相談所設置に向けた検討を進めていく必要があります。

◆障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

障害またはその疑いがある子どもについては、早期相談・早期療育が可能となるように、あらゆる機会での支援につながるができるように、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心に関係機関が連携していく必要があります。

また、特別支援教育において、北区では平成30年3月に「第三次北区特別支援教育推進計画」を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の充実を進めています。今後も計画に基づく取組を行い、社会環境の変化などにも対応しながら推進していくことが必要です。

◆ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子どもの育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが重要です。親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。

また、ニーズ調査の結果から、区の制度・事業についての認知度は、児童育成手当・児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成制度に関しては9割前後となっていますが、その他の制度はすべて5割以上知られていないとの回答でした（無回答含む）。ひとり親家庭を支援する制度・事業のさらなる周知が必要です。

◆生活困窮家庭への支援

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、また、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、平成29年3月に策定した「北区子どもの未来応援プラン」に基づき、社会環境の変化などにも対応し、貧困の連鎖の解消へ取組をさらに進める必要があります。

◆多文化共生に向けた支援

北区では外国人住民が増加しており、子ども、保護者ともに言語や生活習慣の違いから悩みや困難を抱える人も多くなっています。

日本語を母語としない子どもに対し、日本語を習得するための支援をするとともに、その保護者が安心して子育てができるように、子育てに関する情報の多言語化を推進する必要があります。また、区民に対しても多文化共生に関する意識啓発・教育を推進する必要があります。

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

◆ワーク・ライフ・バランスの理解促進

社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化が進むなど、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが求められてきています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るというワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっています。

区民が個人のライフステージやニーズに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域活動をバランスよく両立させることができるように、情報提供や意識啓発を引き続き進めていく必要があります。

◆働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ

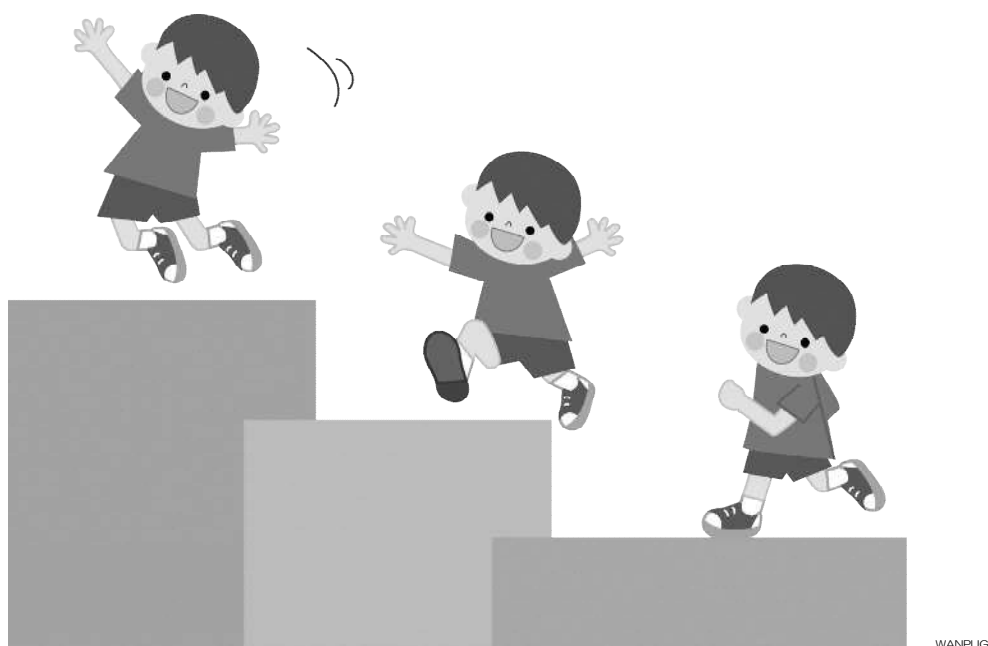
就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果では、父親の育児休業の取得は6.0%で、25歳～44歳の区民では、子どもがいる男性で育児休業を「取得しやすい」と感じているのは18.8%のみで、女性の70.3%と比べかなり低くなっています。

また、小学生の保護者に対するニーズ調査において、子どもを健やかに育てるために必要なこととして「出産や子育てしやすい就労条件を促進する」が最も多くなっているほか、ひとり親世帯、25歳～44歳の区民に対するニーズ調査では、子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組として「子どもの病気やケガのときなどに休暇が取れる制度」などが多くなっています。北区で実施しているワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知を行いながら、企業へのワーク・ライフ・バランス、働き方改革への意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現させることが求められます。

◆男女が共に担う子育ての推進

ニーズ調査の25歳～44歳の区民調査からは、男女で家事・育児に費やす時間に大きく違いが見られます。結婚している人のうち、70.8%が共働きの世帯となっています。また、子どもがいる女性の家事・育児に費やす時間は、平日も休日も「8時間以上」が最も多くなっています。一方、子どもがいる男性は、平日は「1～2時間未満」、休日は「8時間以上」が最も多くなっています。

男女が共に担う子育てに向けた各種講座等を充実させるとともに、子どもが固定的性別役割分担にとらわれないようなキャリア教育を進める必要があります。



第3章 計画の基本的考え方

1

基本理念

子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

「子どもの笑顔」は、子どもの育ちへの支援と子どもの人権が守られることを象徴しています。「家庭や地域の元気が満ちるまち」は、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。また、ここでの家庭とは、親と子どもからなる家庭だけではなく、子どもが生活する様々な環境を含めた家庭を意味しています。「輝く北区」には、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。



(1) 基本的な視点

子どもの人権を尊重し 「子どもの最善の利益」の実現をめざす

子どもたちが持っている自ら育つ力を引き出すための支援とともに、子育てをしている保護者への支援が必要です。

これを進めるには、児童の権利に関する条約(※)にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

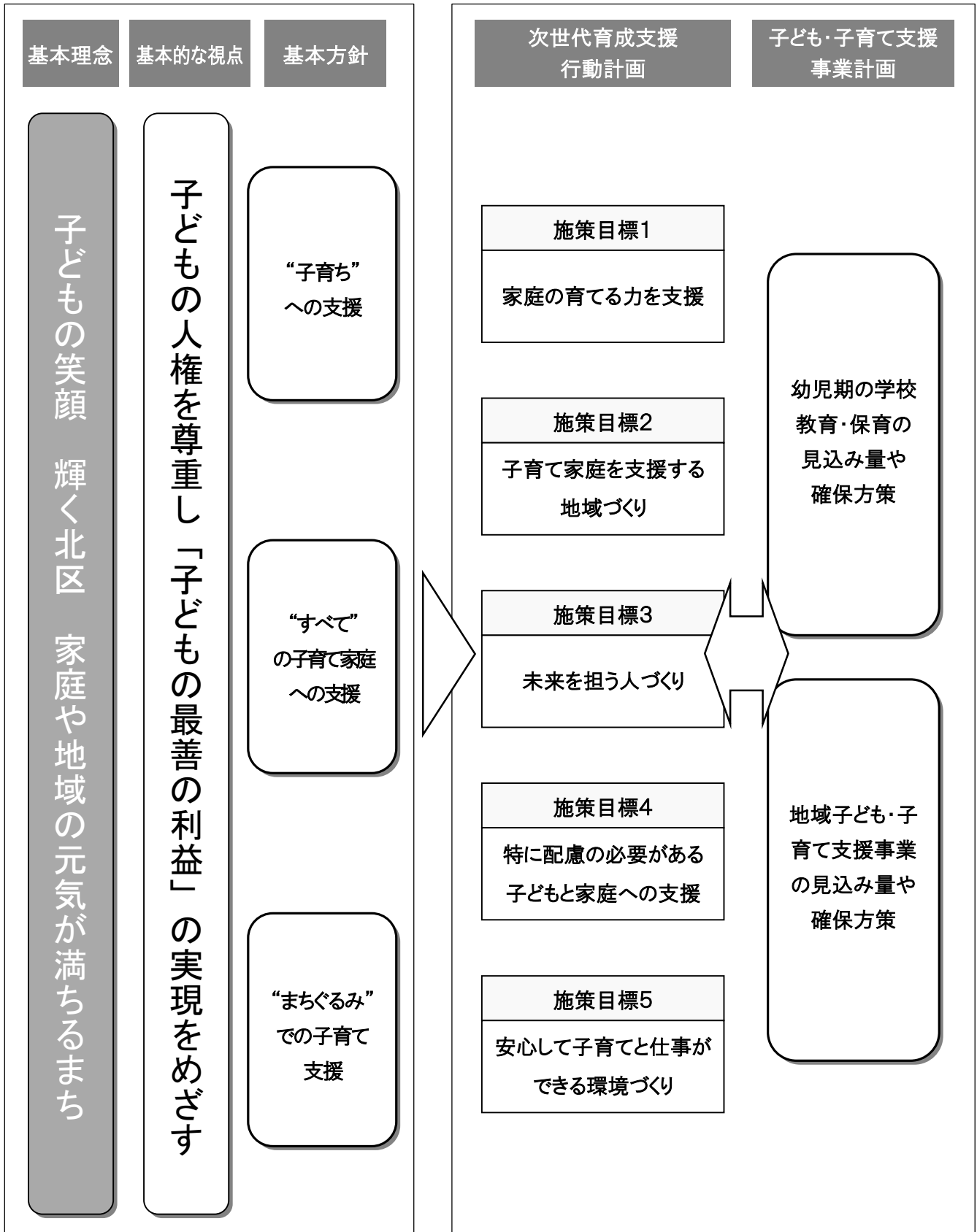
“まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

※児童の権利に関する条約：通称「子どもの権利条約」。子どもの基本的な人権を国際的に保証するために定められた条約です。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

3

北区子ども・子育て支援計画 2020 の体系



第4章 次世代育成支援行動計画

1

次世代育成支援行動計画の考え方

北区子ども・子育て支援計画 2015 では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成 22 年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきました。本計画でもこの考え方を踏襲するとともに、個別目標では、主な取組により各事業の方向性を示し、計画を推進していきます。



本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てできるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

施策目標3 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくり、男女が共に担う子育てなどを一層推進します。



3

次世代育成支援行動計画の体系

【施策目標】

【個別目標】

<p>施策目標1 家庭の育てる力を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 (2) 子育てに関する相談・情報提供の充実 (3) 親育ちへの支援 (4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 (5) 経済的負担の軽減
<p>施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における子育て家庭への支援 (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進 (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援 (4) 地域における子育て支援の担い手の育成 (5) 子どもの安全を確保する活動の推進
<p>施策目標3 未来を担う人づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育の充実 (2) 教育の場における子育ての支援 (3) 自己実現の場と体験機会の提供 (4) こころとからだの健全な成長への支援 (5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保
<p>施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援 (2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 生活困窮家庭への支援 (5) 多文化共生に向けた支援
<p>施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進 (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 (3) 男女が共に担う子育ての推進

4

個別目標別主な取組

施策目標1 家庭の育てる力を支援

(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

- 今後10年は年少人口が増加する見込みであることを踏まえ、増大する保育サービスや学童保育のニーズに対応できるよう、施設の整備・誘致に取り組み、待機児童の解消をめざします。
- 保護者の様々な就労形態に伴う多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、多様な保育サービス・子育て支援サービスの提供体制を築きます。
- 保育の質の向上に向けて、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育事業者・保育士への支援に取り組みます。
- 利用時間等のサービス内容については利用者のニーズを踏まえて検討します。

◆主な取組

No. 1	保育所待機児童解消
内 容	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。
平成31年4月1日	定員数9,060人
令和6年度目標	定員数9,739人 ※P110～111に各年度の目標値を記載
No. 2	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
内 容	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童の解消を図るため、施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は子どもセンター（児童館）や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用（※）で対応します。
平成31年4月1日	定員数2,980人
令和6年度目標	定員数3,565人 ※P125～127に各年度の目標値を記載

※学童クラブ特例利用：放課後帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭の4年生から6年生が対象。放課後子ども教室（一般登録）の利用と同様に、放課後ルームや校庭などで過ごします。学校休業日と学校で給食のない日は弁当を持参します。

No. 3	保育の質の向上に向けた取組
内 容	保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を充実させ、職員の資質や専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図ります。また、国や東京都の支援策を活用し、保育士の人材確保への取組を推進します。
令和6年度目標	拡充・推進

No. 4	多様な保育ニーズへの対応
内 容	保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まる中、施設型の病児・病後児保育においては新たな施設の整備を行い、利便性の向上を図ります。また、保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題の解消のため、保育園等における一時預かりを行うとともに、待機児童対策として幼稚園における預かり保育を充実させるなど、多様な保育ニーズへの対応を推進します。
令和6年度目標	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 拡充・推進 ※P119～124に各年度の目標値を記載 </div>

(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

- 子育てや教育について、身近なところで相談できる体制と、専門的な相談につなげるしくみを整えるとともに、各機関が連携し適切な相談支援を行います。
- 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を一体的に整備します。
- 子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。また、民間支援団体と連携・協働を進め、区民全体に情報の周知が図られるよう努めます。

◆主な取組

No. 1	利用者支援事業
内 容	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
令和6年度目標	4カ所(※)
※子ども家庭支援センター1カ所(特定型) 王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3カ所(母子保健型)	
No. 2	子育て世代包括支援センター事業
内 容	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を推進します。
令和6年度目標	推 進
No. 3	子ども・教育に関する複合施設の整備
内 容	児童福祉法等の一部改正により、特別区が児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。
令和6年度目標	整 備
No. 4	子育て情報の提供・発信の充実
内 容	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト“きたハピ”及び“きたハピモバイル”において、北区の子育てに関するさらなる情報の拡充を図るとともに、利用登録者を増やすことで、より多くの子育て世帯に情報を届けます。また、おもに出産前から就学前までの各種施策をまとめた“北区子育てガイドブック”をはじめとした各種子育て支援に関する情報冊子等の充実を図ります。
令和6年度目標	拡充・推進

(3) 親育ちへの支援

- 出産や子育てに不安を持つ保護者がいきいきと自信を持って子育てができるよう、子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことができる場を提供し、「親育ち」への取組を推進します。
- 子どもセンター（児童館）、保育園、健康支援センター、子ども家庭支援センター等、区民にとって身近な場所で、子育てに関する講座や講習会等を実施します。
- 子育てに関して学ぶ場を提供する民間の活動や、保護者同士の仲間づくり活動・学び合い活動を支援します。

◆主な取組

No. 1	出産育児講座
内 容	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間をつくることを目的に、はぴママ学級や、パパになるための半日コースなどを実施し、親育ちを支援していきます。
令和6年度目標	参加人数ママ、パパ延べ 2,256 人
No. 2	親育ちサポート事業
内 容	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム(NPプログラム)」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。
令和6年度目標	NPプログラム年 24 回実施、参加者 300 人
No. 3	地域育て合い事業
内 容	併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。
令和6年度目標	推 進
No. 4	乳幼児クラブ活動
内 容	子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。
令和6年度目標	全センター（館）で実施

(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

- 妊娠、出産、子育ての各時期に保健師等による助言や母子保健サービス、子育て支援サービスを利用できるように継続的かつ包括的に、切れ目のない支援を行います。
- 子どもセンター（児童館）、保育園等、身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、専門的な相談が必要な場合には子育て世代包括支援センター等につなげる体制を推進します。
- 妊娠時から就学前まで、継続してきめこまやかに見守り、「子育て応援団事業」などの実施を通じて子育てを応援するとともに、地域とのつながりを支援します。

◆主な取組

No. 1	妊産婦健康診査
内 容	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。
令和6年度目標	妊婦健診 延べ41,136人 産婦健診 3,743人 ※P116に各年度の目標値を記載
No. 2	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業
内 容	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。
令和6年度目標	訪問人数 2,859人 ※P117に各年度の目標値を記載
No. 3	産前産後サポート事業
内 容	出産前後の母親の心身の疲労回復と、出産直後の悩み・育児不安等の軽減を図るための事業を実施します。産後ショートステイ事業の委託先を拡大するとともに、産後デイケア事業を拡充して実施するほか、安心ママパパヘルパー事業等を推進します。
令和6年度目標	拡充・推進
No. 4	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）
内 容	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行うとともに、専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談を行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。
令和6年度目標	推 進

(5) 経済的負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化の実施とともに、保護者のさらなる負担軽減の取組を行います。
- 私立幼稚園・認証保育所または外国人学校などに通園・通学する児童の保護者に対して、経済的負担を軽減する支援を行います。
- 子育てファミリー層の定住化を促進するため、より良い環境への住み替えや、三世帯同居または親元近居にかかる費用を助成します。
- 0歳から中学3年生までの子どもに係る保険診療適用の医療費や高校生の入院費の自己負担分を、区が全額助成します。

◆主な取組

No. 1	学校給食費保護者負担軽減事業
内 容	令和2年10月から、区内に住所を有し、区立小・中学校に通う2人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。
令和6年度目標	推 進
No. 2	幼児教育・保育の無償化に伴うさらなる保護者負担の軽減
内 容	幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育園の給食費等を無償にするとともに、私立幼稚園等利用者への入園祝金や低所得者及び多子世帯に対する保育料等の負担軽減の取組を推進します。
令和6年度目標	推 進
No. 3	ファミリー世帯の定住促進
内 容	ファミリー世帯が転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合の転居費用（礼金と仲介手数料の合算額で上限30万円）や、子育てや介護等を共助しあうために親世帯と近居する際の住宅取得時登記費用の一部を助成（上限20万円）するなどして、ファミリー世帯の定住促進を推進します。
令和6年度目標	ファミリー世帯転居費用助成 15 件 親元近居助成 70 件
No. 4	子ども医療費助成
内 容	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担し、高校生等については入院医療費の自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
令和6年度目標	推 進

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

- 安心して子育てできるように、子どもセンター（児童館）等の子育て世代が集う支援拠点の整備を進めるとともに、拠点における交流事業や講座等の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- 幼稚園や保育園が、在宅児を含めた子育て家庭に対し、地域に根ざした子育て支援施設として子育てに関する情報や交流の場を提供します。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子のきずなづくりを応援する活動を推進するとともに、子どもの学習意欲や体力等を高める基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた支援を推進します。
- 地域住民が子育て家庭を支援する、ファミリー・サポート・センター事業等の利用しやすい環境を整えます。

◆主な取組

	<p style="text-align: center;">No. 1</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p>
内 容	子どもセンター（児童館）や子ども家庭支援センターで乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。
令和6年度目標	<p style="text-align: center;">年利用延べ人数：306,110人</p> <p style="text-align: right;">※P115に各年度の目標値を記載</p>
	<p style="text-align: center;">No. 2</p> <p>在宅児・未就園児への地域子育て支援活動</p>
内 容	在園児だけでなく、地域の在宅児・未就園児の保護者に対し、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、未就園児の幼稚園体験入園、保育園で催しや講座を実施するなどして、地域の子育てを支援します。
令和6年度目標	<p style="text-align: center;">全園で実施</p>
	<p style="text-align: center;">No. 3</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業の充実</p>
内 容	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。
令和6年度目標	<p style="text-align: center;">未就学児 延べ 6,912人 就学児 延べ 4,608人</p> <p style="text-align: right;">※P120に各年度の目標値を記載</p>

(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

- 身近な子どもセンター（児童館）・保育園等にて、相談、サークル支援、交流促進、在宅乳幼児支援、地域におけるネットワークづくり等の総合的な子育て支援を行います。
- 特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業に取り組みます。
- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等と、支援を必要とする家庭をつなげる体制を推進します。
- 地域で活動する各団体同士が情報交換や連携を図り、地域における子どもへの支援を推進します。

◆主な取組

No. 1	協働による地域づくりの推進
内 容	地域づくり応援団事業によって、NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動の支援をするとともに、政策提案協働事業によってNPOやボランティア団体などからの提案を受けた事業を区が協働して行うなど、様々な取組を実施します。
令和6年度目標	推 進
No. 2	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業
内 容	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。 また、子ども食堂の開設や運営を支援するためにコーディネーターを配置し、団体間の情報交換、ボランティア募集と調整等の地域のネットワークづくりを支援することで、子どもの居場所の拡充を図ります。
令和6年度目標	20 団体支援
No. 3	青少年地区委員会活動推進事業
内 容	区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの支援を行います。
令和6年度目標	推 進

【再 掲】

- ・地域育て合い事業 施策目標 1－(3)－No.3

(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

- 同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供を行い、横断的なネットワークを築くことにより、さらに充実した子育て支援が可能となる環境づくりに取り組みます。
- 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

◆主な取組

No. 1	児童館ネットワーク事業
内 容	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や子どもセンター・ティーンズセンター（児童館）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。
令和6年度目標	7地域で実施
No. 2	北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】
内 容	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。
令和6年度目標	推 進

(4) 地域における子育て支援の担い手の育成

- 地域における子育て支援活動において、活動のリーダーや、各種ボランティア、福祉人材等、担い手となる人材を増やし、育て、長く定着してもらうことをめざします。また、地域の人々が活動に積極的に参加するための支援や、活動団体と行政との連携、協働による事業を進めます。
- 地域における子育て支援の担い手の育成を大学等と連携を図りながら推進します。
- 地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、引き続き研修等を充実させていきます。

◆主な取組

No. 1	子育てアドバイザー研修
内 容	子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。
令和6年度目標	推 進
No. 2	子育て支援の担い手の育成
内 容	近隣の大学の学生ボランティアに、子育てに関する講演会時の託児の協力やファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に登録してもらうなど、子育てに関する各種事業に関わってもらうことで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。
令和6年度目標	推 進
No. 3	研修生の受け入れ
内 容	区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修（※）の受講生の研修を受け入れることで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。
令和6年度目標	推 進

※子育て支援員：子育て支援の分野で働く上で必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことで、全国共通の認定制度です。

(5) 子どもの安全を確保する活動の推進

- 地域安全・安心パトロールの実施や「区民情報メール」による不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校をはじめ、区民や企業等と連携し、地域ぐるみで子どもたちの見守りを推進します。
- 子どもを犯罪から守るため、子どもが自分で自分の身を守れるよう「子ども防犯教室」を実施し、安全への意識を高める事業を展開します。
- 子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に交通指導員を配置して指導・誘導を行います。また、大人も含めて事故防止やマナーの向上の啓発に努めます。
- 保育園、認定こども園、小・中学校の給食において、衛生管理や食物アレルギーへの対応を徹底し、安全で安心なおいしい手づくりの給食を提供します。
- 健康影響の大きい子どもたちを受動喫煙から守るために、受動喫煙防止に関する周知、啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に必要な環境整備の取組を進めます。

◆主な取組

No. 1	子ども見守りネットワークの活用
内 容	区内で子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声かけ事案等が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。また、北区区民情報メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。
令和6年度目標	推 進
No. 2	防犯意識向上への取組
内 容	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）、わくわく☆ひろば等において、警察OBの防犯推進員による子どもを対象とした防犯教室を実施するとともに、施設の教職員に対する不審者対応訓練を実施するなど、防犯意識向上への取組を推進します。
令和6年度目標	子ども向け、教職員向け合計年 150 回実施

No. 3	子どもの安全対策の推進
内 容	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置し、通学路の交通安全対策を実施します。また、区立小・中学校や通学路における防犯カメラの更新、保育園・区立幼稚園・小学校等門扉のオートロック化・運用、学童クラブ・区立幼稚園・保育園等へのモニター付インターホンの設置・運用など、施設の安全対策を強化していきます。
令和6年度目標	推 進

No. 4	総合的なたばこ対策の推進
内 容	健康増進法などの法令遵守や普及啓発はもちろんのこと、子どもが多く利用する区有施設はすでに敷地内も含めて完全禁煙とし、その他の区有施設も今後段階的に完全禁煙をめざします。また、小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。すでに実施している禁煙助成事業については、18歳未満の子どもを持つ助成対象者の助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高め、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。
令和6年度目標	拡充・推進

施策目標3 未来を担う人づくり

(1) 就学前教育の充実

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育・保育の充実を図ります。
- 就学前教育・保育の充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。
- 教育・保育の充実に向けて、教職員の研修・研究活動の支援を推進します。

◆主な取組

No. 1	きらきら0年生応援プロジェクト
内 容	<p>小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進します。保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業を実施します。</p> <p>また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続をめざす入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達が気になる保護者の方へ」など、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。</p>
令和6年度目標	推 進
No. 2	区立認定こども園の設置
内 容	<p>少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に就学前教育を実施する認定こども園の設置を推進していきます。</p>
令和6年度目標	1園設置
No. 3	教職員等への各種研修の充実
内 容	<p>保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施するとともに、区立の幼稚園・認定こども園の教員へ研修や研究活動を行うなど、就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園へ教員の研修・研究活動に補助を行い、教育・保育の質の向上を推進します。</p>
令和6年度目標	推 進

(2) 教育の場における子育ての支援

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ（サブファミリー）で、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上をめざします。
- 北区初となる「施設一体型小中一貫校」を設置し、その取組と成果を他の小・中学校で活用することにより、小中一貫教育をより一層推進します。
- 学校や地域の特性に合わせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- 教員の授業力向上のために、新学習指導要領の全面実施にあわせ、英語やプログラミング等の新たな教育課題に取り組みます。
- SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育活動の充実を図ります。

◆主な取組

No. 1	確かな学力向上プロジェクト
内 容	<p>基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着をめざすとともに、主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。</p> <p>学力パワーアップ非常勤講師や家庭教育アドバイザーによる授業力向上に加え、学力フォローアップ教室や本気でチャレンジ教室による学力のつまずき防止を行うことで、一貫して安定した学びの環境を整えます。</p>
令和6年度目標	拡充・推進
No. 2	サブファミリーによる特色ある教育の推進
内 容	<p>区内12の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園のそれぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めたサブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連携性を踏まえた事業を展開します。</p> <p>また、サブファミリーと地域が一体となった特色ある教育を推進します。</p>
令和6年度目標	推 進
No. 3	施設一体型小中一貫校の設置
内 容	<p>北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置します。小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう、教育内容をより一層充実させます。</p>
令和6年度目標	1 校開校

No. 4	ICT教育の充実及びプログラミング教育の推進
内 容	<p>高度情報化社会を生き抜くためには、ICT教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。また、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、[知識及び技能] [思考力、判断力、表現力] [学びに向かう力、人間性等] を育成していきます。</p>
令和6年度目標	全小・中学校で実施
No. 5	国際理解教育の推進
内 容	<p>北区の中学生が外国人留学生と生活を共にするイングリッシュ・サマーキャンプでは、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。また、中学校生徒海外交流事業においては、アメリカウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、国際親善、国際理解に役立てる取組を推進します。</p> <p>2024 オリンピック・パラリンピック競技大会が、パリ市で開催されることから、東京国際フランス学園との交流をより一層発展させることで、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成します。</p>
令和6年度目標	推 進
No. 6	SDGsの達成に向けた教育の充実
内 容	<p>SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図ります。</p> <p>「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業の中で自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。</p>
令和6年度目標	推 進

No. 7	学習意欲向上への取組
内 容	<p>意欲的な学習活動や読書活動につなげるため、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを行います。</p> <p>また、義務教育終了時まで達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、北区立小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助し、学習意欲を向上させます。</p>
令和6年度目標	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px; display: inline-block;">拡充・推進</div>
No. 8	教員の質の向上と働き方改革への取組
内 容	<p>教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点を持った教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。</p> <p>また平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長をめざします。</p>
令和6年度目標	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px; display: inline-block;">推 進</div>
No. 9	北区ゆかりの偉人を学ぶ事業
内 容	<p>北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学び、地域の誇りと愛着の心を育みます。</p> <p>渋沢栄一翁のほか、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏など北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和5年に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。</p>
令和6年度目標	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px; display: inline-block;">推 進</div>

(3) 自己実現の場と体験機会の提供

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術とのふれあいや、異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、様々な体験活動の機会を充実させます。
- 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して提供します。

◆主な取組

No. 1	文化芸術とのふれあい
内 容	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する子ども文化教室をはじめ、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
令和6年度目標	推 進
No. 2	キャリア教育の推進
内 容	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。
令和6年度目標	推 進
No. 3	持続可能な社会に向けた環境学習
内 容	区内の公園や河川等を活用した自然体験学習や、観察・実験を通して環境問題に対する科学的思考力を養う「環境大学事業」、ecoかるたを通して楽しく身近な環境活動について学ぶ「省エネ道場」など、幼児から中学生までの各発達段階において様々な環境学習の機会を提供します。幼少期から環境への意識向上を図るとともに、将来身につけた知識等を地域で活用できるよう支援し、「持続可能な社会の担い手」を育成します。
令和6年度目標	拡充・推進
No. 4	子どもの社会参加の機会
内 容	小学生との区政を話し合う会を開催し、小学生と意見交換を行います。また、中学生モニター・高校生モニター会議を開催し、中高生世代の意見・要望・提案を聴いて区政運営の参考にするなど、子どもの社会参加のきっかけづくりを推進します。
令和6年度目標	推 進

【再 掲】

- ・国際理解教育の推進 施策目標 3－(2)－No.5

(4) こころとからだの健全な成長への支援

- 子どもたちの社会性や創造力を育み、健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- 子どもが自己肯定感と権利の主体としての自覚を持ち、その人権が尊重されるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 乳幼児の健全な成長・発達と健康を守るため、定期健康診査や予防接種の実施、正しい知識を普及させるための講習会を実施します。
- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- 食育や病気・依存症予防の啓発等を行い、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図ります。
- いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。
- 性の多様性に向けての正しい理解と知識の普及啓発を行います。

◆主な取組

No. 1	プレーパーク事業
内 容	子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造性を育み、子ども、親、地域の大人が外遊びを通して触れ合いを深めるためのプレーパーク事業を、市民活動団体と協働して推進していきます。
令和6年度目標	参加人数 6,300 人
No. 2	人権教育の推進
内 容	小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。
令和6年度目標	人権教育推進委員会 年3回開催
No. 3	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進
内 容	日本トップレベルの選手及び指導者から直接指導を受けるトップアスリート直伝教室や、オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招き、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施するなど、子どもたちのスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力の育成を推進します。
令和6年度目標	推 進

No. 4	依存症の未然防止
内 容	子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）、ゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対する啓発を行い、依存症の未然防止に努めます。
令和6年度目標	全小・中学校で実施
No. 5	いじめ根絶への取組
内 容	<p>「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。そのために、区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施や、いじめ相談ミニレターを配布し、教員や保護者にできない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。</p> <p>また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。</p>
令和6年度目標	推 進
No. 6	性の多様性の理解促進
内 容	<p>性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、学校教育においても、人権に関する知的理解や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）も含め多様性を尊重するなど、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。性教育についても、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導していきます。</p>
令和6年度目標	推 進

(5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

- 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、児童相談行政のさらなる充実・強化を図ります。
- 小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど、専門家が子どもたちの抱える問題を受け止め、関係機関が連携し、解決に取り組めます。
- 子どもセンター・ティーンズセンター（児童館）や放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。
- 小学校全校に導入される放課後子ども総合プランの活動の充実を図ります。

◆主な取組

No. 1	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣
内 容	<p>児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。</p> <p>また、児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校全校に派遣し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を図り、継続的かつ地域における一体的な支援を行っていきます。さらに、学校や地域の状況等を勘察し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れ、拡充を図っていきます。</p>
令和6年度目標	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> スクールカウンセラー：推進 スクールソーシャルワーカー：拡充・推進 </div>
No. 2	放課後子ども総合プランの推進
内 容	<p>「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の放課後対策事業を一体的に行い、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動を通して、大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。</p> <p>また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。</p> <p>わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。</p>
令和6年度目標	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> 全小学校で実施 </div>

No. 3	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
内 容	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと、中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。
令和6年度目標	移行

【再掲】

- ・子ども・教育に関する複合施設の整備 施策目標 1－(2)－No.3
- ・子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 施策目標 2－(2)－No.3



施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

- 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 児童相談所の設置に向けて、東京都や他区と協力し、施設整備や人材育成等の検討・準備を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会と配偶者からの暴力防止連絡協議会の機能を充実し、子ども家庭支援センターと児童相談所、健康支援センター、保育園、学校、子どもセンター（児童館）など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

◆主な取組

No. 1	養育支援訪問事業
内 容	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子ども家庭支援センター職員及びヘルパー派遣により、育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
令和6年度目標	訪問延べ人数921人
	※P118に各年度の目標値を記載
No. 2	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携
内 容	要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携し、要保護児童等への適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。
令和6年度目標	推 進

【再掲】

- ・子ども・教育に関する複合施設の整備 施策目標 1－(2)－No.3

(2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

- 障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心として発達支援を行います。また、さくらんぼ園を児童発達支援センターとし、保育所等訪問支援を実施するなど、事業の充実を図ります。
- 一人ひとりに応じた多様な学びの場の整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習や副籍交流等を進め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実を図ります。

◆主な取組

No. 1	子ども発達支援センターさくらんぼ園及び発達相談室
内 容	障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を令和3年度に児童発達支援センター（※）として整備し、事業の充実を図ります。
令和6年度目標	推 進
※児童発達支援「事業」と児童発達支援「センター」の違い 「事業」：もっぱら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場 「センター」：施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設	
No. 2	特別支援教育の推進
内 容	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を進め、インクルーシブ教育システム（※）の構築に向けた特別支援教育を推進します。
令和6年度目標	推 進
※インクルーシブ教育システム：障害のある者とない者が共に学ぶしくみで、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。	
No. 3	特別支援教育にかかる巡回指導・専門家チームの派遣
内 容	障害特性を踏まえた適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。
令和6年度目標	推 進

(3) ひとり親家庭への支援

- 生活の中に多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や東京都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。
- 子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行います。
- 居住支援協議会において、ひとり親家庭等住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要なしくみについて協議します。

◆主な取組

No. 1	ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
内 容	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。
令和6年度目標	推 進
No. 2	ひとり親家庭の親の就業促進
内 容	ハローワーク等専門支援員と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、自立支援給付金として、資格を取得する際の講座の費用などを援助することで、ひとり親家庭が安定した仕事に就けるよう支援を推進します。
令和6年度目標	推 進
No. 3	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進
内 容	ひとり親家庭等で住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、居住支援協議会において、住宅情報の提供や円滑な入居が促進できる方策を協議していきます。
令和6年度目標	推 進
No. 4	児童扶養手当・児童育成手当の支給
内 容	18歳に達した日の属する年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭、または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。
令和6年度目標	推 進

(4) 生活困窮家庭への支援

- 生活困窮家庭の支援について、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。
- 生活保護世帯の子どもが、経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、学習のための費用の助成を行います。
- 子どもが元気で健やかに学校生活を過ごせるよう、家庭の経済事情に応じて給食費や学用品費などの費用を援助します。

◆主な取組

No. 1	生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業
内 容	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む対象世帯について、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談など、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施します。
令和6年度目標	17 教室
No. 2	自立支援プログラム（次世代育成支援プログラム）
内 容	生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。
令和6年度目標	推 進
No. 3	就学困難な児童生徒及び就学予定者の保護者への援助
内 容	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、就学援助として義務教育に必要な費用（給食費や学用品費など）の一部を支給し、円滑に学校生活を送れるよう支援していきます。
令和6年度目標	推 進

(5) 多文化共生に向けた支援

- 外国人の子どもの就学機会が適切に確保されるよう周知していくとともに、日本語活用が困難な児童・生徒が日本語を習得できるよう支援していきます。
- 日本語活用が困難な保護者に対しては、多言語による子育てに関する情報の提供を推進します。

◆主な取組

No. 1	日本語適応指導教室
内 容	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の実態に即した効果のある指導を行い、自己の持つ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるようにします。
令和6年度目標	推 進
No. 2	日本語活用が困難な保護者への対応
内 容	日本語を母語としない方が安心して子育てができるよう、はぴママ面接・乳幼児健診などの各事業において、多言語による案内を作成するとともに、タブレット端末による通訳システムを導入します。 また、「やさしい日本語」を共通コミュニケーション手段として活用するなど、様々な文化的背景を持つ方が共生していく環境づくりを推進します。 区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣する取組を推進します。
令和6年度目標	推 進

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

- 性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会をめざして、ワーク・ライフ・バランスの重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。
- すべての人がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、働き方改革、家庭における固定的な役割分担の意識啓発等、様々な取組を推進します。

◆主な取組

	<p style="text-align: center;">No. 1</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供</p>
内 容	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。
令和6年度目標	推 進
	<p style="text-align: center;">No. 2</p> <p>働き方に対する意識改革</p>
内 容	<p>男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を企業（企業経営者・人事労務管理者等）に働きかけていきます。</p> <p>また、区職員に対しても、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。</p>
令和6年度目標	推 進

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

○ 仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件を整備する企業の取組を支援します。

◆主な取組

	No. 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進
内 容	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、広くPRすることによって、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び推進を図ります。 また、認定企業に対して、認定年度の次年度に取組状況の確認及び助言等を行うために、フォローアップ訪問を行います。
令和6年度目標	推進企業認定数 年3社
	No. 2 アドバイザー派遣制度の推進
内 容	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに向上させようとする企業に、専門のアドバイザーを派遣します。
令和6年度目標	アドバイザー派遣 年3社

(3) 男女が共に担う子育ての推進

- 男女の固定的役割分担意識を解消し、男女ともに育児や家事に積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校の日常活動の中で、子どもたちが発達段階に応じて男女共同参画の考え方を身につけることができるよう配慮を行うとともに、男女の固定的役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。

◆主な取組

No. 1	みんなで育児応援プロジェクト事業
内 容	地域における子育て支援の輪を広げ、多世代が育児に関わる環境づくりを推進するため、育児に関する講座やワークショップ等を実施していきます。
令和6年度目標	推 進
No. 2	学校教育等における男女共同参画意識の形成
内 容	子どもたちが、その成長に応じた学びの場において、長期的な男女共同参画意識の啓発を行うため、教職員への研修の充実や、小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発を行い、固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。
令和6年度目標	推 進

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1

子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2

区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

図 北区全域図

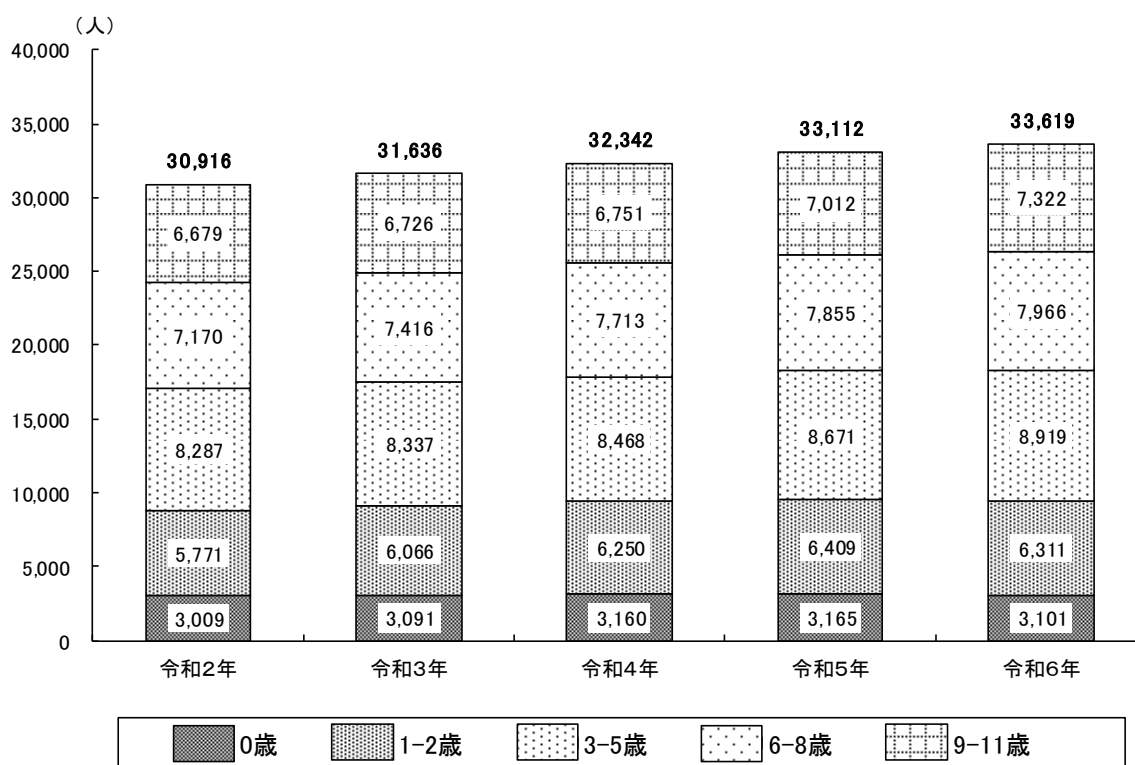


3

人口推計

「北区基本計画 2015」の改定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2038年までの年少人口の推計が平成30年3月に報告されました。この年少人口を令和2年から令和6年の5年間について0歳から11歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計



子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・保育	(1) 保育園 認定こども園※(保育利用分) 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園(教育利用分)
地域子ども・子育て 支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則 19 人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

【今後の方向性】

- 認可保育所の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育所を中心とした整備を進めます。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。
- 地域ごとの偏在や需給バランスの不均衡が発生し、待機児童（※）が発生する可能性があります。その際は状況に応じて解決策を検討し、定員の拡大に向けた整備等を進めます。

※平成31年4月1日時点で119名

量の見込み の考え方	利用実績から算出した入所希望率を基に算出
確保方策 の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和2年度)		2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)				
	2号	3号	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,492	3,388	701	4,629	3,356	719	4,592	3,441	736	4,564	3,529	755	4,573	3,614	770	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	4,992	3,189	709	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721	5,230	3,281	721
	特定地域型 保育事業※	0	277	116	0	277	116	0	277	116	0	277	116	0	277	116
	認可外保育 施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
②-① 過不足	500	166	150	601	290	144	638	205	127	666	117	108	657	32	93	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：

幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定…保育の必要性がある、3～5歳

3号認定…保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2)幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,843	1,373	265	1,902	1,337	272	1,878	1,372	279	1,859	1,407	286	1,843	1,441	292	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	2,173	1,291	288	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297
	特定地域型 保育事業	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30
	認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
②-① 過不足	330	38	71	375	118	73	399	83	66	418	48	59	434	14	53	

■ 王子地域

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,633	1,168	227	1,677	1,159	235	1,661	1,197	242	1,632	1,236	250	1,641	1,274	257	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244
	特定地域型 保育事業	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
	認可外保育 施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
②-① 過不足	20	58	61	▲24	67	53	▲8	29	46	21	▲10	38	12	▲48	31	

■ 滝野川地域

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,016	847	209	1,050	860	212	1,053	872	215	1,073	886	219	1,089	899	221	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,166	799	177	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180	1,300	847	180
	特定地域型 保育事業	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50	0	118	50
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足	150	70	18	250	105	18	247	93	15	227	79	11	211	66	9	

○3号認定子どもの保育利用率(※)

■ 北区全域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	4,405	4,509	4,509	4,509	4,509
0-2歳推計人口	8,780	9,157	9,410	9,574	9,412
保育利用率	50.2%	49.2%	47.9%	47.1%	47.9%

■ 赤羽地域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	1,747	1,800	1,800	1,800	1,800
0-2歳推計人口	3,686	3,829	3,890	3,956	3,967
保育利用率	47.4%	47.0%	46.3%	45.5%	45.4%

■ 王子地域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
0-2歳推計人口	2,676	2,883	2,985	3,011	2,880
保育利用率	56.6%	52.5%	50.7%	50.3%	52.6%

■ 滝野川地域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	1,144	1,195	1,195	1,195	1,195
0-2歳推計人口	2,418	2,445	2,535	2,607	2,565
保育利用率	47.3%	48.9%	47.1%	45.8%	46.6%

※保育利用率:満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数(前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数)の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

【今後の方向性】

○就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込み の考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の募集定員数（確保方策）から、北区の子どもの量の見込み数を差し引いた数とする。
確保方策 の考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、募集定員総数に対する各募集定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、募集定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		
① 量の見込み	北区の子ども	2,219	1,159	2,234	1,166	2,268	1,184	2,321	1,213	2,386	1,249
			3,378		3,400		3,452		3,534		3,635
	他区市町村の 子ども		1,859		1,837		1,785		1,703		1,602
② 確保方策	北区の子ども		3,378		3,400		3,452		3,534		3,635
	特定教育・ 保育施設		439		442		449		459		473
	確認を受け ない幼稚園		2,939		2,958		3,003		3,075		3,162
	他区市町村の 子ども		1,859		1,837		1,785		1,703		1,602
	特定教育・ 保育施設		241		239		232		221		208
	確認を受け ない幼稚園		1,617		1,598		1,553		1,482		1,394
②-①過不足		0		0		0		0		0	

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園(教育利用分)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

○妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。

○子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。

確保方策 の考え方	「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1カ所 「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3カ所で実施する子育て世代包括支援センター事業 引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図ります。
----------------------	--

(カ所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 0-2歳の保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用意向回数（年間）」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数（年間）」から、保育所利用の意向などを考慮して算出。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

	（延べ人数）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
確保方策	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込み の考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)
確保方策	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)

延べ回数()内は実人数

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込み の考え方	各年の0歳児推計数に、92.2%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じた。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
確保方策	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



WANPUG

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込み の考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。(※)

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	847	866	886	907	921
確保方策	847	866	886	907	921

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。

【今後の方向性】

- 現在、宿泊を伴う養育支援の需要は必ずしも高くはありませんが、ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 泊りがけで家族以外に子どもを預けなければならない際にショートステイを利用したか、子どもだけで留守番させた者に、その平均日数を乗じる。
確保方策 の考え方	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員はトワイライトステイとあわせて5人まで

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	934	957	978	998	1,003
確保方策	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
過不足 <small>(確保方策－量の見込み)</small>	143	120	99	79	74

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児※）

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込み の考え方	過去の利用申込数の実績を基に利用意向率を算出し、各年の6-11歳人口推計に乗じて算出。 ※未就学児の利用については、⑧の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策 の考え方	平成30年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和6年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

（延べ利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,088	4,175	4,270	4,389	4,513
確保方策	3,823	4,019	4,215	4,411	4,608
過不足 <small>（確保方策－量の見込み）</small>	▲265	▲156	▲55	22	95

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

<幼稚園の一時預かり>（預かり保育）

量の見込み の考え方	二一ズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、 2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間 就労日数を乗じた延べ人数を合計する。
確保方策 の考え方	幼稚園：量の見込みの100%を確保する。（※）

	（延べ人数）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

<幼稚園以外>(保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ)

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 0-2歳の保護者について、一時預かりを利用したい者の数に平均希望日数を乗じ、ベビーシッターや保育所等の利用意向を考慮して算出。
確保方策 の考え方	各事業の利用可能数を今後の整備計画を踏まえて合計する。

(延べ人数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,247	45,406	46,855	47,795	43,867
確保方策	33,452	35,246	35,540	35,834	36,130
過不足 (確保方策ー量の見込み)	▲9,795	▲10,160	▲11,315	▲11,961	▲7,737



(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 保育園を利用または希望している人で、利用希望時間を19時以降とした人数。
確保方策の考え方	各園の延長保育定員数を今後の整備計画に基づき算出。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,597	1,637	1,673	1,707	1,716
確保方策	1,670	1,770	1,770	1,770	1,770
過不足 (確保方策－量の見込み)	73	133	97	63	54



(10) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 施設型については、既存施設の利用状況等を踏まえ、地域バランスにも配慮しながら、新たな施設の整備を検討していきます。
- 平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往来の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 子どもが病気やケガの際に、病児・病後児保育を利用したことがある人数と、仕方なく子どもだけで留守番をさせた人数から、その平均利用希望日数を乗じた。
確保方策 の考え方	今後の整備計画を踏まえた病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,296	3,378	3,452	3,523	3,540
確保方策	2,080	3,120	4,420	4,420	4,420
過不足 <small>(確保方策－量の見込み)</small>	▲1,216	▲258	968	897	880

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童（※）の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。
※平成31年4月1日時点で80名
- 小学校4年生以上の児童については、放課後子ども教室（一般登録）特例利用で対応していますが、児童が必要な支援を受けられる環境を確保できるよう事業の充実を検討していきます。
- 学童クラブの育成時間の拡大については、利用者のニーズを踏まえ検討していきます。

量の見込み の考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用希望率を基に算出。
確保方策 の考え方	人口推計及び学校ごとの利用希望率を基に、各年度の定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	1,099	1,154	1,209	1,239	1,253
2年生 量の見込み	907	952	998	1,023	1,033
3年生 量の見込み	739	774	811	834	841
1～3年生 量の見込み 合 計	2,745	2,880	3,018	3,096	3,127
1～3年生 確保方策	3,220	3,300	3,460	3,545	3,565
過 不 足 (確保方策—量の見込み)	475	420	442	449	438
4年生 量の見込み	374	382	393	393	396
5年生 量の見込み	120	122	126	126	128
6年生 量の見込み	37	38	39	39	39
4～6年生 量の見込み 合 計	531	542	558	558	563
4～6年生 確保方策	0 ※				

■ 赤羽地域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	457	474	479	481	485
2年生 量の見込み	377	391	395	397	400
3年生 量の見込み	307	318	320	323	326
1～3年生 量の見込み 合 計	1,141	1,183	1,194	1,201	1,211
1～3年生確保方策	1,445	1,485	1,485	1,485	1,465
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	304	302	291	284	254
4年生 量の見込み	157	159	162	161	163
5年生 量の見込み	50	51	52	52	53
6年生 量の見込み	16	16	16	16	16
4～6年生 量の見込み 合 計	223	226	230	229	232
4～6年生確保方策	0 ※				

■ 王子地域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	360	379	408	426	432
2年生 量の見込み	297	313	337	352	356
3年生 量の見込み	242	254	275	288	290
1～3年生 量の見込み 合 計	899	946	1,020	1,066	1,078
1～3年生確保方策	980	980	1,060	1,105	1,145
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	81	34	40	39	67
4年生 量の見込み	105	110	110	107	110
5年生 量の見込み	34	35	35	34	35
6年生 量の見込み	10	11	11	10	11
4～6年生 量の見込み 合 計	149	156	156	151	156
4～6年生確保方策	0 ※				

■ 滝野川地域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	282	301	322	332	336
2年生 量の見込み	233	248	266	274	277
3年生 量の見込み	190	202	216	223	225
1～3年生 量の見込み 合 計	705	751	804	829	838
1～3年生確保方策	795	835	915	955	955
過 不 足 (確保方策—量の見込み)	90	84	111	126	117
4年生 量の見込み	112	113	121	125	123
5年生 量の見込み	36	36	39	40	40
6年生 量の見込み	11	11	12	13	12
4～6年生 量の見込み 合 計	159	160	172	178	175
4～6年生確保方策	0 ※				

※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録(一部児童館)の特例的な利用としています。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

①次世代育成支援行動計画

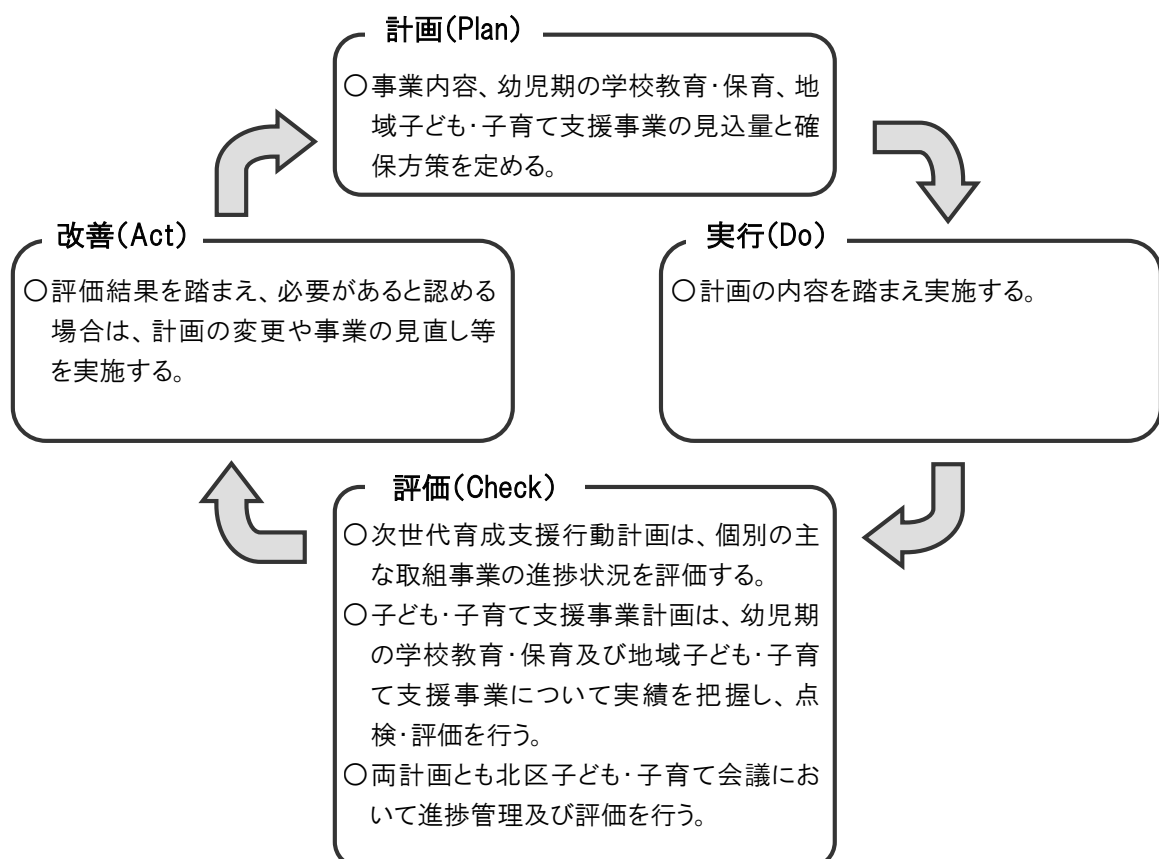
毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させながら計画を推進していきます。具体的には、主な取組ごとに各事業の実施状況を把握し、各課において点検・評価するとともに、北区子ども・子育て会議において計画の進行管理及び評価を行います。また、進捗状況については、北区ホームページを通して区民に公表します。

②子ども・子育て支援事業計画

毎年度、北区子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画に基づく、地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて見直しをしていきます。

次世代育成支援行動計画と同様、北区はその結果を区民に公表し、これに基づいて適切な措置を講じます。

図 PDCA サイクルの図



本計画の着実な推進のためには、北区と地域・関係団体・関係機関の様々な立場の方々との役割分担や協働が不可欠です。また、区民一人ひとりの理解と協力を得ながら事業を進めていくことが大切です。

特に、子育て家庭を支援していくためには、地域全体での取組が必要となります。地域住民をはじめ、子育てに関する活動を行う子ども会や自治会、NPO、子育てサークルなどの地域活動団体、ベビーシッター等の様々な民間事業者、民生児童委員等と連携・協力を図りながら進めていきます。

行政が担うべき事業と、地域の方々が行う子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に的確に対応していくためには、国や東京都など、多くの関係機関との更なる連携強化も重要です。男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、社会全体として、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、事業所における従業員の働き方の見直しを推進していきます。

また、若者が抱える問題が深刻化・複雑化してきていることから、若者の総合的な相談や社会参加応援、就労支援等の若者支援にも積極的に取り組んでいくために、国や東京都との連携の強化を図ります。

資料編

1

主な取組事業一覧

施策目標		1 家庭の育てる力を支援	
個別目標		(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子ども環境応援担当課
2	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童の解消を図るため、施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は子どもセンター（児童館）や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども環境応援担当課
3	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
4	地域型保育事業	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
5	認証保育所	大都市の特性に着目し、東京都が独自に設けた基準により0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
6	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0～2歳までのお子さんに対して、家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課
7	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の実施時間の前後や長期休暇中にお子さんを預かります。	子ども環境応援担当課
8	乳幼児ショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、0～2歳未満の乳幼児を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
9	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、2～12歳（小学校6年生）までの児童を一時的に養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
10	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
11	一時預かり保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合に、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課
12	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課
13	延長保育	長時間保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課
14	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課
15	年末保育事業	保護者が就労等で年末に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課
16	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課
17	病児・病後児保育（施設型）	病中または病気の回復期にあって、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課
18	病児・病後児保育（利用料金助成型）	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。	保育課
19	保育人材の確保支援	保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。	保育課

施策目標 **1 家庭の育てる力を支援**

個別目標 **(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実**

No.	事業名	事業内容	所管課
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	健康推進課 子ども家庭支援センター
2	子育て世代包括支援センター事業（はぴママたまご・ひよこ面接）	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進します。健康推進課健康支援センターでは、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはぴママたまご面接を実施し、相談や支援プランの策定を行います。子ども家庭支援センターでは、生後6か月までの産婦を対象に、はぴママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。	健康推進課 子ども家庭支援センター
3	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター
4	子ども・教育に関する複合施設の整備	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。	子ども家庭支援センター
5	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課
6	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課
7	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課
8	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月 10 日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課
9	子育て応援サイト「きたハピ」及び「きたハピモバイル」の充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト「きたハピ」及び「きたハピモバイル」の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来課

施策目標		1 家庭の育てる力を支援	
個別目標		(3) 親育ちへの支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	はびママ学級・パパになるための半日コース	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施します。	健康推進課
2	親育ちサポート事業	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学び、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム(NPプログラム)」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。	子ども未来課
3	地域育て合い事業	併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。	子どもわくわく課
4	乳幼児クラブ活動	子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。	子どもわくわく課

施策目標		1 家庭の育てる力を支援	
個別目標		(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。	健康推進課
2	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・育児等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援していきます。	健康推進課
3	産前産後セルフケア講座	区内の子どもセンター（児童館）を会場として、安定期以降の妊婦と生後120日までの乳児を持つ母親を対象にエクササイズによる身体のケアや子育てに関する情報の提供、情報交換を実施します。	健康推進課
4	産後デイケア事業	出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体が実施する、産後デイケアの取組に対して支援をします。	健康推進課
5	産後ショートステイ事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援します。	健康推進課
6	安心ママパパヘルパー事業	産前1ヶ月前から生後6ヶ月になるまでの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	子ども家庭支援センター
7	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。	健康推進課

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 (5) 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	所管課
1	学校給食費保護者負担軽減事業	令和2年10月から、区内に住所を有し、区立小・中学校に通う二人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。	学校支援課
2	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子ども環境応援担当課
3	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子ども(18歳に達してから最初の4月1日を迎えていない子を含む)を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部(礼金と仲介手数料の合算額)を助成します(上限30万円)。	住宅課
4	親元近居助成	子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します(上限20万円)。	住宅課
5	児童手当の支給	0～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円(第3子以降は月額15,000円)、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給になります。	子ども未来課
6	子ども医療費助成	0歳～中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 (1) 地域における子育て家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子どもわくわく課 子ども家庭支援センター
2	幼稚園・こども園における地域子育て支援活動	幼稚園・こども園で、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	学校支援課 子ども環境応援担当課
3	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課
4	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。	子ども家庭支援センター

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり	
個別目標		(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	協働による地域づくりの推進	(地域づくり応援団事業) NPO やボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動を支援します。 (政策提案協働事業) NPO やボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課
2	子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施する NPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。	子ども未来課
3	子ども食堂ネットワーク構築支援事業	子ども食堂が継続して活動できるよう、コーディネーターを配置し、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、活動者と支援者とのコーディネート等の支援を行います。	子ども未来課
4	青少年地区委員会活動推進事業	区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの支援を行います。	生涯学習・学校地域連携課

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり	
個別目標		(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童館ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子どもわくわく課
2	北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	北区社会福祉協議会

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり	
個別目標		(4) 地域における子育て支援の担い手の育成	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育てアドバイザー研修	子どもセンター(児童館)において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子どもわくわく課
2	研修生の受け入れ	区内の保育園や子どもセンター(児童館)で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れ、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。	子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター

施策目標	2 子育て家庭を支援する地域づくり
個別目標	(5) 子どもの安全を確保する活動の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子ども見守りネットワーク	区内で子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課
2	安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	「安全・安心」快適メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	危機管理課
3	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課
4	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	危機管理課
5	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課
6	保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用	不審者の侵入を防ぐため、区立保育園・幼稚園・小学校の門扉にオートロック機能を付けます。私立保育園に対しては、経費の一部を補助します。	学校改築施設管理課 保育課
7	区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新	通学路の安全を図るために、経年により老朽化した区立小・中学校の防犯カメラの更新を行います。	学校改築施設管理課 学校支援課
8	学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用	不審者対策として、学童クラブ、区立幼稚園、保育園等に訪問者を確認できるモニター付インターホンを設置します。	学校改築施設管理課 子どもわくわく課 保育課
9	安全・安心な給食の実施	園児・児童・生徒に安全・安心でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・認定こども園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。そのために、調理従事者への細菌検査、ノロウィルス検査、おかずの衛生検査をはじめ、保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施や、調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが衛生講習会を受講します。	学校支援課 保育課
10	地域ふれあいパトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	子どもわくわく課
11	総合的なたばこ対策の推進	健康増進法などの法令遵守や普及啓発はもちろんのこと、子どもが多く利用する区有施設はすでに敷地内も含めて完全禁煙とし、その他の区有施設も今後段階的に完全禁煙をめざします。また、小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。すでに実施している禁煙助成事業については、18歳未満の子どもを持つ助成対象者の助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高め、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。	受動喫煙防止対策担当課

施策目標		3 未来を担う人づくり	
個別目標		(1) 就学前教育の充実	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	きらきら0年生応援プロジェクト	小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業を実施します。 また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続をめざす入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達が気になる保護者の方へ」などの小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。	教育政策課
2	区立認定こども園の設置	少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に就学前教育を実施する認定こども園の設置を推進していきます。	学校支援課
3	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子ども環境応援担当課
4	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	教育指導課 子ども環境応援担当課
5	保育園職員等各種研修	保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施します。	保育課

施策目標		3 未来を担う人づくり	
個別目標		(2) 教育の場における子育ての支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	学力フォローアップ教室	小学校で習得すべき学力を小学校のうちに身に付けるため、つまずきを生じやすい小学校3・4年生を対象に放課後補習教室を実施します。また、小学校5・6年生にも同様に行うことで、中1ギャップの解消をめざします。	教育指導課
2	学力パワーアップ事業	基礎・基本の学力定着と向上を図るため、小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ非常勤講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりに行き届くきめ細かな指導を実践します。	教育指導課
3	中学校スクラム・サポート事業	全区立中学校の数学教員に対して専任の教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努めます。また、各校に配置された家庭学習アドバイザーが生徒の課題に応じた個別指導、家庭学習教材を作成することで、学習習慣の定着や意欲の向上を図ります。	教育指導課
4	本気でチャレンジ教室	中学生の基礎学力の定着・向上を図るため、夏季休業期間を活用して、少人数指導の学習教室「本気でチャレンジ教室」を実施します。また、冬季休業期間には、高校受験を控えた中学3年生を対象とする「本気でチャレンジ教室冬」を実施し、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現に向けてサポートしていきます。	教育指導課

5	サブファミリーによる特色ある教育の推進	区内 12 の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園のそれぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めたサブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連携性を踏まえた事業を展開します。また、サブファミリーと地域が一体となった特色ある教育を推進します。	教育政策課
6	施設一体型小中一貫校の設置	北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置します。小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう教育内容をより一層充実させます。	教育政策課 学校改築施設管理課 教育指導課
7	ICT 教育の推進	高度情報化社会を生き抜くためには、ICT 教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。	教育指導課
8	情報教育の推進	各小・中学校の情報教育担当教員を対象に連絡会を開催することで、情報教育の充実を図ります。また、夏季休業期間中に ICT 活用研修を行い、教員の ICT 活用能力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めます。	教育指導課
9	プログラミング教育の推進	情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、[知識及び技能][思考力、判断力、表現力][学びに向かう力、人間性等]を育成していきます。	教育指導課
10	イングリッシュサマーキャンプ事業	北区の中学生が外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。また、サマーキャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を発展させるなど、国際理解教育の充実を図ります。	学校支援課
11	中学校生徒海外交流事業	アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、論理的な思考力など、グローバル社会でたくましく生きる力を育成します。	教育指導課
12	理科大好きプロジェクト	子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の充実を図ります。	教育指導課
13	英語が使える北区人事業	小・中学校へ外国人の外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育・国際理解教育の推進を図ります。	教育指導課
14	SDGs の達成に向けた教育の充実	SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図ります。 「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業の中で自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。	教育指導課

15	魅力ある学校図書館づくり事業	意欲的な学習活動や読書活動につなげるため、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを行います。	教育指導課・中央図書館
16	検定料補助事業	児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、義務教育終了時まで達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。	教育指導課
17	教員の質の向上と働き方改革への取組	教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究的な視点を持った教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。また平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子ども達の健やかな成長をめざします。	教育指導課
18	北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学び、地域の誇りと愛着の心を育みます。渋沢栄一翁のほか、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏など北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和5年に開設予定の(仮称)芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。	教育指導課 生涯学習・学校 地域連携課 中央図書館

施策目標		3 未来を担う人づくり	
個別目標		(3) 自己実現の場と体験機会の提供	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会を充実させます。	地域振興課
2	伝統工芸出張体験講座	北区の未来を担う子どもたちに日本の伝統文化やものづくりの面白さを学んでもらうため、区内小学校や児童館で出張体験講座を行い、伝統工芸に関する知識や作品づくりの体験指導に取り組んでいます。	産業振興課
3	児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことをめざします。	地域振興課
4	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。(希望園で実施)	地域振興課
5	輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術をめざすきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	地域振興課
6	キャリア教育の推進	子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。	教育指導課

7	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所
8	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課
9	環境大学事業	幼児から各発達段階において講座を開発・開講します。講座には観察や実習を組み込むことで体感的理解を深め、将来的には講座受講者が若年層の環境教育に携わることができるようなカリキュラムを構成します。	環境課
10	省エネ道場	「北区 eco かるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。また、学習を發揮する場として「北区 eco かるた大会」を開催します。	環境課
11	中学生モニター・高校生モニター	＜中学生モニター＞ モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。 ＜高校生モニター＞ モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。	広報課
12	小学生との区政を話し合う会	小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。	広報課

施策目標		3 未来を担う人づくり	
個別目標		(4) ことごとからだの健全な成長への支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	プレーパーク事業	子ども達が自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。	子ども未来課
2	人権教育の推進	小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT 等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。	教育指導課
3	トップアスリート直伝教室	ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることをめざします。 また、キッズアスレティックスを小学校単位で実施し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
4	キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター	オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施します。 また、小学校において体験プログラムを実施するほか、各小学校の体育教諭を対象に指導者育成講習会を開催し、小学校独自のプログラムを展開します。	東京オリンピック・パラリンピック担当課

5	オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	東京 2020 大会閉幕後も、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき素質を育むために重要なオリンピック・パラリンピック教育を継続することで、子ども達に「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京 2020 大会で培われた教育資産をレガシーとして継承します。 また、ハンガリー国競技団体が、北区の会場において、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進します。	教育指導課
6	メディアコントロール	小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童・生徒に対し、健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを配布します。	教育指導課
7	いじめ防止の取組の徹底	「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対応、再発防止の徹底を図ります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。	教育指導課
8	北区サポートチーム	区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、育ち愛ほっと館等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。	教育指導課
9	Q-U の実施	区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。	教育指導課
10	いじめ相談ミニレター	いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、教員や保護者にも相談できない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。	教育総合相談センター
11	性の多様性への理解促進	性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	多様性社会推進課
12	性教育の適切な実施	性教育については、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解を得て必要な指導を行うなど、適切に実施します。	教育指導課

施策目標	3 未来を担う人づくり
個別目標	

(5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

No.	事業名	事業内容	所管課
1	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）	育てにくい子どもが虐待を受ける場合が多いことから、児童や保護者に対し臨床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター
2	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。	教育総合相談センター

3	スクールソーシャルワーカーの派遣	児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校全校に派遣し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を図り、継続的かつ地域における一体的な支援を行っていきます。さらに、学校や地域の状況等を勘案し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れつつ、拡充を図っていきます。	教育総合相談センター
4	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進	「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」等の放課後対策事業を一体的におこない、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動をとおして大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。	子どもわくわく課
5	学童クラブ巡回指導	特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。	子どもわくわく課
6	わくわく☆ひろばの情報発信	わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。	子どもわくわく課
7	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。	子ども未来課

施策目標		4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	
個別目標		(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子ども家庭支援センター職員及びヘルパー派遣により育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	子ども家庭支援センター
2	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携	要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課
3	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター
4	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター

施策目標		4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	
個別目標		(2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	さくらんぼ園 (子ども発達支援センター)	障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を令和3年度に地域の中核的な療養支援施設である児童発達支援センターとして整備します。	子ども家庭支援センター
2	小・中学校特別支援学級の設置	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。	教育総合相談センター
3	小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣	障害特性を踏まえた適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。	教育総合相談センター
4	障害児通所支援事業 (児童発達支援)	乳幼児健診等で心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いが認められた児童に対して、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課
5	障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課
6	北区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児等を介護されている家族等の一時休息やリフレッシュを図ることを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。	障害福祉課
7	教育・保育施設における巡回指導員の派遣	障害児の教育・保育を推進するため、保育園・幼稚園・認定こども園に巡回指導員を派遣します。	教育総合相談センター 子ども環境応援担当課 保育課

施策目標		4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	
個別目標		(3) ひとり親家庭への支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室)	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。	子ども未来課
2	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	ひとり親家庭の生活や就労を支援する講習会の実施や、ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談しあう機会となるイベント等を実施します。	子ども未来課
3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取組について北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課

4	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課
5	北区居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課
6	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親または父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額または一部を区が負担します。	子ども未来課
7	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課
8	児童育成手当の支給	18歳に達した年度末までの児童を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	子ども未来課

施策目標	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
個別目標	(4) 生活困窮家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。	生活福祉課
2	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	経済的な理由やひとり親世帯等、家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもに対し、学習意欲や学力の向上のために、子どもの状況に寄り添った学習の場を提供します。	子ども未来課
3	自立支援プログラム（次世代育成支援プログラム）	生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
4	就学援助	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、義務教育に必要な費用（給食費や学用品費など）の一部を支給します。	学校支援課

施策目標	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
個別目標	(5) 多文化共生に向けた支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	日本語適応指導教室	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援していきます。また、日本語指導を担当する教員研修の内容の改善・充実を図ります。	学校支援課 教育指導課
2	はぴママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応	はぴママ面接・乳幼児健診等においては、使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成していくとともに、タブレット端末による通訳システムを導入します。	健康推進課

3	区立小・中学校や保育園等における通訳派遣	区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続きや相談をする際の支援として、通訳を派遣します。	総務課
4	やさしい日本語研修	外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、「やさしい日本語」の活用を推進します。	総務課

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	
個別目標		(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。	多様性社会推進課
2	働き方に対する意識改革	男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を企業（企業経営者・人事労務管理者等）に働きかけていきます。	多様性社会推進課
3	区職員へのワーク・ライフ・バランス推進	区職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	
個別目標		(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、広く区内にPRすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び推進を図ります。 また、認定企業に対し、認定年度の次年度に取組状況確認及び助言等のために、企業フォローアップ訪問を行います。	多様性社会推進課
2	アドバイザー派遣制度の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに向上させようとする企業に、専門のアドバイザーを派遣します。	多様性社会推進課

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	
個別目標		(3) 男女が共に担う子育ての推進	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	みんなで育児応援プロジェクト事業	地域における子育て支援の輪を広げ、多世代が育児に関わる環境づくりを推進するため、育児に関する講座やワークショップ等を実施していきます。	多様性社会推進課 子ども未来課
2	父親への支援事業	子どもセンター（児童館）において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場を提供し、ネットワークづくりのきっかけをつくります。	子ども未来課

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 39 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員 26 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 5 条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、第10条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項、前条第1項本文、第3項及び第4項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項、前条及び第10条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3

北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿

○第3期（平成30年4月1日～令和元年7月31日）※平成30年度以降

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	次世代育成支援行動計画部会	支援事業計画部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長	部会長	
	神長 美津子	國學院大學教授	副会長		部会長
	伊藤 秀樹	東京学芸大学講師	○		○
	小田川 華子	首都大学東京客員准教授	○	○	
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○	○	
	榎本 義彦	北区民生委員児童委員協議会	○(H30.11 まで)		
	足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会	○(H30.12 から)	○(H30.12 から)	
	岡村 和俊	北区立小学校 PTA 連合会	○(H31.3 まで)		
	森 健太郎	北区立小学校 PTA 連合会	○(H31.4 から)	○(H31.4 から)	
	木村 大輔	連合東京北地区協議会	○		○
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	○		○
	鹿田 昌宏	北区医師会	○		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	○		○
区職員・ 関係行政 機関	石山 俊裕	東京都北児童相談所	○(H31.3 まで)		
	横森 幸子	東京都北児童相談所	○(H31.4 から)	○(H31.4 から)	
	坂内 八重子	北区立児童館長会	○	○	
	服部 晶子	北区立幼稚園長会	○		○
	香宗我部まゆみ	北区立保育園長会	○		○
	平山 卓	北区立小学校長会	○(H31.3 まで)		
	貝塚 一石	北区立小学校長会	○(H31.4 から)		○(H31.4 から)
区 民	今井 直樹	公募委員	○	○	
	大塚 麻子	公募委員	○	○	
	新保 友恵	公募委員	○		○
	手塚 優子	公募委員	○		○

敬称略、順不同

○第4期（令和元年8月1日～令和3年7月31日）

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	次世代育成支援行動計画部会	支援事業計画部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長		部会長
	神長 美津子	國學院大學教授	副会長	部会長	
	伊藤 秀樹	東京学芸大学講師	○		○
	小田川 華子	首都大学東京客員准教授	○	○	
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○	○	
	足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会	○	○	
	川染 誉	北区立中学校 PTA 連合会	○	○	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	○		○
	鹿田 昌宏	北区医師会	○		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○	○	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	○	○	
	林 賢太郎	連合東京北地区協議会	○		○
	森 健太郎	北区立小学校 PTA 連合会	○	○	
区職員・ 関係行政 機関	奥村 宏	北区立中学校長会	○	○	
	貝塚 一石	北区立小学校長会	○		○
	香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会	○		○
	坂内 八重子	北区立児童館長会	○	○	
	服部 昌子	北区立幼稚園長会	○		○
	横森 幸子	東京都北児童相談所	○	○	
区 民	小林 宏一郎	公募委員	○	○	
	新保 友恵	公募委員	○		○
	堀ノ内 紀子	公募委員	○	○	

敬称略、順不同

○第3期（平成30年4月1日～令和元年7月31日）※平成30年度以降

子ども・子育て会議	会議・部会種別		議事
	次世代育成支援行動計画部会	支援事業計画部会	
第22回 (平成30年7月12日)			(1)「子ども・子育て支援計画2015」中間見直しの完成について (2)「子ども・子育て支援計画2020」策定について (3)保育園の待機児童解消の取り組みについて (4)国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて (5)児童扶養手当制度等の運用見直しについて (6)平成31年度北区放課後子ども総合プランの実施について (7)生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について (8)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業について (9)生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援教室について
第23回 (平成30年8月23日)			(1)保育施設等の今後の予定について (2)「北区子ども・子育て支援計画2015」計画事業の平成29年度実績報告 (3)「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けた区民意識・意向調査について
第24回 (平成30年12月19日)			(1)平成31年4月期における保育施設の開設等について (2)学童クラブの新設及び移設について (3)「北区子ども・子育て支援計画2015」計画事業の平成29年度の実績報告及び主な取り組み事業の進捗状況の評価についての報告 (4)「北区子ども・子育て支援計画2020」策定について
第25回 (平成31年2月14日)			(1)平成31年度予算案の概要について (2)「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果について (3)「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けての検討 (4)北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について (5)平成31年度北区放課後子ども総合プランの実施等について (6)放課後棟建築工事遅延による放課後子ども総合プラン(学童クラブ・放課後子ども教室)の対策について
	第1回 (令和元年6月11日)		(1)次世代育成支援行動計画の体系について (2)施策目標について (3)個別目標別事業について (4)その他
		第1回 (令和元年7月3日)	(1)子ども・子育て支援事業計画の概要 (2)計画の考え方、区域設定、人口推計、体系 (3)幼児期の教育・保育 (4)地域子育て支援事業計画について (5)その他
第26回 (令和元年7月31日)			1 「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けての検討 (1)次世代育成支援行動計画部会の報告と対応について (2)支援事業計画部会の報告と対応について 2 子ども・子育て施策に係る報告事項 (1)保育所待機児童の解消の取り組みについて (2)幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について (3)生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について (4)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業について (5)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について (6)子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)による児童手当の電子申請の運用開始について (7)児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検および乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(平成30年度調査結果) (8)星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について 3 その他 (1)第4期にむけて

○第4期（令和元年8月1日～令和3年7月31日）

子ども・子育て会議	会議・部会種別		議事
	次世代育成支援行動計画部会	支援事業計画部会	
	第2回 (令和元年9月11日)		1 次世代育成支援行動計画 個別目標別の主な取り組みについて
第27回 (令和元年10月1日)			1 子ども・子育て施策に係る報告事項 (1) 保育施設の開設予定等について (2) 幼児教育・保育無償化に伴う給食費の取扱いについて (3) 学校給食費保護者負担額軽減について (4) ベビーシッター利用助成の開始について 2 「北区子ども・子育て支援計画 2020」【素案】について
第28回 (令和元年11月12日)			1 「北区子ども・子育て支援計画 2020」【案】について 2 北区子ども・子育て支援計画 2015 の実績報告について (1) 次世代育成支援行動計画 (2) 子ども・子育て支援事業計画
第29回 (令和2年2月10日)			1 北区子ども・子育て支援計画 2020【案】に関するパブリックコメント実施結果（案） 2 子ども・子育て施策に係る報告事項 (1) 学童クラブの定員拡大について (2) 浮間中学校等複合施設の開設について (3) 子ども家庭支援センター条例の制定について (4) 「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について (5) 北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）について 3 子ども・子育て施策に係る令和2年度予算案の概要について

制定日：昭和 26 年 5 月 5 日

制定者：児童憲章制定会議

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

6

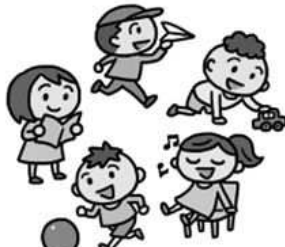
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（抜粋）

子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

出典：（公財）日本ユニセフ協会ウェブサイトより

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条（締約国の義務）省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）省略

第9条（父母からの分離に関する手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）省略

第10条（家族の再統合に対する配慮）省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去）省略

第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由）省略

第15条（結社及び集会の自由）省略

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）省略

第18条（児童の養育及び発達に関する父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達に関する父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達に関する第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育に関する責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条（養子縁組に際しての保護）省略

第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）省略

第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）省略

第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

第27条（相当な生活水準についての権利）省略

第28条（教育についての権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）省略

第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
- (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条（麻薬の不正使用等からの保護）省略

第34条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）省略

第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）省略

第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）省略

第38条（武力紛争における児童の保護）省略

第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）省略

第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）省略

第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）省略

第2部 省略

第3部 省略

北区子ども・子育て支援計画 2020

発行年月：令和2年（2020年）3月

発行：東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部子ども未来課

〒114-8546

東京都北区滝野川 2-52-10

電話：03（3908）9097

刊行物登録番号

31-1-160



日本語訳：(公財)日本ユニセフ協会

このポスターは、より多くの人々に「子どもの権利条約」の内容や重要性を知ってもらい、子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利条約 30 周年となる 2019 年にユニセフが製作しました。それぞれのアイコンは、日本語を含む 13 の言語で展開されたオンラインアンケート投票によって決定されました。